

# 事務事業の概要と現況

—令和元年5月—

地 域 振 興 部  
区 民 部  
生 活 環 境 部



# 目 次

## （地域振興部）

地域振興部組織図	-----	1 頁
地域振興部職員配置状況	-----	2 頁
分 掌 事 務	-----	3 頁
地 域 振 興 課	-----	7 頁
副参事（地域のきずなづくり担当）	-----	34 頁
副参事（区民施設担当）	-----	34 頁
文化施策担当課長	-----	34 頁
産 業 振 興 課	-----	35 頁
副参事（観光振興担当）	-----	55 頁
プレミアム付商品券担当課長	-----	57 頁
ス ポ ー ツ 推 進 課	-----	58 頁
東京リビ°ック・パ°リリ°ック担当課長	-----	78 頁

## （区民部）

区民部組織図	-----	83 頁
区民部職員配置状況	-----	84 頁
分 掌 事 務	-----	85 頁
区 民 情 報 課	-----	93 頁
戸 籍 住 民 課	-----	99 頁
税 務 課	-----	112 頁
収 納 推 進 課	-----	117 頁
国 保 年 金 課	-----	123 頁

## （生活環境部）

生活環境部組織図	-----	137 頁
生活環境部職員配置状況	-----	138 頁
分 掌 事 務	-----	139 頁
リサイクル清掃課	-----	143 頁
環 境 課	-----	149 頁
北 区 清 掃 事 務 所	-----	160 頁

※注釈 1 5月1日以降は「令和」と表示しています。

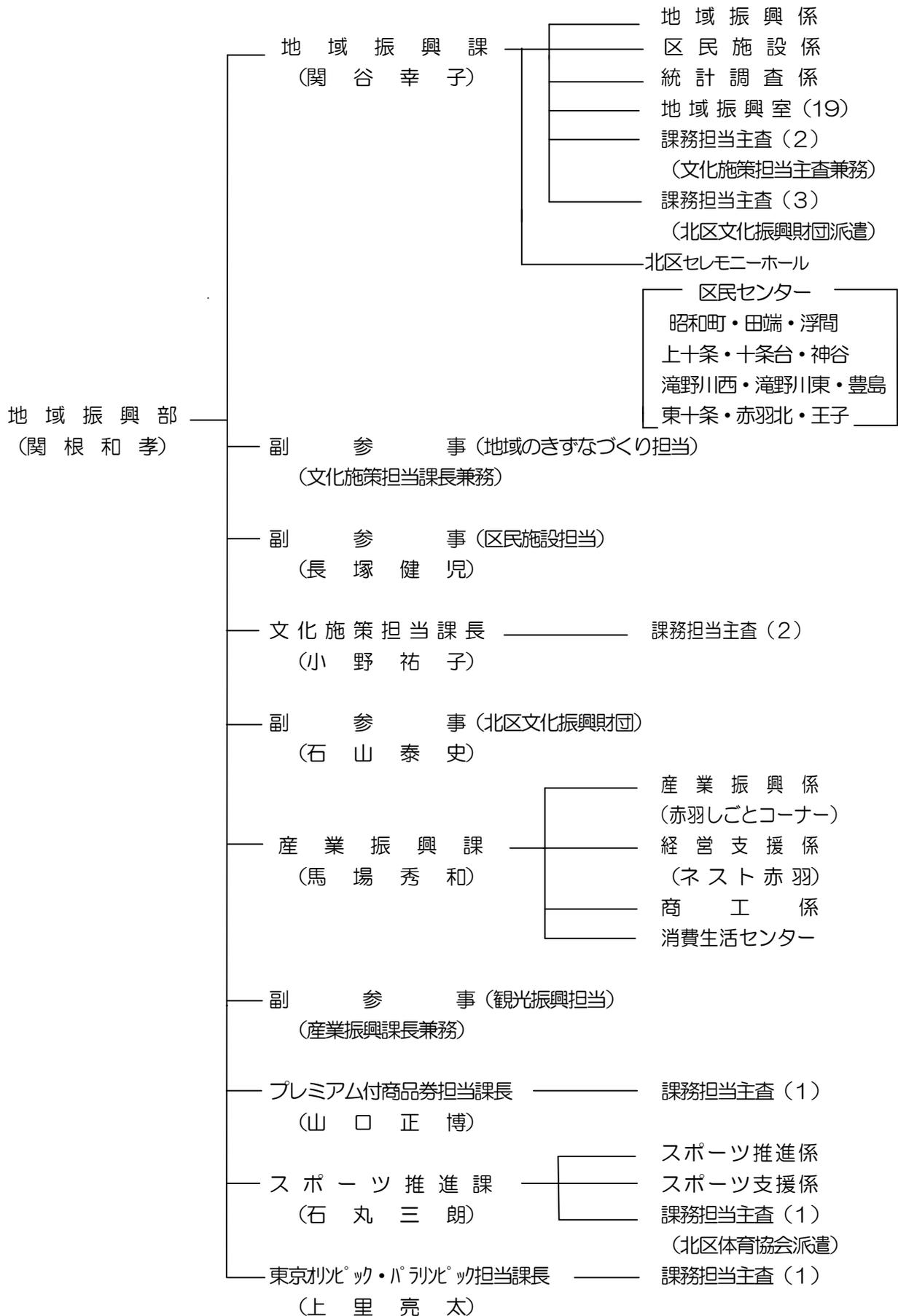


地 域 振 興 部



# 地域振興部組織図

平成31年4月1日現在



# 地域振興部職員配置状況

平成31年4月1日現在

係名		部長	課長	係長・主査	係員	再任用	再雇用	計	備考
地域振興課	地域振興係	1	1	2 (2)	8			12	兼務2名（文化施策担当課）
	【文化振興財団】		【1】	【4】	【2】			【7】	派遣（（公財）北区文化振興財団）
	地域振興室			19	2	36	2	59	
	区民施設係			2	7			9	
	統計調査係			1	4			5	
	セレモニーホール			(1)					兼務1名（区民施設係長）
	ふれあい館			(1)		2		2	兼務1名（区民施設係長）
	計4係	1	1 【1】	24 【4】	21 【2】	38	2	87 【7】	
副参事（地域のきずなづくり担当）			(1)						兼務1名（文化施策担当課長）
副参事（区民施設担当）			1					1	
文化施策担当課長			1	2	(1)			3	兼務1名（地域振興課）
産業振興課	産業振興係		1	2	5			8	
	【東京北区観光協会】				【1】			【1】	派遣（（一社）東京北区観光協会）
	赤羽しごとコーナー					1		1	
	経営支援係			1	5			6	
	商工係			1	6	1	1	9	
	消費生活センター			1	2		1	4	
	計4係		1	5	18 【1】	2	2	28 【1】	
副参事（観光振興担当）			(1)					(1)	兼務1名（産業振興課長）
プレミアム付商品券担当課長			1	2	4 (1)			7 (1)	兼務1名（区民情報課）
スポーツ推進課	スポーツ推進係		1	1	4			6	
	【北区体育協会】			【1】	【1】			【2】	派遣（（公財）北区体育協会）
	スポーツ支援係			2	4	1		7	
	計2係		1	3 【1】	8 【1】	1		13 【2】	
東京オリンピック・パラリンピック担当課長			1	2	4			7	
部計	3課6担当	1	7 【1】	38 【5】	55 【4】	41	4	146 【10】	【】は派遣職員数で別掲

（）は兼務 【】は派遣を表す

# 分 掌 事 務

## 地 域 振 興 部

### 地域振興課

#### 地域振興係

1. 地域振興室の連絡調整に関する事。
2. 住民自治団体に関する事。
3. 地縁による団体の認可に関する事。
4. 赤十字奉仕団に関する事。
5. 自衛官募集に関する事。
6. 区が所有する掲示板の管理に関する事。
7. 区民まつりに関する事。
8. 友好都市（国内）交流に関する事。
9. コミュニティ活動及びNPO・ボランティア活動の推進に関する事。
10. 協働の推進に関する事。
11. 文化振興財団に関する事。
12. 部の庶務に関する事。
13. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関する事。
14. 部内他の課、係に属しない事。

#### 区民施設係

1. 区民施設の整備計画に関する事。
2. 区民施設の改修及び維持管理に関する事。
3. 区民センターに関する事。
4. ふれあい館に関する事。
5. 斎場に関する事。
6. 自然休暇村事業施設に関する事。
7. 元気ぷらざに関する事。
8. 北とぴあに関する事。
9. 滝野川会館に関する事。
10. 赤羽会館に関する事。
11. コミュニティアリーナに関する事。

#### 統計調査係

1. 統計法第二条の規定に基づく基幹統計及びその他の統計調査に関する事。

### 地域振興室 19室

1. 担当区域におけるコミュニティ活動の推進に関すること。
2. 担当する地域振興室の会議室及び活動コーナーの使用に関すること。
3. 担当区域における区民に対する各種情報の提供等に関すること。
4. 担当区域における区民の要望及び苦情の窓口相談に関すること。
5. ふれあい館の管理に関すること（十条台地域振興室、王子地域振興室、豊島地域振興室、神谷地域振興室、志茂地域振興室、赤羽北地域振興室、滝野川西地域振興室、滝野川東地域振興室、昭和町地域振興室、浮間地域振興室、田端地域振興室、東十条振興室に限る）。
6. その他担当区域におけるコミュニティに関すること。

### 区民センター 12施設

1. 区民センターの運営及び施設管理に関すること。
2. ふれあい館の使用承認に関すること。
3. ふれあい館の使用料等の徴収及び還付に関すること。

### 単独ふれあい館 9施設

1. ふれあい館の運営及び施設管理に関すること。
2. ふれあい館の使用承認に関すること。
3. ふれあい館の使用料等の徴収及び還付に関すること。

### 副参事（地域のきずなづくり担当）

1. 地域のきずなづくりに関すること。

### 副参事（区民施設担当）

1. 区民施設の整備計画に関すること。
2. 区民施設の改修及び維持管理に関すること。

### 文化施策担当課長

#### 課務担当主査

1. 区の文化施策に関すること。

## 産業振興課

### 産業振興係

1. 産業の振興に関する調査、計画及び調整に関すること(他に規定するものを除く)。
2. 産業団体との連携及び支援に関すること。
3. 産業関連情報の収集及び発信に関すること。
4. 中小企業従業員退職金等共済制度に関すること。
5. 中小企業従業員退職金等共済運営審議会に関すること。
6. 勤労者サービスセンターに関すること。
7. 浮間ヶ原桜草の保存事業に関すること。
8. 農地の転用に関すること。
9. 観光の振興に関すること。
10. 景気対策及び就労支援に係る総合的推進に関すること。
11. 内職相談に関すること。
12. 雇用に係る施策の調整及び推進に関すること。
13. 赤羽しごとコーナーに関すること。
14. 課内他の係に属しないこと。

### 経営支援係

1. 中小企業の振興に関すること。
2. 中小企業の経営相談に関すること。
3. 中小企業の事業資金等の融資あっせんに関すること。
4. 起業家支援に関すること。
5. ネスト赤羽に関すること。
6. コミュニティビジネスに関すること。

### 商工係

1. 商業の振興に関すること。
2. 商店街振興組合に関すること。
3. 商業関係団体との連絡調整に関すること。
4. 大規模小売店舗に関すること。
5. ものづくりの振興に関すること。
6. 工業関係団体との連絡調整に関すること。

### 消費生活センター

1. 消費者安全法第八条第二項各号に掲げる事業に関すること。
2. 消費者教育に関すること。

3. 消費者行政指導事務等に関すること。

## 副参事（観光振興担当）

1. 観光の振興に関すること。

## プレミアム付商品券担当課長

### 課務担当主査

1. プレミアム付商品券事業（内閣官房プレミアム付商品券施策推進室及び内閣府プレミアム付商品券事業担当室が所管するものに限る。）の実施に関すること。

## スポーツ推進課

### スポーツ推進係

1. スポーツ推進に関すること。
2. スポーツ推進計画に関すること。
3. 総合型地域スポーツクラブに関すること。
4. スポーツ推進委員に関すること。
5. 体育協会に関すること。
6. 障害者スポーツの充実に関すること。
7. スポーツ行事に関すること。
8. 課内他の係に属しないこと。

### スポーツ支援係

1. スポーツ施設の管理に関すること。
2. スポーツ施設の使用承認並びに使用料の徴収及び還付に関すること。
3. スポーツ施設の整備計画及び建設に関すること。
4. スポーツ施設のバリアフリー化に関すること。
5. スポーツ団体及びレクリエーション団体に関すること。

## 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

### 課務担当主査

1. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催支援に関すること。
2. 「トップアスリートのまち・北区」の推進に関すること。

## 地 域 振 興 部

### 地 域 振 興 課

#### 1. 住民自治団体

##### (1) 住民自治団体の組織

地域住民相互の連絡、生活環境の整備、良好な地域社会の形成及び維持などを目的に、区内には181の町会・自治会が結成されている。また、これらの団体は、各地域振興室を単位として連合会があり、さらに、王子、赤羽、滝野川の各地区の連合会と区内町会・自治会を一つにした北区町会自治会連合会を結成している。

#### 町 会 ・ 自 治 会 数 一 覧 表

平成31年4月1日現在

地域振興室管内別町会自治会連合会	地域振興室	町会・自治会数	
		北自連加入	未加入
十条台地区連合町会	十条台	13	
王子町会自治会連合会	王子	11	
豊島連合町会	豊島	10	
十条地区町会連合会	十条	7	
神谷連合町会	神谷	8	1
赤羽西地区町会自治会連合会	赤羽西	11	3
志茂町会自治会連合会	志茂	5	
赤羽管内連合自治会	赤羽	5	
赤羽北地区町会自治会連合会	赤羽北	11	1
滝野川西部自治連合会	滝野川西	9	2
滝野川東地区自治会連合会	滝野川東	10	
西ヶ原東地区自治会連合会	西ヶ原東	7	
昭和町地区自治会連合会	昭和町	5	
浮間地区町自治会連合会	浮間	14	
桐ヶ丘地区自治会連合会	桐ヶ丘	16	
田端地区自治会連合会	田端	9	
東十条町会連合会	東十条	6	
堀船町会自治会連合会	堀船	10	
東田端連合自治会	東田端	6	1
計		173	8

地区別自治会連合会	町会・自治会連合会数	町会・自治会数
王子地区町会自治会連合会	6	57
赤羽地区町会自治会連合会	7	70
滝野川自治会連合会	6	46
計	19	173

(2) 住民自治団体への委託等

ア. 町会・自治会委託料	令和元年度予算	155,550千円
区民にお知らせするポスターの掲示及びチラシ等の配布委託料		
イ. 町会・自治会館建設費等補助費	令和元年度予算	46,155千円
新築	助成割合 1/2 (限度額 1,000万円)	3件
改修	助成割合 1/2 (限度額 500万円)	3件
耐震診断	限度額 10万5千円に消費税を加えた額	10件

2. 赤十字奉仕団

(1) 赤十字奉仕団の目的

赤十字奉仕団は、赤十字の原則である人道、博愛の精神に基づき、災害救護、社会福祉等の諸活動について必要な奉仕活動を実践するものである。

(2) 赤十字奉仕団の組織

北区赤十字奉仕団のもとに分団を地域振興室ごとに設けている。

北区赤十字奉仕団	委員長	1名
	副委員長	6名
分 団	委員長	19名
	副委員長	82名

(3) 平成30年度の活動

ア. 会費募集	募集実績	24,905,930円
イ. 献血活動	実施回数	12回
	奉仕者数	144名
ウ. 都立北療育医療センター裁縫奉仕	実施回数	12回
	奉仕者数	24名

3. 自衛官募集

令和元年度予算 22千円

自衛隊法及びこれに基づく政令の定めるところにより自衛官の募集に関する事務の一部を行い、主として募集のPR等の協力をしている。

4. 区民まつり

令和元年度予算 17,105千円

区民が主催し、区民が主役となって第36回「ふるさと北区区民まつり」を実施する。昨年同様、北区町会自治会連合会及び北区青少年地区委員会が主催し、区が共催する形で合同運営委員会を組織し運営する。また、王子・赤羽・滝野川地区の各実行委員会で、それぞれの地区の個性を生かした内容を検討していく。

実施日 令和元年10月5日(土)・6日(日)

会場	王子地区	飛鳥山公園
	赤羽地区	赤羽公園・赤羽会館・赤羽駅前
	滝野川地区	滝野川公園・滝野川体育館

5. 友好都市（国内）交流事業 令和元年度予算 2,188千円

北区は、山形県酒田市・群馬県甘楽町・群馬県中之条町と「友好都市交流協定」締結20周年（平成29年度）をむかえた。今後も、文化、教育、産業、スポーツなど、さまざまな交流事業を推進していくとともに、4都市間で新たな連携の促進を図っていく。

(1) 酒田市

ア. ふれあい酒田

令和元年12月1日（日） 会場：北とぴあ

(2) 中之条町

ア. 親子ふるさと体験

令和元年7月26日（金）～7月27日（土） 40名程度（予定）

イ. 剣道の交流（自主交流）

令和元年9月28日（土）～9月29日（日） 50名（予定）

(3) 甘楽町

ア. バレーボールの交流（自主交流）

令和元年5月11日（土）～5月12日（日） 50名（予定）

イ. ソフトテニスの交流（自主交流）

令和元年6月22日（土）～6月23日（日） 30名（予定）

ウ. 少年サッカーの交流（自主交流）

令和元年10月5日（土）～10月6日（日） 55名（予定）

6. 北区文化振興財団 令和元年度予算 304,198千円

北区における文化の振興を目的として北区が設置した（公財）北区文化振興財団の担当課としての事務を行っている。

(1) 財団補助

財団運営の安定に資することを目的として助成を行っている。

ア. 文化の振興に関する事業の企画及び実施

（北とぴあホール事業・北とぴあ国際音楽祭事業・田端文士村記念館普及啓発事業等、9事業）

イ. 芸術・文化活動に関する調査、育成及び普及

（北区民オーケストラ及び合唱団育成事業、区民絵画展事業等、6事業）

ウ. その他、目的を達成するために必要な事業

(2) 財団委託

文化振興事業及び文化施設等の管理運営を財団に委託している。

ア. （仮称）彫刻アトリエ館管理運営事業

イ. 子どもかがやき文化芸術事業

ウ. 北区所蔵美術品展示事業

エ. 文化芸術の「卵」育成事業

オ. パイプオルガン演奏会事業

(3) 財団経営状況報告書作成

(4) 文化芸術活動拠点

旧豊島北中学校校舎1階の一部及び2階から4階を文化芸術活動拠点（愛称：ココキタ）と

して開設し、施設を財団に無償で貸し付け、財団と協定を締結し文化芸術活動拠点事業を行う。

## 7. 協働の推進

### (1) 協働推進員の設置

年度ごとに協働推進員を設置し、協働を推進するためのネットワークの整備、充実を図る。

### (2) 協働総合相談窓口の設置

NPO・ボランティアぶらざに協働総合相談窓口を設置し、協働に関する提案・相談などに対して、庁内外の協働関連部署と連携して対応を進める。

### (3) 平成30年度協働取組事例の募集・活用

平成30年度における協働取組事例をデータベース化し、迅速・的確な活用を図る。

### (4) 協働の担い手づくり支援事業

令和元年度予算 1,460千円

政策提案協働事業をはじめとした協働事業を進めるために必要な情報や活動環境の提供、協働事業の担い手育成のための研修等を実施する。

### (5) NPO・ボランティアぶらざ運営事業

令和元年度予算 49,629千円

市民活動推進機構への事業委託、施設管理委託を通じて、区民の視点に立ったNPO・ボランティア活動推進のための事業実施とともに活動環境の整備を図る。

また、団塊世代を中心とする人々（アクティブシニア）のネットワークづくり、地域で活躍するための場、きっかけをつくるための情報提供、支援を行う。

## 平成30年度北区NPO・ボランティアぶらざ利用状況

### 施設利用状況

平成 30.4.1～平成 31.3.31（単位：人）

	月別利用状況												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
サロンコーナー	410	424	404	389	371	387	392	380	323	389	387	511	4,767
情報コーナー	54	41	47	49	44	64	49	42	47	47	51	47	582
相談コーナー	716	705	714	862	582	632	601	426	488	1,006	988	569	8,289
交流コーナー	423	390	509	424	265	400	392	333	360	422	461	549	4,928
会議室	49	51	34	75	47	20	40	25	44	32	31	52	500
合計	1,652	1,611	1,708	1,799	1,309	1,503	1,474	1,206	1,262	1,896	1,918	1,728	19,066
開所日数	24	24	26	25	25	24	25	24	22	22	22	26	289
一日平均	68.8	67.1	65.7	72.0	52.4	62.6	59.0	50.3	57.4	86.2	87.2	66.5	66.0

※情報コーナー（印刷機、丁合機、紙折り機、パソコン利用、図書貸し出し）

### 講座受講者数

平成 30.4.1～平成 31.3.31（単位：人）

	月別受講者数												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
講座受講者数	187	125	288	203	195	85	7	55	0	66	128	340	1,679

※講座内容【傾聴ボランティア講座、傾聴ボランティアスキルアップ講座、連続講座、基礎講演会、ファーストステップ、NPO 法人入門、NPO 法人専門講座、城北ブロック研修、夏！体験ボラ

ンティア、避難所運営ゲーム講座、協働担い手づくり研修、出張講座（学校・施設）】

（６）協働による地域づくりの推進

令和元年度予算 11,524千円

ア．地域づくり応援団事業 NPOやボランティア団体、グループが独自に企画、実施するまちづくり事業を支援する。

平成30年度助成実績

（20万円上限）

（受付順）

NO	事業名	団体名	助成金額
1	青空アートあそび ～子どもが笑えば大人も笑う～	北区で子どもの遊ぶ場をつくる会	200,000
2	北区のむかしばなし、あったとさ！その3	特定非営利活動法人 アドリブ	200,000
3	赤羽自然観察公園内水田を主に活用した食育事業	赤羽自然観察公園 ボランティアの会いなほクラブ	198,000
4	発達障害者（ひきこもりを含む）の社会参加応援事業	不登校・ひきこもりの 自主家族懇談会「赤羽会」	200,000
5	がん患者と家族のための居場所づくりと情報提供	王子がん哲学外来	167,000
6	音楽を活用した健康・認知症カフェの定期開催事業	元気 de おわん猫	200,000
7	フレイル予防プロジェクト 「いきいき運動ステーション」	特定非営利活動法人 れっど・しゃっふる	200,000

（50万円上限）

（受付順）

NO	事業名	団体名	助成金額
1	重度心身障害児の子供たちを支える為の事業	重度心身障害児親子の会 スマイリーサン	500,000
2	草木染から知る自然の力（その2）	東京都北区環境教育を進める会	500,000

イ．政策提案協働事業 NPOやボランティア団体と区が協働で事業を行う。

平成30年度実施事業

NO	事業名	団体名	助成金額
1	プログラミング教育の啓発事業	特定非営利活動法人 プログラミング教育研究所	2,115,000
2	北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業	特定非営利活動法人 東京シューレ	2,560,000

## 8. 地域振興室

町会・自治会連合会等の地域団体の活動支援やその他コミュニティ活動推進のために必要な事業を実施している。

### 地域振興室の現況

名 称	所 在 地	土 地	
		面 積 (㎡)	所 有
十条台 地域振興室	中十条1丁目2番18号		
王 子 地域振興室	豊島1丁目14番12		
豊 島 地域振興室	豊島3丁目27番22号		
十 条 地域振興室	十条仲原1丁目20番10号	296.87	区
神 谷 地域振興室	神谷3丁目35番17号		
赤羽西 地域振興室	西が丘1丁目5番2号	308.42	区
志 茂 地域振興室	志茂1丁目34番17号		
赤 羽 地域振興室	赤羽南1丁目13番1号		
赤羽北 地域振興室	赤羽北2丁目25番8-201号		
滝野川西地域振興室	滝野川6丁目21番25号		
滝野川東地域振興室	滝野川1丁目46番7号		
西ヶ原東地域振興室	西ヶ原1丁目23番3号		
昭和町 地域振興室	昭和町3丁目10番7号		
浮 間 地域振興室	浮間2丁目10番2号		
桐ヶ丘 地域振興室	桐ヶ丘2丁目7番22号		都
田 端 地域振興室	田端3丁目16番2号		
東十条 地域振興室	東十条3丁目2番14号		
堀 船 地域振興室	堀船2丁目16番11号	312.14	区
東田端 地域振興室	東田端1丁目12番14号	330.24	借 地

平成31年4月1日現在

建 物		備 考	開設年月日
面積（地域振興室部分）	構 造		
185.26		十条台区民センター内	S.22. 4. 1
162.48	鉄筋5階建	王子区民センター内	S.22. 4. 1
258.75	鉄筋3階建	豊島区民センター内	S.22. 4. 1
322.48	鉄筋3階建		S.22. 4. 1
226.21	鉄筋3階建	神谷区民センター内	S.22. 4. 1
338.73	鉄筋2階建		S.22. 4. 1
141.50		なでしこ小学校校舎内	S.22. 4. 1
171.02		赤羽会館内	S.22. 4. 1
297.26	鉄 筋	赤羽北区民センター内	S.22. 4. 1
222.85	鉄筋8階建	滝野川西区民センター内	S.22. 4. 1
275.88	鉄筋4階建	滝野川東区民センター内	S.22. 4. 1
109.70		滝野川会館内	S.22. 4. 1
150.22	鉄筋3階建	昭和町区民センター内	S.22. 4. 1
164.37	鉄筋3階建	浮間区民センター内	S.38. 4. 1
320.00	鉄筋3階建	桐ヶ丘授産場2階	S.38. 4. 1
264.64	鉄筋4階建	田端区民センター内	S.39. 4. 1
304.77	鉄筋5階建	東十条区民センター内	S.41. 4. 1
353.28	鉄筋3階建		S.48. 4. 16
369.00	鉄筋3階建	児童室併設（154.00㎡）	S.48. 11. 12

開設年月日は旧出張所の開設の日付  
 （地域振興室は平成13年4月1日付開設）

9. 区民センター・ふれあい館の管理

令和元年度予算 590,626千円

地域コミュニティ活動の拠点施設、また高齢者の娯楽・教養の向上の場として、区民センター及びふれあい館を設置し、集会施設等の貸出しを行っている。（平成8年5月1日に従来の区民館、福祉館を統合し、ふれあい館となった。）

なお、区民センター内の児童館、保育園、図書館等の運営は、それぞれの所管課で行っている。平成18年度から一部ふれあい館に指定管理者制度を導入した。

ふれあい館施設一覧

施設名	所在地	敷地面積	延床面積 (ふれあい館部分)
浮間ふれあい館	浮間2-10-2 (浮間区民センター内)	888.47 <sup>m<sup>2</sup></sup>	688.95 <sup>m<sup>2</sup></sup>
昭和町ふれあい館	昭和町3-10-7 (昭和町区民センター内)	1,159.71	769.87
田端ふれあい館	田端3-16-2 (田端区民センター内)	668.35	762.37
上十条ふれあい館	上十条3-3-9 (上十条区民センター内)	659.02	667.64
十条台ふれあい館	中十条1-2-18 (十条台区民センター内)	2,960.23	536.35
神谷ふれあい館	神谷3-35-17 (神谷区民センター内)	1,791.42	752.99
滝野川西ふれあい館	滝野川6-21-25 (滝野川西区民センター内)	1,042.36	1,868.02
滝野川東ふれあい館	滝野川1-46-7 (滝野川東区民センター内)	1,239.32	543.04
豊島ふれあい館	豊島3-27-22 (豊島区民センター内)	1,994.66	835.67
東十条ふれあい館	東十条3-2-14 (東十条区民センター内)	2,191.08	748.19
赤羽北ふれあい館	赤羽北2-25-8-201 (赤羽北区民センター内)	762.88	829.38
王子ふれあい館	豊島1-14-12 (王子区民センター内)	360.05	222.89

平成31年4月1日現在

構 造	施 設 内 容	開設年月日
鉄筋 3階建	1階 事務室 2階 和室3、ホール2 3階 ホール1	S51.12.1
鉄筋鉄骨 3階建	1階 事務室、ホール1 2階 和室2、洋間1、ホール2	S59.1.23
鉄筋 4階建	1階 事務室 2階 ホール3 4階 和室2、洋間1	S59.6.4
鉄筋 3階建	1階 事務室、和室1、ホール1 2階 和室3、ホール1	S60.7.15
本館 鉄骨鉄筋 4階建 別館 鉄骨 2階建	本館2階 事務室 本館4階 和室3、ホール1 別館1階 ホール1 別館2階 和室2	S63.6.1
鉄筋・一部鉄骨鉄筋 3階建	地下 ホール1、音楽練習室1 1階 事務室 2階 和室4、ホール2	H6.4.25
鉄筋 9階建	6階 和室1、ホール1、音楽練習室1 7階 事務室、和室4、ホール1 8階 ホール1	H8.6.3
鉄筋 4階建	1階 事務室 ※2階…昼間は老人いこの家、 夜間はふれあい館として使用 (2階 和室3) 3階 和室1、ホール2	H9.8.4
鉄筋 3階建	2階 事務室、和室4、ホール2、音楽練習室1	H10.8.3
鉄筋 5階建	1階 事務室、展示コーナー 3階 和室4、ホール1 4階 ホール1、音楽練習室1	H13.9.3
鉄骨鉄筋13階建の 1～3階の一部	2階 事務室、ホール2 3階 和室3、娯楽室1、音楽練習室1	H14.9.10
鉄筋 5階建	1階 事務室 3階 和室1、ホール1 4階 ホール1	H21.4.1

施設名	所在地	敷地面積	延床面積 (ふれあい館部分)
赤羽ふれあい館	赤羽1-59-9 (ネスト赤羽3階)	_____ m <sup>2</sup>	225.00 m <sup>2</sup>
桐ヶ丘ふれあい館	桐ヶ丘2-7-43 (桐ヶ丘中央公園敷地内)	_____	188.01
島下ふれあい館	赤羽西6-10-12 (島下公園敷地内)	_____	150.00
稲付ふれあい館	赤羽西3-19-5 (稲付公園敷地内)	_____	169.23
西が丘ふれあい館	西が丘1-47-15	331.90	441.43
堀船ふれあい館	堀船3-7-12	414.58	497.71
東田端ふれあい館	東田端2-20-51 (新田端大橋高架下)	698.17	401.96
岸町ふれあい館	岸町1-6-17	976.51	926.94
志茂ふれあい館	志茂1-34-17 (なでしこ小学校校舎内1階)	_____	531.57

構 造	施 設 内 容	開設年月日
鉄筋 3階建	3階 事務室、和室2、集会室1 ※赤羽ふれあい館自主管理運営委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S53.10.17
鉄筋 2階建	1階 事務室、和室2 2階 和室2 ※桐ヶ丘ふれあい館自主管理運営委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S53.4.20
鉄筋 3階建	1階 和室1 2階 事務室、和室1 3階 和室1 ※島下ふれあい館自主管理委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S48.11.1
鉄筋 2階建	1階 事務室、和室2 2階 和室1 ※稲付ふれあい館自主管理運営会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S48.8.1
鉄筋 2階建	1階 事務室、和室1 2階 ホール2 ※西が丘ふれあい館自主管理委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	H元.4.1
鉄筋 2階建	1階 事務室、ホール1 2階 集会室2、和室3	H22.4.1
鉄筋 1階建	1階 事務室、和室2、ホール1 ※東田端ふれあい館自主管理運営委員会を指定管理者に指定 (H29.4.1～)	H4.4.23
鉄筋 (一部軽量鉄骨造) 3階建	1階 事務室、集会室1 2階 集会室2、和室1 3階 集会室1	H19.4.1
鉄筋 (一部鉄骨) 造 4階建	1階 事務室、ホール1、和室1	H30.4.23

平成30年度 ふれあい館使用実績表

施設名		集 会 コ ー ナ					
		和 室		ホ ー ル		音 楽 練 習 室	
		件 数	利用人員	件 数	利用人員	件 数	利用人員
区民センター内ふれあい館	浮間ふれあい館	件 38	人 186	件 1,324	人 25,554	件 —	人 —
	昭和町ふれあい館	161	1,840	1,154	38,490	—	—
	田端ふれあい館	263	1,773	1,425	35,932	—	—
	上十条ふれあい館	652	6,092	458	13,876	—	—
	十条台ふれあい館	510	3,167	1,117	28,161	—	—
	神谷ふれあい館	384	3,284	777	18,847	464	1,784
	滝野川西ふれあい館	754	9,856	1,810	64,340	1,071	4,751
	滝野川東ふれあい館	369	3,220	1,534	32,975	—	—
	豊島ふれあい館	294	2,948	1,275	27,233	478	1,445
	東十条ふれあい館	816	8,163	2,603	51,920	1,161	5,033
	赤羽北ふれあい館	589	6,801	2,048	39,202	821	4,036
	王子ふれあい館	232	2,964	857	13,630	—	—
単独ふれあい館	赤羽ふれあい館	105	738	59	285	—	—
	桐ヶ丘ふれあい館	—	—	—	—	—	—
	島下ふれあい館	—	—	—	—	—	—
	稲付ふれあい館	—	—	—	—	—	—
	西が丘ふれあい館	178	4,251	865	15,065	—	—
	堀船ふれあい館	463	3,690	1,312	22,090	—	—
	志茂ふれあい館	174	2,060	846	14,409	—	—
	東田端ふれあい館	248	1,979	1,268	32,470	—	—
	岸町ふれあい館	180	1,867	1,858	40,002	—	—
合 計	6,410	64,879	22,590	514,481	3,995	17,049	

1. 表中、貸出施設としての設置がない箇所は「—」で表示。
2. 西が丘・王子ふれあい館の高齢者福祉コーナーは、月・水・金曜日のみ開設。
3. 志茂ふれあい館の高齢者福祉コーナーは、水・木・金曜日のみ開設。
4. 赤羽・桐ヶ丘・島下・稲付・西が丘・東田端ふれあい館は指定管理者制度を導入。
5. 赤羽・桐ヶ丘・島下・稲付・堀船ふれあい館は旧福祉館ふれあい館。
6. 昭和町・田端ふれあい館の和室には洋間を含む。
7. 赤羽北ふれあい館のホールには娯楽室を含む。
8. 浮間ふれあい館は空調機改修工事に伴い平成31年1月15日から3月31日まで休館。
9. 西が丘ふれあい館は空調機改修工事に伴い平成30年8月15日から9月30日まで休館。
10. 志茂ふれあい館は平成30年4月23日に開設。

ナ						高齢者福祉コーナー	
展示コーナー		合 計		減免件数（再掲）		利用人員	一 日 平 均
件 数	利用人員	件 数	利用人員	減額件数	免除件数		
件	人	件	人	件	件	人	人
—	—	1,362	25,740	127	321	1,580	5
—	—	1,315	40,330	143	269	454	1
—	—	1,688	37,705	8	251	4,871	14
—	—	1,110	19,968	5	131	5,860	17
—	—	1,627	31,328	54	834	1,044	3
—	—	1,625	23,915	203	248	6,329	18
—	—	3,635	78,947	1,344	421	2,573	7
—	—	1,903	36,195	128	261	—	—
—	—	2,047	31,626	47	482	1,477	4
511	6,214	5,091	71,330	84	232	5,407	15
—	—	3,458	50,039	154	234	3,430	10
—	—	1,089	16,594	0	145	154	1
—	—	164	1,023	0	0	4,557	13
—	—	—	—	—	—	1,583	4
—	—	—	—	—	—	5,577	18
—	—	—	—	—	—	10,466	29
—	—	1,043	19,316	48	181	3,417	25
—	—	1,775	25,780	36	122	1,808	5
—	—	1,020	16,469	100	220	1,450	10
—	—	1,516	34,449	46	209	1,742	5
—	—	2,038	41,869	6	658	5,323	16
511	6,214	33,506	602,623	2,533	5,219	69,102	220

10. 斎場の管理

令和元年度予算 44,396千円

区民が安心して葬儀を行う場として、斎場「北区セシモニーホール」の貸出を行っている。なお、平成30年度から区外利用者の受付を開始した。

- (1) 所在地 北区浮間1丁目13番6号  
開設年月日 平成6年8月1日
- (2) 敷地面積 1,252.59㎡
- (3) 延床面積 2,288.91㎡
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造  
地下1階、地上3階建
- (5) 施設内容 地下1階 事務室、機械式駐車場(20台)  
1階 受付、ロビー、柩保管室  
2階 式場、通夜控室、家族控室、式師控室  
3階 式場、通夜控室、家族控室、式師控室

平成30年度 斎場利用実績表

平成30. 4. 1～平成31. 3.31

種別 月別	有効日数(※1) (2室の延べ日数)	式場(2室) 利用件数	柩保管室(4室) 利用件数
4	52 日	17 件	16 件
5 (※2)	20	5	2
6 (※2)			
7 (※2)			
8	50	29	32
9	50	13	4
10	52	26	19
11	50	21	35
12	50	23	35
1	48	29	34
2	48	36	45
3	50	22	28
計	470	221	250

※1 12月31日、1月1・2日、友引の前日、臨時休館日を除く。

※2 エレベーター等改修工事に伴い、平成30年5月14日から7月31日まで休館。

11. 北区民自然休暇村事業 令和元年度予算 13,421千円

北区民自然休暇村事業施設「甘楽ふるさと館」の管理業務を行っている。

本施設は、昭和62年に北区が群馬県甘楽町と共同施工で建設し、北区分建物を甘楽町に無償貸付して、甘楽町の公の施設として運営している。なお、甘楽町は一般財団法人甘楽町都市農村交流協会に管理委託し運営をしている。

- (1) 所在地 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡2014-1  
開設年月日 昭和63年4月1日
- (2) 敷地面積 12,143.92 m<sup>2</sup> (甘楽町所有)
- (3) 施設面積
- ① 北区民自然休暇村事業施設 (北区分建物)
    - 宿泊棟 702.11m<sup>2</sup>
    - 管理人棟 46.47m<sup>2</sup>
    - 屋外炊事場 24.30m<sup>2</sup>
    - 屋外トイレ 6.21m<sup>2</sup> (平成19年7月18日設置)
    - 計 779.09m<sup>2</sup>
  - ② 甘楽町農業体験実習施設
    - 体験実習棟 501.50m<sup>2</sup>
    - 風除室 16.75m<sup>2</sup> (平成26年1月11日設置)
    - 計 518.25m<sup>2</sup>
  - ③ 甘楽町総合交流ターミナル施設
    - 宿泊研修棟 430.80m<sup>2</sup>
  - ④ 研修施設
    - 研修棟 (もみじの間) 251.61m<sup>2</sup> (平成26年5月24日設置)
- (4) 構造
- 宿泊棟〔本館〕 鉄筋コンクリート造2階建
  - 管理人棟 鉄筋コンクリート造平屋建
  - 屋外炊事場 鉄筋コンクリート造平屋建
  - 屋外トイレ 木造平屋建
  - 体験実習棟 鉄筋コンクリート造平屋建
  - 風除室 本館玄関軒下に増築
  - 宿泊研修棟〔新館〕 (総合交流ターミナル) 鉄筋コンクリート造2階建
  - 研修棟 鉄筋コンクリート造1階建
- (5) 主要施設
- 宿泊室 和室 (10畳) 10室 (トイレ付)
  - 和室 (10畳) 2室 (バス・トイレ付)
  - 和室 (6畳) 3室 (トイレ付)
  - 洋室 (ツイン) 1室 (バス・トイレ付)
  - 洋室 (シングル) 2室 (バス・トイレ付)
  - 研修室3室、食堂、浴室 (男女各1)、屋外バーベキューガーデン、屋外炊事場

平成30年度 甘楽ふるさと館（北区民自然休暇村）使用実績表

平成 30.4.1～平成 31.3.31

種 別 月 別	宿 泊											
	北 区			甘 楽 町			そ の 他			小 計		
	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計
4	54	7	61	72	0	72	364	48	412	490	55	545
5	145	30	175	76	0	76	298	26	324	519	56	575
6	75	15	90	71	0	71	243	42	285	389	57	446
7	55	20	75	26	8	34	283	111	394	364	139	503
8	286	364	650	25	30	55	332	126	458	643	520	1,163
9	105	88	193	85	0	85	324	47	371	514	135	649
10	119	46	165				331	31	362	450	77	527
11	38	1	39				437	23	460	475	24	499
12	68	7	75				378	22	400	446	29	475
1	66	6	72				237	16	253	303	22	325
2	37	0	37				212	1	213	249	1	250
3	103	136	239				193	8	201	296	144	440
合計	1,151	720	1,871	355	38	393	3,632	501	4,133	5,138	1,259	6,397

種 別 月 別	休 憩												総 合 計		
	北 区			甘 楽 町			そ の 他			小 計			(宿泊、休憩)		
	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計	大人	子供	計
4	10	0	10	1,806	4	1,810	247	8	255	2,063	12	2,075	2,553	67	2,620
5	18	0	18	1,544	15	1,559	261	19	280	1,823	34	1,857	2,342	90	2,432
6	10	2	12	1,054	5	1,059	244	21	265	1,308	28	1,336	1,697	85	1,782
7	8	0	8	2,272	4	2,276	199	61	260	2,479	65	2,544	2,843	204	3,047
8	48	72	120	1,461	6	1,467	173	24	197	1,682	102	1,784	2,325	622	2,947
9	31	49	80	1,144	14	1,158	235	6	241	1,410	69	1,479	1,924	204	2,128
10	37	39	76				1,196	16	1,212	1,233	55	1,288	1,683	132	1,815
11	3	10	13				1,089	22	1,111	1,092	32	1,124	1,567	56	1,623
12	4	0	4				1,434	24	1,458	1,438	24	1,462	1,884	53	1,937
1	3	0	3				1,566	23	1,589	1,569	23	1,592	1,872	45	1,917
2	2	0	2				1,333	30	1,363	1,335	30	1,365	1,584	31	1,615
3	8	0	8				1,349	36	1,385	1,357	36	1,393	1,653	180	1,833
合計	182	172	354	9,281	48	9,329	9,326	290	9,616	18,789	510	19,299	23,927	1,769	25,696

※ 平成30年10月から、甘楽町民とその他一般の使用料金一本化に伴い区分を変更。

(1) 平成30年9月まで ⇒ 「北区」「甘楽町」「その他」

(2) 平成30年10月以降 ⇒ 「北区」「その他」(甘楽町民は「その他」に含まれる。)

## 12. 北とぴあの管理

令和元年度予算 564,956千円

平成27年度から指定管理者制度を導入し、北とぴあマネジメント共同事業体を指定管理者に指定した。

- (1) 所在地 北区王子1丁目11番1号  
開設年月日 平成2年9月17日
- (2) 敷地面積 6,981.94 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 35,128.45 m<sup>2</sup> (スペースゆう所管分 633.59 m<sup>2</sup>を含む)
- (4) 構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造  
地下3階、地上18階建
- (5) 施設内容
- 地下3階 駐車場(111台収容)
  - 地下2階 備蓄倉庫、電気室、舞台事務所
  - 地下1階 音楽スタジオ、多目的ルーム、展示ホール、救護室
  - 1階 区民プラザ、総合案内、施設受付、チケット売場、店舗  
赤ちゃん休けい室、東京北区観光協会、レストラン
  - 2階 さくらホール、喫茶コーナー
  - 3階 つつじホール
  - 4階 北区NPO・ボランティアぷらざ
  - 5階 アストロプラザ、多様性社会推進課、スペースゆう
  - 6階 スターロード、ドームホール、601会議室
  - 7階 701会議室、第1～第2研修室
  - 8階 801～808会議室
  - 9階 901～902会議室、茶室、第1～第2和室、幼児室
  - 10階 地域振興課、文化施策担当課、北区文化振興財団、  
北とぴあ管理事務所、スポーツ推進課、  
東京オリンピック・パラリンピック担当課
  - 11階 産業振興課、プレミアム付商品券担当課、消費生活センター、  
東京広域勤労者サービスセンター(北区営業所)
  - 12階 産業関係団体事務室
  - 13階 飛鳥ホール
  - 14階 スカイホール、カナリアホール、喫煙室
  - 15階 ペガサスホール
  - 16階 宴会場
  - 17階 展望ロビー、レストラン
  - 18階 機械室

平成30年度 北とびあ使用実績表

平成30.4.1～平成31.3.31

種別 月別	会議室・研修室・幼児室・和室・茶室・音楽スタジオ・多目的ルーム・ドームホール・講師控室		小ホール (ペガサス・スカイ・カナリア・飛鳥・展示) ※小ホール・楽屋含む		大ホール (さくら・つつじ) ※小ホール・楽屋含む		合計	
	件数	使用人数	件数	使用人数	件数	使用人数	件数	使用人数
4	1,172	25,734	217	20,503	315	37,972	1,704	84,209
5	1,156	25,405	234	22,508	301	36,275	1,691	84,188
6	1,216	26,132	253	25,203	327	39,223	1,796	90,558
7	1,135	24,532	267	24,242	223	25,456	1,625	74,230
8	969	19,815	201	17,851	140	14,792	1,310	52,458
9	1,227	27,607	319	28,299	164	21,319	1,710	77,225
10	1,224	27,041	280	26,632	341	45,224	1,845	98,897
11	1,206	27,604	296	30,679	368	47,997	1,870	106,280
12	1,042	23,410	257	21,719	276	26,727	1,575	71,856
1	1,044	23,008	207	18,661	259	33,329	1,510	74,998
2	1,134	25,724	233	20,575	293	40,736	1,660	87,035
3	1,226	28,599	252	17,638	325	40,096	1,803	86,333
合計	13,751	304,611	3,016	274,510	3,332	409,146	20,099	988,267

### 13. 滝野川会館の管理

令和元年度予算 278,243千円

平成21年度から指定管理者制度を導入し、3期目はA&Nグループを指定管理者に指定した。

- (1) 所在地 北区西ケ原1丁目23番3号  
開設年月日 平成4年10月5日
- (2) 敷地面積 3,797.06 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 12,269.53 m<sup>2</sup>
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）  
地下2階（一部地下3階）、地上5階、塔屋1階
- (5) 施設内容
- |      |   |
|------|---|
| 地下2階 | 駐車場（40台収容）、空調機械室、中央監視室、音楽スタジオ2室、活動コーナー                    |
| 地下1階 | 滝野川図書館、レストラン・喫茶、サンクンガーデン                                  |
| 1階   | 滝野川会館管理事務所、滝野川区民事務所、赤ちゃん休けい室、西ケ原東地域振興室、広報コーナー、大ホール、ロビー    |
| 2階   | 大ホール、リハーサル室2室、ComComスペース、喫煙室、滝野川文化センター（料理室、和洋裁室、学習室、和室2室） |
| 3階   | 集会室4室、幼児室、滝野川文化センター（学習室2室、視聴覚室）                           |
| 4階   | 集会室3室、和室3室  |
| 5階   | 小ホール  |

※ 滝野川文化センターは平成19年度から指定管理者制度を導入した。

平成30年度 滝野川会館使用実績表

平成30.4.1～平成31.3.31

種 別	集会室・和室・ 幼児室・小ホール・ 音楽スタジオ		小ホール		大ホール		合 計		減免件数 (再掲)	
	件数	使用人数	件数	使用人数	件数	使用人数	件数	使用人数	減額 件数	免除 件数
4	590	10,112	39	2,424	43	9,368	672	21,904	2	25
5	595	10,211	46	3,279	44	13,074	685	26,564	21	42
6	704	12,734	43	2,580	40	10,116	787	25,430	2	191
7	650	11,885	51	3,571	42	10,093	743	25,549	9	46
8	468	7,980	33	1,726	38	10,315	539	20,021	1	30
9	675	12,493	50	3,049	59	13,748	784	29,290	1	36
10	624	11,346	55	3,644	45	13,570	724	28,560	1	30
11	748	13,872	47	2,931	57	13,175	852	29,978	1	22
12	554	9,223	46	3,030	47	13,614	647	25,867	2	27
1	495	8,236	46	2,600	41	6,412	582	17,248	18	48
2	620	10,489	37	1,970	40	10,470	697	22,929	1	33
3	661	12,583	51	3,270	57	17,838	769	33,691	2	103
合計	7,384	131,164	544	34,074	553	141,793	8,481	307,031	61	633

#### 14. 赤羽会館の管理

令和元年度予算 137,844千円

平成29年度から指定管理者制度を導入し、赤羽会館マネジメントグループを指定管理者に指定した。

- (1) 所在地 北区赤羽南1丁目13番1号  
開設年月日 昭和57年7月12日
- (2) 敷地面積 2,600.03 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 12,718.22 m<sup>2</sup>
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）  
地下2階、地上7階、塔屋1階
- (5) 施設内容
- |      |  |
|------|--|
| 地下2階 | 空調機械室、電気室、総合監視室                                      |
| 地下1階 | 駐車場（30台収容）、巡視室                                       |
| 1階   | 講堂、軽食堂、PRコーナー、ロビー                                    |
| 2階   | 赤羽会館管理事務所、赤羽地域振興室、<br>リハーサル室、講堂、赤ちゃん休けい室             |
| 3階   | 集会室2室・和室4室   |
| 4階   | 大・小ホール、集会室5室、喫煙室                                     |
| 5階   | 赤羽図書館  |
| 6階   | 赤羽健康支援センター、赤羽障害相談係、<br>赤羽高齢者あんしんセンター、<br>赤羽図書館（閉架書庫） |
| 7階   | 赤羽健康支援センター   |

平成30年度 赤羽会館使用実績表

平成30.4.1～平成31.3.31

種 別 月 別	集会室・和室・ リハーサル室		大・小ホール		講 堂		合 計		減免件数 (再 掲)	
	件 数	使用人数	件 数	使用人数	件 数	使用人数	件 数	使用人数	減額 件数	免除 件数
4	636	11,776	118	9,041	28	10,244	782	31,061	4	47
5	521	9,199	125	8,534	28	14,044	674	31,777	12	43
6	650	11,752	121	11,093	52	19,782	823	42,627	11	73
7	681	12,307	136	12,136	42	13,710	859	38,153	8	54
8	511	8,947	95	6,604	24	7,352	630	22,903	4	46
9	683	12,160	122	11,448	42	14,691	847	38,299	6	50
10	901	17,554	162	11,267	75	25,575	1,138	54,396	1	229
11	793	29,322	147	14,999	62	26,650	1,002	70,971	5	105
12	599	10,504	115	9,209	37	11,240	751	30,953	6	41
1	565	10,052	117	12,779	31	15,200	713	38,031	0	37
2	617	11,756	143	18,050	41	16,893	801	46,699	7	40
3	687	13,429	128	10,035	47	23,736	862	47,200	5	45
合計	7,844	158,758	1,529	135,195	509	199,117	9,882	493,070	69	810

## 15. 元気ぴらざの管理

令和元年度予算 304,319千円

平成20年度から指定管理者制度を導入し、3期目はFH元気パートナーズを指定管理者に指定した。

- (1) 所在地 北区志茂1丁目2番22号  
開設年月日 平成10年10月8日
- (2) 敷地面積 4,958.33 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 5,041.67 m<sup>2</sup>
- (4) 構造規模 鉄筋鉄骨コンクリート造  
地下1階、地上2階
- (5) 施設内容
- |      |   |
|------|---|
| 地下1階 | 温水プール(25mプール、流水プール、ウォーター<br>スライダー、子ども用プール、ジャグジー、採暖室)、<br>機械室、電気室                                      |
| 1階   | 元気ぴらざ管理事務所、志茂老人いこいの家、〔大広<br>間(第三和室)、娯楽室(第五和室)、男女浴室、休養<br>室、機能回復訓練室〕、介助浴室、相談室、エントラ<br>ンスホール、ラウンジ、空調機械室 |
| 2階   | 第一ホール、第二ホール、第一和室、第二和室、志茂<br>老人いこいの家多目的室、ホワイエ、空調機械室、発<br>電機室   |
| 別棟   | 自転車置場、廃棄物保管場所   |

平成30年度 元気ぷらざ使用実績表

●温水プール

●集会施設

平成30.4.1～平成31.3.31

種別 月別	利用人数			免除件数(再掲)			和室		ホール		合計		減免件数(再掲)	
	大人 (人)	子供 (人)	合計 (人)	大人 (人)	子供 (人)	合計 (人)	使用件数	使用人数 (人)	使用件数	使用人数 (人)	使用件数	使用人数 (人)	減額 件数	免除 件数
4	9,680	8,882	18,562	270	0	270	103	955	108	3,323	211	4,278	5	21
5	10,717	9,135	19,852	312	0	312	101	964	111	3,482	212	4,446	3	20
6	5,701	5,494	11,195	154	0	154	82	802	102	2,866	184	3,668	5	16
7	15,238	16,276	31,514	324	0	324	102	898	96	2,929	198	3,827	4	15
8	16,957	19,432	36,389	369	0	369	80	808	79	2,274	159	3,082	4	13
9	11,527	9,819	21,346	293	0	293	75	678	118	4,167	193	4,845	6	15
10	5,936	4,316	10,252	122	0	122	80	765	99	3,188	179	3,953	2	15
11	7,637	3,314	10,951	156	0	156	97	940	106	3,374	203	4,314	3	16
12	5,206	2,791	7,997	147	0	147	83	862	89	2,636	172	3,498	4	14
1	6,730	4,289	11,019	168	0	168	86	826	101	3,087	187	3,913	7	20
2	6,400	4,311	10,711	190	0	190	92	908	100	2,976	192	3,884	5	15
3	7,238	5,482	12,720	190	0	190	80	947	128	3,921	208	4,868	4	42
合計	108,967	93,541	202,508	2,695	0	2,695	1,061	10,353	1,237	38,223	2,298	48,576	52	222

## 16. コミュニティアリーナの管理

令和元年度予算 49,897千円

コミュニティ活動の場を提供することにより、区民の福祉の増進を図るため、コミュニティアリーナを設置し、アリーナ（体育館）、ホールの貸出しを行っている。

平成25年7月から新町コミュニティアリーナは指定管理者制度を導入し、新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会を指定管理者に指定した。

### コミュニティアリーナ施設一覧

平成31年4月1日現在

施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施設内容	開設年月日
豊島北コミュニティアリーナ	豊島5-3-13	4,797.00	717.21	1階事務室、アリーナ	H24.10.1
新町コミュニティアリーナ	田端新町2-27-17	1,975.79	1,546.66	1階事務室、ホール2 2階アリーナ	H25.7.1

### 平成30年度 コミュニティアリーナ使用実績表

平成30.4.1～平成31.3.31

種別 月別	豊島北コミュニティアリーナ				新町コミュニティアリーナ							
	アリーナ		減免件数 (再掲)		アリーナ		ホール		総合計		減免件数 (再掲)	
	件数	人数	減額 件数	免除 件数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	減額 件数	免除 件数
4	90	2,513	0	4	87	1,526	116	1,305	203	2,831	3	5
5	76	2,138	0	4	84	1,544	120	1,352	204	2,896	3	3
6	70	1,222	0	0	77	1,420	133	2,033	210	3,453	0	7
7	100	2,643	0	5	82	1,317	127	1,827	209	3,144	3	0
8	92	1,649	0	0	89	1,685	103	1,031	192	2,716	0	0
9	99	2,462	0	4	97	2,935	135	1,600	232	4,535	1	0
10	99	6,932	0	6	88	1,990	131	2,188	219	4,178	4	0
11	97	2,956	0	6	80	1,409	122	1,525	202	2,934	0	0
12	92	2,842	0	3	76	1,241	104	1,354	180	2,595	0	0
1	83	2,442	0	4	75	1,421	121	1,291	196	2,712	0	0
2	86	2,508	0	16	82	1,652	112	1,493	194	3,145	0	0
3	101	2,757	0	3	96	1,988	151	1,828	247	3,816	2	0
合計	1,085	33,064	0	55	1,013	20,128	1,475	18,827	2,488	38,955	16	15

17. 基幹統計調査

令和元年度予算 14,623千円

統計法に基づく基幹統計調査として、下記の調査を実施する。

これらの統計調査結果については、国や都道府県、市区町村、研究機関等で幅広く利用されている。

令和元年度 統計調査等一覧

調査名 区分	基 幹 統 計			
	学校基本調査	商業動態統計調査	工業統計調査	経済センサス調査区管理
目的	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	商業を営む事業所の事業（販売）活動の動向を明らかにする。	製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る。	調査区を管理し必要な修正を行い、事業所・企業を対象とする各種統計調査の名簿等の整備を図る。
調査対象	区内すべての私立の小学校、中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校	経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者19人以下の小売店（年度単位ではなく、年単位で対象が変わる）	区内すべての製造業に属する事業所（従業者数4人以上）	
調査事項	名称、所在地、種別、学科、課程又は学級に関する事項 教員及び職員の数 児童、生徒、幼児の在籍及び出席状況 卒業者の進学、就職等の状況 等	名称、所在地 商品販売額 月末従業者数 等	名称、所在地 経営組織 資本金額または出資金額 従業者数 現金給与総額 原材料使用額 製造品出荷額 有形固定資産額 等	
調査期日	5月1日	4月から3月	6月1日	4月から3月
調査周期	毎年	毎月	毎年	毎年
所管庁	文部科学省	経済産業省	経済産業省	総務省
根拠法令	統計法 学校基本調査規則	統計法 商業動態統計調査規則	統計法 工業統計調査規則	統計法 経済センサス基礎調査規則
対象件数 (予定)	60	20	700	
調査員数 (予定)		1	21	

調 査 等			
経済センサス基礎調査	全国家計構造調査 (旧全国消費実態調査)	農林業センサス	2020年国勢調査調査区設定
事業所・企業の産業や規模などの基本的な構造を明らかにするとともに各種統計調査の母集団情報を整備する。民営事業所・企業を甲調査、国・地方公共団体の事業所を乙調査として調査する。	家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る。	農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を得る。	令和2年の国勢調査に先立ち調査員の調査担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぐことで、結果精度の向上を図る。
区内すべての事業所及び企業	2人以上の一般世帯及び単身世帯	経営耕地面積30アール以上又は部門別に設定する経営規模以上である経営体及び保有山林面積3ヘクタール以上で、過去5年間に育林、伐採を行っている等の経営体等	
【既存の事業所】名称及び、所在地、活動状態 【新規に把握した事業所】上記3項目に加え、従業員数、主な事業の内容、事業所の年間総売上収入金額、開設時期、経営組織、法人番号、単独事業所・本所・支所の別、本所・本社・本店の名称 等	家計上の収入と支出に関する事項 品物の購入地域に関する事項 年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項等	世帯の状況 農業経営の特徴 経営耕地面積等 農業用機械の所有 総土地面積・林野面積に関する事項 等	
6月から3月	10月から11月	令和2年2月1日	10月1日
5年	5年	5年	5年
総務省	総務省	農林水産省	総務省
統計法 経済センサス基礎調査規則	統計法 全国家計構造調査規則	統計法 農林業センサス規則	統計法 国勢調査令 国勢調査施行規則 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令
19,600	50	88	
40	4	2	

## 副参事（地域のきずなづくり担当）

地域への愛着や関心を深めるきっかけづくり、町会・自治会活動の活性化、地域のさまざまな活動団体同士が連携する仕組みづくりなど、「地域のきずなづくり」に取り組んでいる。

### 1. 地域のきずなづくり推進プロジェクト事業 令和元年度予算 2,859千円

#### (1) 地域円卓会議の開催（19地域）

地域活動団体同士の相互理解とゆるやかな協力体制の構築を図ることを目的とし、昨年度からの14地域に加え、新たに5地域を含む全地域での開催に向けて協議中である。

#### (2) 地域の担い手育成のための講座の開催

地域の新たな担い手発掘のため、地域活動に役立つ講座を開催する。

#### (3) 「北区きずなづくり月間」の普及啓発

区民まつりが開催される10月を「きずなづくり月間」と設定し、PR活動を行う。

#### (4) 地域情報の積極的な発信

区ホームページの地域振興室のページに、連合町会や青少年地区委員会をはじめとする地域活動団体等のイベント情報を掲載し、地域情報を積極的に発信していく。

#### (5) 町会・自治会の加入促進支援

東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則第15条第2号の規定に基づく町会・自治会への加入誘導計画報告書の内容を、該当町会・自治会に情報提供し、あわせて北区町会自治会連合会常任理事会の場で、情報共有を図っていく。

## 副参事（区民施設担当）

北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館等の区民施設の老朽化などに対応するため、計画的な改修に取り組む。

## 文化施策担当課長

### 1. 文化芸術振興ビジョン改定費 令和元年度予算 7,179千円

北区の文化芸術振興に関して、これからの文化振興のあり方、方向性について、学識経験者・区民等の意見を踏まえ、平成16年度に策定された北区文化芸術振興ビジョンを改定する。

### 2. (仮称) 芥川龍之介記念館整備費 令和元年度予算 14,234千円

芥川龍之介が大正3（1914）年から昭和2（1927）年に亡くなるまで居住した田端の旧居跡地に、芥川龍之介単独では日本初となる（仮称）芥川龍之介記念館を建設するため、施設や展示のあり方などについての基本的な考え方（コンセプト）を検討する。

## 産 業 振 興 課

### 1. 産業活性化推進

北区産業振興会議の運営

令和元年度予算 193千円

区内産業団体代表・行政関係者等による北区産業振興会議を設置し、北区の産業活性化の推進を図る。平成30年3月に策定した産業活性化ビジョン・行動計画の具現化や進捗に必要な事項を協議する。

### 2. 商工相談事業

令和元年度予算 13,634千円

区内中小企業の安定と健全な育成を図るため、中小企業経営アドバイザー（中小企業診断士）による各種商工相談を行っている。令和元年度から新たに専門相談員によるIT・IoT相談、デザイン相談を開始する。

#### (1) 相談業務

経営相談・・・金融、開業、財務、取引、店舗・施設改善等に関すること。企業経営診断、下請け相談、商店街振興組合の設立・総会・決算関係書類の受理・指導。（経営アドバイザー2名を週5日配置）

IT・IoT相談・・・業務システム、IoT導入、web活用、補助金獲得、情報セキュリティ対策等に関すること。（専門相談員1名を週1日配置）

デザイン相談・・・新製品のデザイン・パッケージ、集客力アップのための効果的なチラシ、店舗ディスプレイ等に関すること。（専門相談員1名を週1日配置）

平成30年度経営相談及び団体指導実績（ ）は29年度

単位：件

	金 融	経 営	商店街運営	企業巡回	合 計
商 業	595 (534)	297 (228)	6 (12)		898 (774)
工 業	301 (275)	29 (21)		3 (12)	333 (308)
計	896 (809)	326 (249)	6 (12)	3 (12)	1,231 (1,082)

#### (2) 東京都中小企業振興公社専門家派遣費用補助

公社が実施する専門家派遣事業を利用する際の費用を補助する。

補助内容 派遣1回あたり、11,550円（10月以降11,750円）を年度内4回まで

平成30年度実績 3件 138,600円（平成29年度 2件 92,400円）

#### (3) 社会保険労務士出張相談

企業が抱える人事労務関係及び助成金申請などの問題に対して、専門知識を有するアドバイザーを1企業あたり、年度内3回まで派遣する。

平成30年度実績 22企業 40回（平成29年度 18企業 33回）

### 3. 中小企業金融対策

令和元年度予算 2,087,512千円

中小企業者の円滑な事業資金の調達を図るため、区は契約金融機関と低利な融資制度を設定し、信用保証料及び利子の一部を補給する融資あっせんを行っている。また、融資の実効性を担保するため、貸付資金の呼び水として契約金融機関に預託金を預けている。

令和元年度も、「不況対策資金」「緊急景気対策借換資金」「夏季・年末資金」を引き続き実施し、中小企業者の円滑な資金繰りを支援する。

令和元年度預託金 一般融資 2,000,000千円（平成30年度 2,000,000千円）

預託先金融機関 19行（平成30年度 18行）

平成30年度北区中小企業融資実績

（ ）は29年度

【単位】件数：件／金額：千円

制度名		融資あっせん		融資実行	
		件数	金額	件数	金額
一般融資	事業資金	90 (105)	529,270 (591,910)	88 (99)	473,870 (550,120)
	小口零細企業資金	366 (265)	1,792,060 (949,435)	311 (210)	1,420,920 (655,345)
	起業家支援資金	27 (18)	198,900 (102,000)	21 (16)	161,800 (84,100)
	緊急資金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	団体事業資金	0 (2)	0 (3,100)	0 (2)	0 (3,100)
	事業活性化支援資金 (H30年度制度統廃合) 経営環境対策資金 産業活性化支援資金 事業環境整備資金	6 (5)	32,000 (46,000)	6 (7)	32,000 (66,000)
小計		489 (395)	2,552,230 (1,692,445)	426 (334)	2,088,590 (1,358,665)
特別融資	事業資金	1 (0)	10,000 (0)	0 (1)	0 (2,000)
	起業家支援資金	2 (1)	18,000 (5,000)	3 (0)	18,000 (0)
小計		3 (1)	28,000 (5,000)	3 (1)	18,000 (2,000)
不況対策	不況対策資金 ※	76 (105)	501,250 (701,700)	72 (102)	463,950 (694,000)
	不況対策借換資金 ※	32 (28)	301,080 (267,900)	29 (27)	265,000 (236,400)
小計		108 (133)	802,330 (969,600)	101 (129)	728,950 (930,400)
緊急経済対策	緊急景気対策借換資金 ※	5 (6)	44,000 (66,000)	6 (5)	52,900 (57,100)
短期	夏季・年末資金 ※	180 (161)	672,100 (600,000)	175 (155)	649,100 (568,000)
合計		785 (696)	4,098,660 (3,333,045)	711 (624)	3,537,540 (2,916,165)

※令和元年度も1年間再延長

別 表 令和元年度北区制度融資一覧表

制 度 名		融資限度額	融 資 期 間	利 率 (年)	利子補給 (年)	保証料補助 ※1
一 般 融 資	事業資金 (運転・設備)	2,000万円 運転・設備 各1,000万円	運転5年以内 設備8年以内 据置6か月 以内を含む	1.9% 以内	0.4%	平均的保証 料の1/2 ※2
	小口零細企業資金 (全国統一保証制度) ※3 (運転・設備)	2,000万円	運転7年以内 設備10年以内 据置6か月 以内を含む	1.8% 以内	0.8%	な し ※4
	起業家支援資金 (運転・併用・設備)	1,500万円 (特定創業支援 事業による支援 を受けたことの 証明がある場合 は、2,000万円)	運転7年以内 併用7年以内 設備10年以内 据置1年 以内を含む	1.8% 以内	1.5%	平均的保証 料の1/2
	緊急資金 (運転・設備)	1,000万円	5年以内 据置1年 以内を含む	1.9% 以内	1.5% *罹災証明等 の要件がある 場合は実行か ら1年は1.9% 2年目以降 1.5%	平均的保証 料の全額
	事業活性化支援資金 (運転・併用・設備)	1,000万円	5年以内 据置1年 以内を含む	1.9%以内 セーフテ ィネット 保証5号 認定に係 るものは 1.8%以内	1.5%	平均的保証 料の1/2
	団体事業資金 (運転・転貸)	2,000万円 商店街振興 組合 1億円 ※5	3年以内 据置2か月 以内を含む *商店街振興組合 は5年以内 据置6か月以 内を含む	1.9% 以内	0.4%	な し
	団体事業資金 (共同施設)		5年以内 据置6か月 以内を含む	1.9% 以内	1.3% *商店街振興 組合1.7%	
特 別 融 資	事業資金 (運転・設備)	2,000万円 運転・設備 各1,000万円	運転5年以内 設備8年以内 据置6か月 以内を含む	日本政策金 融公庫の適 用利率	(公庫適用 利率—実質 利率1.5%) ※6	な し
	起業家支援資金 (運転・設備)	1,500万円 (特定創業支援 事業による支援 を受けたことの 証明がある場合 は、2,000万円)	運転7年以内 設備10年以内 据置1年 以内を含む	日本政策金 融公庫の適 用利率	(公庫適用 利率—実質 利率0.3%) ※6	

不況対策	不況対策資金 (運転資金)※7	1,000万円	5年以内 据置1年 以内を含む	1.9% 以内	実行から1 年は1.9% 2年目から 1.5%	平均的保証 料の1/2
	不況対策借換資金 (運転資金)※7	1,500万円 *不況対策資金 との併用になる 場合は合計 して1,000万 が限度額	7年以内 据置期間 なし			なし
緊急経済対策	緊急景気対策借換資金 (運転資金)※7	2,000万円	10年以内 据置期間 なし	2.0% 以内	1.0%	なし
短期	夏季・年末資金 (運転資金)※8	500万円	1年以内 据置6か月 以内を含む	1.6% 以内	1.3%	平均的保証 料の全額

※1 北区ビジネスプランコンテスト入賞者には、実際の保証料の全額（小口零細企業資金は東京都の補助を除いた額の全額）を補助する。ただし認定日から2年以内にあっせんされた融資に限る。

※2 保証協会が企業業績で定める保証料率5ランク（1～9ランク）による保証料

※3 責任共有制度対象外制度（全国統一保証制度による100%保証）

※4 東京都の「小規模企業向け融資・小口」（都小口）の要件を満たす方は東京都から1/2補助あり

※5 運転資金・転貸資金・共同施設資金の合計

※6 日本政策金融公庫とは金利協定が締結できないため（貸付金利の決定は財務大臣の承認を要する）、公庫の定める利率であっせんを行い、区が定める実質利率になるように利子補給率を決定する。

※7 不況対策・不況対策借換資金、緊急景気対策借換資金のあっせん期間は、平成31年4月1日～令和2年3月31日

※8 夏季資金のあっせん期間は、令和元年6月3日～7月31日

年末資金のあっせん期間は、令和元年10月1日～11月29日

#### 4. ものづくり推進事業

- (1) きらりと光るものづくり顕彰 令和元年度予算 3,641千円  
区内の優れた企業活動・技能・技術などを顕彰し、北区の「ものづくり」の素晴らしさを広く内外にPRする。  
平成30年度受賞者  
きらめき企業部門 4社  
きらめきの技人部門 4名（若手枠1名含む）
- (2) ものづくり革新事業 令和元年度予算 17,281千円
- ア 新製品・新技術開発支援事業  
新規市場開拓等に向けて、新製品や新技術を開発する場合に、その研究開発に要する経費の一部を助成する。  
助成内容 助成対象経費の3/4で、上限300万円  
平成30年度実績 3件（平成29年度：3件）
- イ 産学連携研究開発支援事業  
大学・公的研究機関等の有する研究成果や技術等を活用して技術開発や製品開発を行う場合、これに要する経費の一部を助成する。  
助成内容 助成対象経費の3/4で、上限200万円  
平成30年度実績 1件（平成29年度：0件）
- ウ AI・ロボット・IoT等先端技術活用支援セミナー  
中小企業の視点に立った先端技術活用セミナーを開催する。区内企業の生産性の向上や製品・サービス等の高付加価値化に向けた取組みを促進する。  
平成30年度実績  
開催日 平成30年7月30日  
テーマ 「事例から学ぶ中小企業のIoT活用セミナー」  
受講者 44名
- エ IoT導入チャレンジ支援事業  
中小企業者が、生産性向上のためにIoT等を導入する際に、簡単かつ少額の費用の補助を行うことで、IoT等の導入を促進し、生産性向上を通じた企業の成長と競争力の強化を図る。  
補助内容 補助対象経費の1/2で、上限40万円
- (3) ものづくり助成事業 令和元年度予算 15,550千円
- ア 知的所有権活用支援事業  
知的所有権を取得する中小企業者に対しその経費の一部を補助する。  
補助内容 補助対象経費の1/2で、上限10万円  
平成30年度実績 7件（平成29年度：15件）
- イ 自主交流グループ活動支援事業  
区内の業種の異なる複数の企業者で構成されたグループが行う研究及び交流等の活動の一部を補助する。  
補助内容 補助対象経費の1/2で、上限30万円  
平成30年度実績 3件（平成29年度：3件）
- ウ 見本市等出展支援事業

国内外の見本市等に出展する中小企業者に対し、経費の一部を補助する。  
補助内容 補助対象経費の1/2で、国内：上限25万円、海外：上限30万円  
平成30年度実績 27件（平成29年度：22件）

エ ISO・プライバシーマーク認証取得支援事業

経営基盤の強化などを目的にISOまたはプライバシーマークの認証を取得する経費の一部を補助する。令和元年度からプライバシーマーク取得費用も対象に加える。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限30万円  
平成30年度実績 2件（平成29年度：3件）

オ 依頼試験等補助事業

技術開発及び製品開発等に係る課題の解決又は技術革新を図るため、企業が試験研究機関を利用する際に要する経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限10万円  
平成30年度実績 20件（平成29年度：15件）

カ ものづくり人材育成支援事業

企業の中核となる人材の育成を支援するため、研修に参加及び外部講師を招いて開催する研修の経費の一部を補助する。

平成29年度事業開始。平成30年度から補助件数枠を3件から8件へ増加している。  
令和元年度は補助件数枠を8件から10件へ、補助金額上限を20万円へと拡充した。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限20万円  
平成30年度実績 6件（平成29年度：3件）

(4) ものづくりトータルサポート事業

令和元年度予算 14,415千円

ア ものづくりセミナー

(ア) ものづくり夜間大学校

北区・(公財)板橋区産業振興公社及び大学や研究機関が連携して、ものづくりに携わる中小企業の経営者及び従業員の技術力・製品開発力の向上を目的とした講座「ものづくり夜間大学校」を開講する。

平成30年度実績

主催 北区・(公財)板橋区産業振興公社

開催日 平成30年12月

対象 北・板橋区内、中小企業の経営者及び従業員

受講者 北区(1回)9名・板橋区(2回)23名 延べ32名

(平成29年度：延べ126名)

(イ) きたくなるMONOづくりセミナー

産業団体、大学等と連携して、企業ニーズのあるセミナーを定期的を開催することで、区内ものづくり中小企業の技術力、新製品の開発力やマーケティング力などを向上させ若手経営者によるグループ、異業種、同業種企業の連携を促す。

平成30年度実績

開催日 平成30年10月22日(月)

テーマ 「販路拡大」富士市産業支援センターf-Bizセンター長 小出 宗昭氏

対象 中小企業の経営者及び従業員 46名参加

イ ビジネスネット(受発注企業情報交換会)の開催

北区・豊島区・(公財)板橋区産業振興公社・(一社)練馬区産業振興公社・文京区の

5区と（公財）東京都中小企業振興公社合同で製造業を中心とした受発注取引拡大、情報交換の場を設定し、企業間連携を推進する。

平成30年度実績

開催日	会場	申込	参加	
		企業数	企業数	商談数
平成30年 11月8日（木）	板橋区立東板橋体育館	71社	65社	162組

#### ウ 産学連携事業

東洋大学などの大学との連携を図り、シーズ紹介・技術講座・交流事業の開催など、区内ものづくり企業と大学をマッチングさせる機会を提供する。平成28年度から商工業の魅力をもPRする大学生のプレゼン大会を実施している。

平成30年度実績

事業名 「魅力発見！北区東京 学生プレゼンコンテスト2018」

開催日 企業部門：平成30年12月2日（日）

参加大学 東洋大学、高千穂大学、千葉商科大学、東京成徳大学

#### エ 技術相談事業

区内ものづくり企業の技術高度化・高付加価値化を促進するとともに平成23年度に北区西が丘から江東区青海に移転した東京都立産業技術研究センターの技術相談機能を補完するため、技術相談員を配置する。（相談員1名を週4日配置）

平成30年度実績 205件（平成29年度：160件）

#### オ 販路拡大支援事業

企業の受発注機会の創出と企業間連携、産学公連携を促進するため、販路拡大コーディネーターを配置する。（コーディネーター1名を週4日配置）

平成30年度実績 222件（平成29年度：209件）

#### カ ものづくり企業ガイドブックの作成（隔年発行）

区内ものづくり企業の情報をまとめたPR冊子を作成・配布し、区内外に北区のものづくり企業情報を発信するとともに、販路開拓・企業間連携につなげる。

令和元年度 多色刷 1,000部作成（予定）

#### （5）東京北みらい塾

令和元年度予算 1,030千円

区内の中小企業後継者・若手経営者を対象に、1年を通じたゼミ形式のセミナー・交流会を実施する。有識者や区内先輩経営者を講師に招き、業種や年齢を超えた北区産業の将来を担う若手企業人の育成、ネットワーク構築を図る。

・平成30年度実績

参加者：10名

カリキュラム：全6回（9/26～12/12）

## 5. 商業・商店街振興事業

### （1）商店街法人化支援

商店街が環境整備事業や販売促進事業など、共同事業をより積極的に展開していくための組織の法人化について、相談・助言等を行う。

また、商店街振興組合法に基づく届出及び申請等の事務を行っている。

商店街振興組合数 14組合（平成29年度：14組合）

(2) 商店街支援事業 令和元年度予算 106,134千円

ア 商店街イベント支援事業

商店街が行うイベント事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限500万円（ただし2事業目は50万円）

平成30年度実績 57件（平成29年度：60件）

【小額支援事業】

防災や環境などテーマにあげた事業に対して、支援を行う（他の補助事業との重複不可）。

補助内容 補助対象経費の8/9で、上限32万円

平成30年度実績 0件（平成29年度：0件）

イ 街を彩る商店街イルミネーション事業

駅前広場に続く商店街が、当該広場にイルミネーション装飾を施す事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の4/5で、上限300万円

平成30年度実績 5件（平成29年度：6件）

- ・赤羽商店街連合会（JR赤羽駅東口駅前広場）
- ・西赤羽商店街連合会（JR赤羽駅西口駅前広場）
- ・十条銀座商店街振興組合（JR十条駅北口駅前広場）
- ・アクトピア北赤羽商店会（JR北赤羽駅赤羽口駅前広場）
- ・田端駅通り商店街振興組合（JR田端駅北口駅前広場）

ウ 商店街環境整備事業

(ア) 商店街が設置している街路灯等の改修及び共同設備の設置等、商業環境の整備を図る事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限1億円

平成30年度実績 4件（平成29年度：1件）

- ・赤羽スズラン通り商店街振興組合（アーケード柱脚塗装修繕工事）
- ・滝野川さくら通り商栄会（街路灯の頭部改装事業）
- ・十条中央商店街振興組合（街路灯アーチ塗装塗替え工事）
- ・豊川学校通り商店会（街路灯更新事業）

【小額支援事業】

防災や環境などテーマにあげた事業に対して、支援を行う（他の補助事業との重複不可）。

補助内容 補助対象経費の8/9で、上限32万円

平成30年度実績 0件（平成29年度：0件）

(イ) 商店街等の解散により街路灯撤去のみを行う場合、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、1基上限7万5千円

平成30年度実績 0件（平成29年度：0件）

(ウ) 自然災害等の理由により緊急性を伴う事業について経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、街路灯改修の場合上限一基あたり4万円

平成30年度実績 1件（平成29年度：1件）

- ・赤羽スズラン通り商店街振興組合（看板撤去事業）

工 商店街街路灯電気料補助

商店街が設置・管理している街路灯等に係る前年度分の電気料金の一部を補助している。

補助内容

(ア) 平成21年度～平成29年度に街路灯をLED照明に交換した商店街

A (定額1,800円×基数) + B (前年度街路灯電気料-A) × 1/3

(イ) 上記(ア)に該当しない商店街

A (定額3,600円×基数) + B (前年度街路灯電気料-A) × 1/3

平成30年度実績 63件 (2,963基) (平成29年度: 69件 (3,049基))

オ 商店街街路灯LED化推進事業

(平成30年度末現在、街路灯を保有する61商店街中55商店街がLED化実施済み  
ただし、環境整備事業にてLED化した商店街を含む)

(ア) 商店街が、装飾街路灯のランプをLED化する事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/10で、上限1,500万円

平成30年度実績 1件 (平成29年度: 0件)

・滝野川団地商店会

(イ) 商店街が装飾街路灯をLED化へ建て替え又は新設する事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/10で、上限1,500万円

平成30年度実績 2件 (平成29年度: 1件)

・赤羽本町通り商店街

・赤羽東口駅前商店会

カ 商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業

商店街のにぎわいを再生するため、再生アドバイザーを派遣するとともに、商店街の今後の方向性や取り組みを取り入れた計画の策定及び事業実施の支援を行う。

平成30年度実績 4件 (平成29年度: 4件)

・赤羽中央街商店街振興組合 (2年目)

・十条富士見銀座商店街振興組合 (3年目)

・十条仲通り商店会 (4年目)

・浮間商店街連合会 (5年目)

キ がんばる商店街支援事業

商店街等が行う意欲的・先進的な事業に対し、経費の一部を補助するとともに、専門家を派遣する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限500万円

平成30年度実績 1件 (平成29年度: 3件)

・東十条商店街振興組合 (商店街ガイドマップ作成)

【小額支援事業】

防災や環境などテーマにあげた事業に対して、支援を行う (他の補助事業との重複不可)。

補助内容 補助対象経費の8/9で、上限32万円

平成30年度実績 0件 (平成29年度: 0件)

ク 商店街ステップアップ応援事業

北区商店街連合会から巡回相談員を派遣し、商店街の課題解決に向けた取組みの提案や、意欲の高い店主の発掘・連携支援を行う。また、区から商店街顧問アドバイザーを派遣し、きめ細やかな支援を行う。

平成30年度実績

北区商連委託巡回相談事業 16商店街延べ68回訪問

北区顧問アドバイザー派遣制度 1件（平成29年度：2件）

(3) 魅力ある個店づくり支援事業 令和元年度予算 10,637千円

ア チャレンジショップ支援事業

区内商店街の空き店舗などを活用して、小売業等を行う起業家に対し、店舗賃借料の一部を補助するとともに、専門家を派遣して助言・指導を行う。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限5万円/月×12か月間

平成30年度実績 4件（平成29年度：4件）

イ 個店連携支援事業

個店グループによる新たな事業の創出に向けた経費を助成するとともに、「若手支援枠」を設けている。

(ア) 個店グループが行うイベントや、マップ・HP作成などの取組みに要する経費の一部を助成する。

補助内容 補助率2/3で、上限50万円

(イ) 商店街加入の若手事業者等によるグループの意欲的な取組みに要する経費の一部を助成する。

補助内容 補助率4/5で、上限50万円

平成30年度実績 6件（内、若手事業者によるグループ1件）

ウ 北区まちなかゼミナール支援事業

区内商店街の各商店の店主が講師となり、各商店の専門知識や特性、ネットワークを活かした少人数のゼミナールを開催することで商店及び商店街のファンづくりを推進するまちなかゼミナールの実施主体を、令和元年度から区内商店主により構成される実行委員会の主催に移行し、区は、実行に必要な経費の一部を支援する。

補助内容：補助対象経費の10/10で、100万円上限

平成30年度実績(区主催) 86店舗が126講座を開催。延べ1,585名が参加。

(平成29年度：66店舗 83講座 延べ1,117名)

(4) 区内共通商品券発行支援事業 令和元年度予算 33,000千円

北区商店街振興組合連合会が発行し、北区商店街連合会が販売する区内共通商品券の特別販売に対し、経費を補助する。

平成30年度実績

- ・10%プレミアム付き区内共通商品券

平成30年6月30日（土）販売 発行規模 10,000冊

- ・高齢者向け15%プレミアム付き区内共通商品券

平成30年9月8日（土）販売 発行規模 5,000冊

- ・子育て世帯向け15%プレミアム付き区内共通商品券

平成30年12月2日（日）販売 発行規模 5,000冊

(5) 外国人ウェルカム商店街事業 令和元年度予算 3,960千円

ア 2020年オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、東洋大学と連携し、外国

人観光客から見た商店街の魅力的なスポットの発掘や効果的な PR 方法の検討を行う。  
 イ これまでに作成した指さしボード（外国語会話ができなくても接客対応ができるツール）を参考に、ハンガリー語版を作成し、商店街での活用を図る。

30 年度：サービス業版（28 年度：飲食店版、29 年度：小売店版）  
 （4か国語 英語・仏語・中国語・韓国語）

ウ 商店街が無料公衆無線 LAN を導入・運用する経費について補助を行う。

無料公衆無線 LAN 設置商店街：十条銀座商店街振興組合

(6) 大規模及び中規模小売店の出店等に関する事務

中規模小売店舗（店舗面積500㎡超え1,000㎡以下）の出店に関して、周辺地域の生活環境の保持を目的として「北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱」を策定し、必要に応じて設置者と協議を行う。

大規模小売店舗の出店等に関して、その周辺地域の生活環境の保持を目的とする「大規模小売店舗立地法」の規定により、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超の新設等の届出が東京都にあった場合、都から通知を受けて意見を提出する。

平成30年度の届出状況

- ・大規模小売店舗立地法に基づく都への届出

<新設届出> 0件（平成30年度までの延べ件数 23件）

<変更届出> 2件

- ・北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱に基づく届出

<新設届出> 1件（平成30年度までの延べ件数25件）

設置者 高木 武雄、高木 俊輔

名称 (仮称) おうちDEPO浮間店

所在地 東京都北区浮間4丁目11番19号

店舗面積 810㎡

<変更届出> 1件

6. 起業・コミュニティビジネスの推進

(1) 創業支援等事業計画

各種関係機関と連携して創業支援を行うため、産業競争力強化法（平成 26 年 1 月 20 日施行）に基づく創業支援等事業計画を策定し、創業の促進を図っている。

この計画に定める創業支援等事業は下表のとおり。

創業支援等事業者	創業支援等事業（下線は特定創業支援等事業※）
北 区	相談、セミナー（ <u>起業、起業入門、コミュニティビジネス</u> ）、 <u>創業支援施設</u> 、融資あっせん、ビジネスプランコンテスト
東京商工会議所北支部	相談、 <u>セミナー</u> 、経営サポート
城北信用金庫	保証料・利子補給
瀧野川信用金庫	創業支援施設、相談、経営サポート、保証料・利子補給、 <u>セミナー</u>
日本政策金融公庫（上野支店、板橋支店）	創業計画作成支援、金融、経営サポート
NPO 法人コミュニティビジネスサポートセンター	相談、セミナー、融資支援、ハンズオン支援、創業支援施設、交流会

※区は特定創業支援等事業を受けた創業者へ証明書を発行している。証明を受けた創業者

は、法人設立時の登録免許税軽減等の優遇を受けることができる。

(2) 起業家支援事業 令和元年度予算 7,626千円

起業予定の方が、起業に必要なノウハウを習得できるように、事業計画の作成方法、マーケティングや販売促進・財務・人材育成、プレゼンテーションを学ぶセミナーを開催する。また、起業についての基礎を学ぶ起業セミナー入門編を開催する。

平成30年度実績

ア. 起業セミナー

テーマ	開催日	受講者数
経営戦略	平成30年6月29日(金)・7月6日(金)(全2日間)	延べ44名
マーケティング	平成30年7月13日(金)・20日(金)(全2日間)	延べ34名
販売促進	平成30年7月27日(金)・8月3日(金)(全2日間)	延べ32名
財務	平成30年8月17日(金)24日(金)(全2日間)	延べ35名
人材育成	平成30年8月31日(金)	16名
プレゼンテーション	平成30年9月7日(金)・	19名
入門編	平成30年9月15日(土)	39名

イ. 起業家交流会

起業家同士の連携を構築し、グループづくり・ネットワークの形成を促して産業の振興を図るために、荒川区・豊島区と合同で起業家を対象とした交流会を開催する。

第1回 平成30年11月2日(金)実施 参加者数：20名

第2回 平成31年1月19日(土)実施 参加者数：57名(女性起業家限定)

ウ. 北区ビジネスプランコンテスト

創業や新たな事業展開を検討している意欲のある起業家や中小企業者を発掘し、北区の起業家の育成を図るため、北区ビジネスプランコンテストを開催する。

平成30年度実績

応募件数35件 最優秀賞1件 特別協賛賞4件 オーディエンス賞1件

・プラン募集期間 平成30年10月1日(月)～11月9日(金)

・キックオフ説明会 平成30年10月1日(月)・5日(金)・24日(水)

参加者数44名

・ビジネスプラン作成セミナー(全2日間)・個別相談会

平成30年10月13日(土)・20日(土) 延べ参加者数38名

・ブラッシュアップセミナー(一次審査通過者対象)

平成30年12月15日(土) 参加者数10名

・ファイナルイベント(公開プレゼンテーション、最終審査、表彰式)

平成31年2月2日(土) 観覧者数99名

(3) コミュニティビジネスの推進 令和元年度予算 11,385千円

地域に密着した課題を地域が担い解決していくコミュニティビジネスを推進し、地域の活性化や地域の雇用創出につなげていく。セミナー、専門家による個別フォローアップ及びアドバイスなどのハンズオン支援、交流会のほか、令和元年度はコミュニティビジネス創業支援ネットワークを立ち上げ、ネットワーク参加事業者によるセミナー・個別相談会等を開始する。

平成30年度実績

ア. コミュニティビジネスシンポジウム

子育て世代やシニア層を中心にコミュニティビジネスに関心を持ってもらうために、コミュニティビジネス事業者による事例紹介・パネルディスカッション等を行った。

平成30年9月20日（木） 参加者数：33名

イ. コミュニティビジネスセミナー

平成30年9月27日（木）・10月4日（木）（全2日間） 延べ受講者数46名

ウ. 先輩CB起業家事例セミナー

創業支援ネットワークの構築に向けて、区内コミュニティビジネス事業者が事業紹介や起業体験談を伝えるセミナーを開催した。

平成30年9月1日（土）・6日（木）・11日（火） 延べ受講者数42名

エ. コミュニティビジネス交流会

区内でwebマガジンによる情報発信やまちづくりの活動をしている事業者による事例紹介・トークセッション、登壇者を交えた交流会を開催した。

平成30年12月10日（月） 参加者数：37名

オ. コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業

区内の空き店舗・空き家などを活用して、コミュニティビジネス事業を行う起業家に対し、店舗賃借料の一部補助及びハンズオン支援を2年間行う。

補助内容 1年目：補助対象経費の1/2で、上限5万円/月×12か月間

2年目：補助対象経費の1/2で、上限3万円/月×12か月間

平成30年度実績（新規） 1件（平成29年度：2件）

(4) ネスト赤羽（創業支援施設）運営事業 令和元年度予算 21,423千円

新たに区内で創業する方や創業して間もない方に対して、専門家のアドバイスとともに小規模オフィスを提供し、地域に根ざしたビジネスの創出を生み出していく。なお、支援の充実を図るため平成24年度から指定管理者制度を導入している。

設置場所 東京都北区赤羽一丁目59番9号

施設内容 インキュベーションオフィス 14室、eスタートスペース 8ブース  
ミーティングスペース、交流ラウンジ、商談室、会議室等

使用状況 （平成31年4月1日現在）

オフィス使用者 13名、eスタートスペース使用者 8名

使用料 オフィス 月26,710～31,520円、eスタートスペース 6か月43,200円

来所者数 5,286名（平成29年度：5,639名）

相談件数 271件（平成29年度：299件）

7. 中小企業福利厚生支援 令和元年度予算 24,466千円

区内中小企業勤労者の福利厚生の向上と充実を目的とする（一財）東京広域勤労者サービスセンター（本部は豊島区北大塚、北区営業所は北とびあ11階に開設）に対し、財団の管理運営費・人件費を補助する。

（近年の推移）

- ・平成29年12月19日 （一財）東京広域勤労者サービスセンターへ名称変更
- ・平成30年4月1日 杉並区に範囲を拡大

会員状況（平成31年4月1日現在）

（事業所数、会員数）

北 区		豊島区		荒川区		杉並区		合 計	
708 所	2,284 人	802 所	4,913 人	1,022 所	2,299 人	727 所	2,239 人	3,259 所	11,735 人

## 8. 消費生活センター

### （1）消費生活相談事業

令和元年度予算 15,519千円

消費者と事業者との間に生じた契約トラブルや悪質商法の被害、商品・サービスに関する苦情等の相談に消費生活相談員を配置し、助言・事業者とのあっせん、情報提供等問題解決に向けての支援を行っている。

ア. 消費生活相談 相談員3名体制 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時  
相談の処理にあたっては、国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワークシステム（パイオネット）」を導入し、消費者被害の未然・拡大防止など相談業務の支援を行う。

年度	新規相談件数	述べ相談件数
平成30年度	2,904件	6,427件
平成29年度	2,376件	5,533件
平成28年度	2,257件	5,435件

イ. 多重債務相談 相談員1名体制 月曜日～金曜日午前9時30分～午後4時

消費生活相談員が借金の状況等について詳しく聞き取り、アドバイスをし、弁護士などの専門家に引き継いでいる。

東京都の『多重債務相談「東京モデル」』を活用し、平成20年度から多重債務相談を実施している。

年度	多重債務相談件数
平成30年度	108件
平成29年度	87件
平成28年度	78件

※多重債務相談件数は、上記「ア. 消費生活相談」の「新規相談件数」の内数。

### （2）消費者啓発事業

令和元年度予算 3,091千円

#### ア. 消費者講座

（ア）消費者被害の未然防止、消費者の権利意識の普及を図るため、消費生活相談員による出張講座を実施する。（開催予定回数40回）

平成30年度

開催回数 30回 受講者数 延べ826名

開催場所 高齢者施設、町会・自治会、介護事業所、特別支援学校 等

（イ）区民の消費生活に密着した問題を取りあげて商品知識と生活技術を取得するため、専門家による講座を開催している。（開催予定回数10回）

平成30年度の開催状況 10回開催 延べ259名

（平成29年度：10回 延べ302名）

(ウ) 消費者市民社会をめざし、消費者力を上げるための基礎的な学びとして、法制度、契約、情報、商品の安全など消費者問題について体系だてた消費者カレベルアップ講座を開催する。(開催予定回数3回 ※連続講座)

年度	開催回数	受講者数
平成30年度	4回	述べ32名
平成29年度	4回	延べ33名(h29新規事業)

#### イ. 消費生活フェア[消費生活展]

消費者団体の学習・調査・研究等の成果を発表する場として、区民の学習の場として、消費者団体等の実行委員会と北区の共催で消費生活フェアを開催する。

平成30年度の状況 参加者数 654名(平成29年度:624名)

開催日 11月25日(日) 午前10時30分~午後4時

会場 北とびあ飛鳥ホール(13階)

テーマ 私たちの暮らし inきたく

#### ウ. 消費生活情報の提供

北区ニュース、ホームページ、メールマガジン及び相談事例集などを媒体に、消費生活に関する情報を迅速に提供する。また、消費生活に役立つ情報誌、国・東京都等の資料や刊行物を閲覧、啓発用ビデオ・DVDを貸出用に供する。

##### (ア) 北区ニュース掲載

5月1日号 消費者月間周知及び消費者啓発

各月1日号 暮らしのトラブル注意報(平成30年度 7回)

##### (イ) メールマガジン「消費生活情報」の発信(毎月1日、15日配信)

##### (ウ) 相談事例集の発行(年1回)

##### (エ) 相談窓口のPR

コミュニティバス内のポスター掲出及び車内アナウンス

路線バス車内アナウンス

郵便局紙幣袋広告印刷

##### (オ) 町会掲示板に消費者情報(国民生活センター見守り新鮮情報)を掲示

#### (3) 旧小売市場解体経費 令和元年度予算 51,580千円

昭和47年開設、昭和54年都から移管、平成30年3月末で事業終了した旧桐ヶ丘小売市場について、都が実施する解体工事費用を面積按分で負担(8%)。

旧桐ヶ丘小売市場 所在地:北区桐ヶ丘一丁目8番E47

#### (4) 消費生活センター運営 令和元年度予算 445千円

##### ア. 消費生活センター運営委員会

センターの適切かつ効果的な運営を図るため、学識経験者及び消費者団体代表で構成し、設置する。(年2回程度開催)

##### イ. 法に基づく立入検査の実施

「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製品表示に関する立入検査を行う。

平成30年度実績 立入検査 4店舗（平成29年度：3店舗）

ウ. 計量器事前調査（隔年実施のため31年度はなし）

計量法に基づき、東京都が実施する計量器の定期検査に先立ち、取引・証明に使用される計量器を使用する区内事業者を対象に、種類・台数・能力等について事前調査する。

エ. 消費者事故情報の通知

消費者安全法に基づき、消費者事故等が発生した場合に、速やかに消費者庁へ情報通知を行う。

オ. センター運営事務費

9. 中小企業従業員退職金等共済制度 令和元年度予算 451,782千円

この制度は、従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的に昭和47年に発足した。しかし、低金利の影響を受け、将来給付に対する膨大な不足額の発生が予想されたため、昭和63年11月1日から新規加入と口数増加を停止した。平成30年1月には、北区中退共運営審議会から今後の制度のあり方に関する意見書が提出され、区の中退共制度の廃止・国制度への移換の方針が示され、平成30年6月には、区議会において、関連条例が可決された。以上の経過から、令和元年6月1日をもって、区の中退共制度を廃止し、国の制度へ移換する。

なお、平成30年度末基金残高は402,860,178円である。

平成30年度状況

事業所（所）		人員（人）		口数		退職金給付状況	
解約	年度末	退職等	年度末	減	年度末	件数	金額（円）
13	62	21	120	158	654	21	96,616,185

10. 就労支援・相談事業

(1) 景気指標及び雇用に関する統計資料の収集

ア. 倒産状況（負債額1千万円以上）

	北 区		区 部	
	企業数	負債額	企業数	負債額
平成30年度	27社	1,451百万円	1,357社	544,382百万円
平成29年度	22社	2,506百万円	1,400社	2,070,075百万円

イ. 新規求人・求職者数

	求人数	求職者数
平成30年度	17,009人	10,238人
平成29年度	18,437人	10,777人

(2) ジョブトライ事業 令和元年度予算 36,435千円

就職を希望する概ね35歳未満の学卒未就労者の若者を対象に、就労機会の創出を目的として人材育成と雇用・就労支援等を実施する。また、職場定着に向けたサポートを行い、就職先での定着率向上を図る。

平成30年度実績 雇用・就業者数 15人（平成29年度：11人）

(3) 女性の再就職・介護職就職支援事業

令和元年度予算 58,206 千円

○女性の再就職コース

対象者：結婚・育児・介護等で一度退職し再就職を希望する女性

内容：対象者と区内及び区近隣の企業をマッチングし、直接雇用結びつけることを目的として、インターンシップ及びインターンシップ前の研修を実施。

平成30年度実績 雇用・就業者数 18人（平成29年度：17人）

○介護職就職支援コース

対象者：介護職への就労を希望する区内及び区近隣の若者及び女性

（若者については概ね45歳までを対象とする。）

内容：対象者と介護保険施設をマッチングし、直接雇用へ結びつけることを目的として、介護職員初任者研修、介護職のためのビジネスマナー等の研修を実施。

平成30年度実績 雇用・就業者数 8人（平成29年度：11人）

(4) 就職相談事業

令和元年度予算 5,424 千円

ハローワーク王子と共同で開設している赤羽しごとコーナーにおいて内職相談（求職相談・求人相談）及び就職支援アドバイザーによる予約制の相談を行っている。

ア. 内職相談 ※求人登録事業所数と求職登録者数は各年度末現在

	求人数	求職相談数	あっせん数	求人登録事業所数	求職登録者数
平成30年度	17人	86件	17件	5事業所	60人
平成29年度	15人	165件	15件	7事業所	57人

イ. 就職支援アドバイザーによる相談（毎週火曜日、1日5名まで実施）

平成30年度実績 相談者数（延べ人数）297人（平成29年度：244人）

(5) 就職支援事業

令和元年度予算 1,274千円

就職機会の提供を行うため、求職者を対象に応募書類の書き方や面接対策のセミナーを実施する。また、ハローワーク王子、王子労働基準監督署、東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校、公益財団法人東京しごと財団等と共催し、就職面接会や就職支援セミナー等の就労支援事業を実施する。

高校生については、ハローワーク王子等の区内関係機関とも連携し、区内在住・在学の高校生への就職活動の支援を実施する。

ア. 就職支援セミナー（ ）は平成29年度

	実施回数	延べ参加者数
中高年者向け就職支援セミナー	1（1）回	29（25）人
大学生・専門学校生を持つ保護者のためのセミナー	1（1）回	18（10）人
シニア向け再就職支援セミナー	3（3）回	80（84）人

イ. 就職面接会（ ）は平成29年度

	参加企業	参加者数
北とぴあ就職面接会「就職フェアin王子」10月	14（17）社	23（49）人
北とぴあ就職面接会「就職フェアin王子」2月 （シニア向け）	12（12）社	66（23）人

ウ. 高校生就職支援

就職内定者に対する定着支援セミナー ( ) は平成29年度

実施学校数	実施回数	延べ参加者数
3 (3) 校	3 (3) 回	102 (136) 人

11. その他の産業振興施策

(1) 産業団体等補助

令和元年度予算 11,412千円

区内商工団体等の自助努力を促し、事業活動を助長するため、適切妥当と認める団体の事業について補助金を交付する。

令和元年度補助団体 (予定)

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ア. 北区商店街連合会 | エ. 王子法人会      |
| イ. 北産業連合会   | オ. 東京税理士会王子支部 |
| ウ. 王子青色申告会  | カ. 王子狐の行列の会   |

(2) 情報の提供

令和元年度予算 4,241 千円

中小企業に関する情報の提供を行っている。

ア. 商工通信「新しい風」の発行

主として、区民向けに産業情報を提供している。

A4 オールカラー 4ページ	発行部数	10,500部/年4回
----------------	------	-------------

※区有施設・区内駅スタンド等で配布

イ. 景況調査

景況動向について四半期毎に報告書を作成し、各関係機関等に配布する。また、ホームページ上にデータを公開する。

ウ. 中小企業支援ガイドの発行

事業者に対して、区等の支援制度について、概要版を発行する。(3,000部)

エ. 「北区産業支援情報メールマガジン」の配信

事業者役に役立つ情報提供を行うため、北区や東京都、他の団体などが行う区内事業者向けのセミナー・イベント情報、補助金や融資の制度などの情報を「北区産業支援情報メールマガジン」として月2回(1日、15日)配信している。

オ. 北区の産業の発行

区内産業の現状に関する統計をまとめ、発行している。

(3) 農地転用に関する事務

北区においては農地の減少と届出件数の減少により、農業委員会・農業専門委員制度は廃止されている。農地転用については、現在、産業振興係において農地転用事務を行っている。

平成30年度実績 農地転用届出件数 6件(平成29年度:4件)

農地転用届出面積 1648.64㎡(平成29年度:3,307.3㎡)

(4) 浮間桜草保存事業

令和元年度予算 3,831千円

日本桜草の原種として江戸時代から知られている浮間桜草の育成・増苗を都立浮間公園内の圃場にて、浮間ヶ原桜草保存会の協力を得て行っている。また、毎年4月の開花時期に圃場の一般公開を実施している。

浮間ヶ原桜草圃场面積 1,635㎡ ※桜草株数 約5万株

浮間ヶ原桜草保存会会員 48名

一般公開

年度	回	期間	入場者数(概算)
31	55	4/9(火)~4/18(木)10日間	約4,000人
30	54	4/12(木)~4/25(水)14日間	約6,000人

(5) 公衆浴場施設・設備等補助 令和元年度予算 14,367千円

ア. 公衆浴場設備改善補助(令和元年度予算 8,400千円)

公衆浴場の経営の合理化・近代化を図り公衆衛生を維持向上させるため、設備改善に要する経費の一部を補助する。

補助内容 温水器交換、循環ポンプ交換、ボイラー部品交換・修理などの経費

補助率は1/2、平成30・令和元年度の2か年で上限60万円

平成30年度実績 13浴場(平成29年度:13浴場)

イ. 公衆浴場燃料費補助(令和元年度予算 2,800千円)

燃料(重油や都市ガス)の高騰による経費負担を軽減し、公衆浴場の経営の安定化及び廃業防止を図るため、燃料費の一部を補助する。(年10万円)

平成30年度実績 延べ56浴場(上半期28浴場、下半期28浴場)

ウ. 公衆浴場耐震化促進支援事業補助(令和元年度予算 1,000千円)

東京都の公衆浴場耐震化促進支援事業補助金の交付対象事業において、区が上乗せ補助を行うことにより、施設及び設備の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図る。

補助内容 都の耐震補助対象経費のうち、都補助金交付額を除いた額の1/2で、上限50万円

平成30年度実績 1件(平成29年度:申請なし)

エ. 公衆浴場レジオネラ菌検査に対する補助(令和元年度予算 280千円)

公衆浴場経営者で同一年度内に複数回にわたりレジオネラ菌検査を行おうとする場合に、1浴槽あたり1回分の検査に対し補助金を交付する。

補助内容 1浴槽あたり5千円を限度とし、1万円が上限

平成30年度実績 28浴場(平成29年度:30浴場)

オ. ふれあい湯とぴあ事業に対する補助(令和元年度予算 443千円)

年2回(こどもの日・菖蒲湯、冬至・柚子湯)行う、ふれあい湯とぴあ事業に対し補助金を交付する。

平成30年度実績 延べ57浴場(平成29年度:延べ60浴場)

(6) 工場立地法に関する届出事務

平成24年4月1日から、工場立地法の届出事務が東京都から区へ権限移譲された。敷地面積が9,000平米以上又は建築面積の合計が3,000平米以上の大規模工場(特定工場)を区内で新設・増設する際に、事前の届出が必要となる。北区における工場の敷地利用に関する緑地等の面積率などを定めた地域準則条例を平成25年4月に施行した。

該当工場数(平成31年4月1日現在) 14工場

(7) 伝統工芸保存事業

令和元年度予算 5,425千円

区内伝統産業を内外に紹介しその存在をアピールするとともに活性化を図るため、北

区伝統工芸保存会を支援し、毎年、伝統工芸展や出張体験講座などの事業を実施している。

平成30年度実績

ア. 第26回北区伝統工芸展

開催日 平成30年9月29日（土）～30日（日）2日間

会場 北とびあ 地下1階 展示ホール

内容 実演、体験、展示、即売など

特別展示 人間国宝 北区名誉区民 奥山峰石 鍛金作品

入場者数 1,398人（平成29年度：1,908人）

※ 第27回は令和元年9月28日（土）～29日（日）で開催予定

イ. 伝統工芸出張体験講座

区内小学校、児童館等で開催する。

平成30年度実績 30回、600人（平成29年度：25回、354人）

(8) 特別区全国連携プロジェクト関連事業 令和元年度予算 1,000千円

特別区長会が実施する「特別区全国連携プロジェクト」の取組みとして、北区及び岩手県の経済の活性化、地域の振興を図るため、「岩手-北区連携マルシェ」を開催する。

## 副参事（観光振興担当）

### 1. 観光振興事業

令和元年度予算 31,764千円

#### （1）観光振興プランの推進

北区における観光振興のあり方やその方向性を示した「北区観光振興プラン」を指針として、北区における観光振興施策を効果的に実施していく。また、平成30年3月に策定した北区観光振興プラン後期計画に掲げた重点戦略に基づき、観光振興施策の推進を図る。

#### （2）北区観光ボランティアガイド事業

北区観光ボランティアガイドが、区民及び来訪者の区内まち歩きに同行し北区の魅力を紹介しながら、区内の10モデルコースを案内する。また、体験型ツアー（伝統工芸）や近隣自治体と連携した企画型ツアーを実施する。さらに、ステップアップ講座等を実施し講座やまちあるき、グループワーク等を通じたスキルアップを図る。

令和元年度 北区観光ボランティアガイド登録者数 52名（平成30年度40名）

平成30年度 ガイド実施実績71件 延べ1,055名（平成29年度76件延べ1,069名）

#### （3）東京さくらトラム（都電荒川線）スタンプラリー

北区の観光資源である都電をPRするとともに、都電荒川線沿線4区地域活性化協議会（北区、荒川区、豊島区、新宿区、東京都交通局）による沿線の観光スポット（自然、史跡・文化財、商店街等）を巡るスタンプラリーを合同で開催する。

平成30年度実績 8月1日～9月24日 応募総数：1,670名

（平成29年度：1,834名）

#### （4）鉄道のまち北区プロジェクト

区内を走る鉄道を北区の貴重な観光資源として位置づけ、各種関係団体と連携しながら鉄道観光の推進を図る。

##### ア. 北区鉄道Viewマップの配布

鉄道写真のベストポイントや撮影のコツをわかりやすく解説した「北区鉄道Viewマップ」の配布

##### イ. 親子おさんぽマップの配布

鉄道のビュースポットを巡る「親子おさんぽマップ」の配布

##### ウ. 動画配信サービス

区内施設等にライブカメラを設置し区内風景とともに鉄道の動画を配信

#### （5）観光写真コンテスト

観光の視点から北区の魅力を紹介するため、平成30年度からSNSを活用した写真コンテストを実施している。

平成30年度実績 応募数 観光部門229点 鉄道部門49点

#### （6）公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用促進

外国人旅行者のインターネット接続環境を向上させるため、北とびあと赤羽エコー広場館に設置した無料で利用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用促進を図る。

#### （7）産業遺産関連施設PR事業

北区が洋紙発祥の地として日本の産業の近代化に大きく貢献した地であることを広く

紹介するため、経済産業省が近代化産業遺産群として認定した施設（渋沢史料館、紙の博物館、東書文庫、独立行政法人国立印刷局王子工場・滝野川工場（現：東京工場））と連携してPR事業を実施する。

(8) 観光情報コーナー、赤羽観光PRコーナー、まちなか案内処事業

観光情報コーナー（北とぴあ1階）、赤羽観光PRコーナー（赤羽エコー広場館内）を起点とした、来街者への観光情報の提供・発信を図る。また、区内の個店や商店街の協力のもと、個店等をまちなか観光ステーションとして、店内に観光マップやパンフレットを設置し、まち歩きの道標役を担ってもらう。

まちなか案内処設置場所：5か所

(9) 観光ガイドマップ配布

北区の観光スポットをPRするとともに、まち歩きにも活用できるガイドマップを配布している。

ア. 北区観光ガイドマップ

（赤羽・浮間エリア 王子・十条エリア 田端・滝野川エリア 季節めぐり）

イ. 外国人旅行者向け北区観光ガイドマップ（英語・中国語（簡体字）・韓国語）

ウ. 北区鉄道Viewマップ vol.1（田端・王子エリア） vol.2（十条・赤羽エリア）

エ. 今日電車に会いに行こう！～親子おさんぽマップ～

王子駅周辺 田端駅周辺

オ. 北区近代化産業遺産ガイドマップ

カ. さくらマップ

(10) 2019北区花火会補助

地域の企業や区民が組織する実行委員会が開催する花火会に対し、花火の打ち上げ経費や警備費、広告宣伝費の補助を行う。

(11) (一社) 東京北区観光協会補助

公民連携のもと北区観光の魅力を区内外へ効果的に発信するため、観光協会の事務局運営や観光ルートの開発などの自主事業に対する補助を実施する。

## プレミアム付商品券担当課長

### 1. プレミアム付商品券事業

令和元年度予算 0千円  
(繰越明許費 319,367千円)

消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施する。(国が事務費・事業費の全額を補助)

#### (1) 購入対象者(対象者数は想定数)

ア. 令和元年度(平成31年度)住民税非課税者

対象者数 6万2千人

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く

イ. 子育て世帯(下記に該当する子が属する世帯の世帯主)

対象者数 1万人(対象となる子の人数)

・平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれ

#### (2) 商品券の概要

・購入限度額は券面額2万5千円(販売額2万円)

・商品券1冊(券面額5千円(5百円券×10枚綴り))を4千円で販売  
(券面額5千円単位で分割販売を実施)

・プレミアム率は25%

※子育て世帯は該当する子の人数分を購入可能

#### (3) 販売開始時期

令和元年10月1日(予定)

## スポーツ推進課

### 1. スポーツ推進計画の具体化に向けた取り組み 令和元年度予算 4,926千円

#### (1) スポーツ推進計画の改定

東京都北区スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく北区のスポーツ推進のための総合計画である。

現行のスポーツ推進計画は平成24年度から令和3年度の10か年計画であるが、平成29年3月に国がスポーツ基本計画を改定し、平成30年3月には東京都スポーツ推進計画が改定された。これらを踏まえ、スポーツ実施率の向上を目指し、社会情勢の変化や新しい課題に対応するため、平成30年度は、検討委員会を設置し、①北区のスポーツを取り巻く環境や課題の分析、②スポーツ推進に関する区民の意識・意向調査、③現行の推進計画の進捗状況を取りまとめた。

令和元年度は、これらを基に検討を重ね、パブリックコメント等を経て令和元年度末に推進計画を改定する。

#### (2) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブとは、地域の身近な場所で誰もがスポーツを気軽に楽しむことができる地域住民が主体となって運営するクラブである。

平成26年9月にまとめられた「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会最終報告書」をもとに、区として総合型地域スポーツクラブの設立支援を行ってきた。

平成30年1月、区内で二つ目となる総合型地域スポーツクラブ「コミスポたきのがわ」が滝野川地区に設立された。引き続き、クラブの設立及び自立に向けた支援に努めていく。

#### (3) 初級障害者スポーツ指導員の育成

地域における障害者スポーツの普及と発展を目指して、障害者スポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成するため、日本障がい者スポーツ協会の認定を受けて、第2ブロック（北区・文京区・台東区・荒川区）合同で養成講習会を開催する。

また、障害者スポーツ指導員の有資格者の活躍の場を提供するため、人材登録制度を導入し、区内のイベント情報を発信していく。

### 2. スポーツ推進委員 令和元年度予算 7,511千円

スポーツ推進委員は、非常勤の公務員として、区または地域が行うスポーツ推進事業に参画し、指導助言・連絡調整・運営協力を行う。また、総合型地域スポーツクラブの設立、育成及び支援に協力・参画する。

なお、その活動と委員相互の連携を図るため協議会を設けている。

委員数 51名（平成31年4月1日現在）

報酬 月額9,100円

任期 平成30年4月1日～令和2年3月31日（2年間）

根拠 東京都北区スポーツ推進委員に関する規則

### 3. 障害者スポーツ交流イベント 令和元年度予算 4,906千円

#### (1) 北区ハートスポーツフェスタ

障害のある人もない人も、ともに楽しめるさまざまなスポーツやレクリエーションイベントを東京都障害者総合スポーツセンター等と連携し、赤羽体育館で実施する。

(2) 知的障害者サッカー教室

知的障害のある方やその家族を中心に、サッカーやレクリエーションを通してコミュニケーションを促進し、誰もが前向きな気持ちになれるように区民のスポーツ参加を推進していく。

(3) 障害者週間記念講演会

障害者週間（12月）に障害者スポーツをテーマにした講演会を実施し、広く区民に障害者の理解促進を図る。

平成29年度：「限りなき挑戦」

パラリンピック陸上メダリスト（7大会連続出場（ニューヨーク大会～北京大会）11個のメダル獲得）

平成30年度：「障害者スポーツ～東京2020パラリンピックを目指して～」

パラリンピック陸上選手及びガイドランナー・コーラー

(4) テニスフェスティバル

パラアスリート等によるテニスのレッスンやレクリエーションを体験し、障害のある人もない人もスポーツを通じてお互いを理解し交流できるイベントを開催する。

平成29、30年度：齋田悟司選手、眞田卓選手

(5) 北区障害者スポーツ体験教室（予定）

障害の有無に関わらずユニバーサルスポーツを通じて、多くの人々が交流し、お互いの理解を深めるとともに、障害者スポーツの理解と普及を図るため、継続したスポーツ教室を開催する。

4. 自治体交流スポーツイベント

令和元年度予算 500千円

(1) 第2ブロック自治体スポーツ交流大会

東京2020大会を契機として、様々なスポーツによる地域同士の交流・連携を図り、地域レガシーに繋げるため、平成28年度からスポーツ交流大会を実施している。

平成30年度：バレーボール大会

令和元年度：サッカー大会

(2) 広域障害者スポーツ交流イベント（合同ボッチャ大会）

東京2020大会開催に向けて、自治体間の連携が求められるなか、板橋区主催の合同ボッチャ大会へ北区代表チームを派遣する。

5. わくわく土曜スポーツクラブ事業 令和元年度予算 2,359千円  
小学生が身近な場所で気軽に様々なスポーツを楽しめるよう、7種目を6会場で実施している。

平成30年度実績

種 目	実施回数(回)	参加者数(人)
卓 球	19	246
剣 道	10	88
バドミントン	25	481
バレーボール	9	178
水 泳	15	1,053
ミニバスケット	9	299
ヒップホップ	12	160
合 計		2,505

6. 青少年スポーツ振興事業 令和元年度予算 3,033千円

(1) 少年野球大会

子ども達の体力向上を図るとともに、野球のルールを学びスポーツマンシップの育成を目的に、新荒川大橋野球場で実施する。

(2) ジュニアスポーツ指導者講習会

ジュニアスポーツ指導者を目指す方や、現在指導している関係者を対象に、ジュニアスポーツ指導者講習会を開催し、正しい知識と指導法を提供するとともに、人材不足の解消を図る。

(3) 少年スポーツ活動指導者表彰

地域の少年・少女スポーツ活動に永年にわたり貢献している方に対し、感謝状を贈呈する。

7. 各種体育振興事業 令和元年度予算 175千円

(1) 「体育の日」体育施設の無料開放事業

区民が積極的にスポーツをする意欲を向上させ、体力の維持増進を図るため、区立体育施設を無料開放する。

(2) 城北五区親善競技大会

北、豊島、板橋、練馬、荒川各区が、当番制により各競技団体と共催して実施する。

(種目：バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、陸上)

8. 北区体育協会との共催事業 令和元年度予算 15,441千円

(1) 区民体育大会

体育協会加盟の各競技団体が主管して、各競技別に大会を実施する。

(2) 都民体育大会

体育協会加盟の各競技団体が主管して代表選手を選考し、都民大会に派遣する。

(3) 中高年スポーツ振興事業

中高年を対象にスポーツの楽しさ、仲間との交流、健康づくりなどを推進し、はつらつとした日常生活を過ごせるよう各種教室を実施する。

(4) 青少年スポーツ大会

ア 青少年剣道大会

小・中学生、高校生をクラス分けし、トーナメント方式で行う。

イ 少年・少女サッカー大会

小学校1・2年生、3・4年生、5・6年生、女子のクラスに分け、トーナメント方式で行う。

(5) 各種スポーツ教室

(6) 都市間スポーツ交流事業

酒田市・中之条町・甘楽町等とスポーツ交流を行う。

9. スポーツ団体等との共催事業

令和元年度予算 1,348千円

P T A 連 合 会 ス ポ ー ツ 事 業 ( バ レ ー ボ ー ル ・ 卓 球 ・ バ ド ミ ン ト ン 大 会 ) 、 区 民 つ り 大 会 ( 主 催 ・ 北 区 釣 魚 連 合 会 ) な ど 、 ス ポ ー ツ 推 進 上 有 意 義 と 認 め ら れ る 事 業 に つ い て 、 共 催 事 業 と し て 助 成 す る 。

10. シルバースポーツウィーク事業

令和元年度予算 690千円

敬老の日を中心にシルバースポーツウィークを設定し、高齢者を対象に区立体育施設を無料開放する(開催日は施設・種目等により異なる)。また、シルバー野球・サッカー大会、シニア輪投げ大会等のスポーツ活動を推進する。

11. スポーツ施設のバリアフリー整備

令和元年度予算 550千円

東京2020大会開催を見据え、障害者や高齢者がスポーツに参加しやすい環境の整備を推進し、障害の有無に関わらず、全ての人がスポーツに親しむことのできる地域社会の実現を目指している。

「区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会」の最終報告を受けて、区内スポーツ施設及び区内スポーツ施設までのルートについてバリアフリー整備を推進していく。

(1) 平成30年度実績

浮間舟渡駅から浮間子どもスポーツ広場までの点字シート敷設工事

浮間舟渡庭球場及び浮間子どもスポーツ広場のトイレ手すり設置ほか工事

## 12. 体育施設一覧

種 類	数	施 設 名	指定管理者 上段：導入年度 下段：現指定管理者名
野 球 場	13面	中央公園野球場（2面）	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		新荒川大橋野球場（9面） 岩淵水門野球場（2面）	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
庭 球 場	20面	桐ヶ丘体育館庭球場（6面）	平成19年4月1日 KiTAマネジメントグループ
		中央公園庭球場（2面）	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		新河岸川庭球場（5面）	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		滝野川体育館庭球場（3面）	平成18年4月1日 KiTAマネジメントグループ
		浮間舟渡庭球場（4面）	平成26年4月13日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
プ ー ル	4か所	十条台小学校温水プール、王子プール、 谷端プール、桐ヶ丘プール	平成30年4月1日 ㈱フクシ・エンタープライズ
サイクリングロード	1か所	中央公園サイクリングロード	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
体 育 館	3館	桐ヶ丘体育館	平成19年4月1日 KiTAマネジメントグループ
		滝野川体育館	平成18年4月1日 KiTAマネジメントグループ
		赤羽体育館	平成29年4月1日 KiTAマネジメントグループ
運 動 場	1か所	北運動場	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
競 技 場	1か所	赤羽スポーツの森公園競技場	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
サッカー場	1か所	新荒川大橋サッカー場	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
多目的広場	3か所	谷端プール多目的広場 *プール開設時を除く	平成30年4月1日 ㈱フクシ・エンタープライズ
		北ノ台スポーツ多目的広場	平成21年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		豊島北スポーツ多目的広場	直営（管理委託）
スポーツ広場	1か所	浮間子どもスポーツ広場	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体

### 13. 体育施設の概要

#### (1) 野 球 場

(運動場の予算に含まれている)

#### ア 概 要

施 設 名	新荒川大橋野球場	中央公園野球場	岩淵水門野球場
開設年月日	昭和38年5月2日	昭和51年4月1日	昭和59年4月1日
所 在 地	赤羽3-29先 赤羽北1-22-22先	十条台1-2-1	志茂5-41先
敷地面積	64,873㎡	13,670㎡	21,600㎡
施設内容	一般用6面 少年用3面	一般用2面(毎週水曜日と 第2・第4土曜日の午後、毎 月第3日曜日及びこどもの 日(5月5日)は少年利用)	少年用2面
付帯設備	ベンチ(50席) 可倒式バックネット(9) 水飲場、トイレ、身障者 用トイレ、管理棟	ベンチ、備付けバックネッ ト(2)、夜間照明(6)、更衣・ シャワー室、車いす用更衣・ シャワー室(2) 車いす用観覧スペース(4) 水飲場、管理棟	移動式バックネット (2)

#### イ 利用状況(平成30年度)

施設 \ 項目	一般利用		少年利用		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
新荒川大橋野球場	3,195	88,535	725	23,521	3,920	112,056
中央公園野球場	1,373	17,274	278	3,980	1,651	21,254
岩淵水門野球場	0	0	233	11,360	233	11,360

## (2) 庭球場

(運動場の予算に含まれている)

## ア 概要

施設名	中央公園庭球場	新河岸川庭球場	浮間舟渡庭球場
開設年月日	昭和51年4月1日	昭和58年4月1日	平成26年4月13日
所在地	十条台1-2-1	岩淵町41	浮間4-27-1
敷地面積	1,496㎡	4,471㎡	4,795.37㎡
施設内容	2面(砂入り人工芝コート)	5面(ハードコート)	4面(砂入り人工芝コート)
付帯設備	ベンチ、審判台、夜間照明 8基、更衣・シャワー室、車 いす用更衣・シャワー室 (2)、水飲場	ベンチ、審判台、水飲 場、更衣・シャワー室、 管理棟、トイレ	ベンチ、審判台、管理棟 更衣・シャワー室、トイレ

## イ 利用状況(平成30年度)

施設	平日		土・日・祝日		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
中央公園庭球場	2,599	10,399	1,383	5,678	3,982	16,077
新河岸川庭球場	4,310	18,817	3,195	13,997	7,505	32,814
浮間舟渡庭球場	3,052	12,208	2,042	8,222	5,094	20,430

## (3) プール

令和元年度予算 124,460千円

## ア 屋外プール

## (ア) 概要

施設名	王子プール	谷端プール	桐ヶ丘プール
開設年月日	昭和26年6月30日	昭和32年6月30日	昭和54年6月30日
所在地	王子3-24-1 (王子三丁目児童遊園内)	滝野川7-42-1 (南谷端公園内)	桐ヶ丘1-8-1 (桐ヶ丘中央公園内)
敷地面積	1,104.63㎡	1,225.88㎡	1,969.30㎡
施設内容	一般 25m×13m 深さ 1.0～1.2m 幼児用 15m×2.5m 深さ 0.35～0.4m	一般 25m×13m 深さ 1.0～1.2m 幼児用 15m×2.0m 深さ 0.35～0.4m	一般 25m×13m 深さ 1.2～1.5m 幼児用 47.89㎡ 深さ 0.2～0.4m
付帯設備	更衣・シャワー室、洗眼器 (4)、腰洗い、トイレ	更衣・シャワー室、洗眼器 (4)、腰洗い、トイレ	更衣・シャワー室、洗眼器 (4)、腰洗い、トイレ

## (イ) 利用状況（平成30年度）

施 設	項 目	個人利用				団体利用		合計	
		大人	高齢者	子ども	障害者	計	件数		人数
王子プール		2,810	380	3,602	116	6,908	23	625	7,533
谷端プール		4,001	286	5,786	50	10,123	12	1,295	11,418
桐ヶ丘プール		2,363	161	2,916	24	5,464	3	83	5,547
計		9,174	827	12,304	190	22,495	38	2,003	24,498

## イ 十条台小学校温水プール

## (ア) 概 要

開設年月日	平成3年7月1日
所在地	中十条1-5-6
敷地面積	7,924.80㎡（学校敷地） 延床面積 1,447.45㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地下3階 地上2階建（体育館との重層構造）
施設内容	25m×13m(6コース) 水深0.25m～1.25m（可動床、通常は1.1m） 天井は開閉式ドーム
付帯設備	1階 プール、更衣・シャワー室、救護室、採暖室、トイレ、多機能トイレ 事務室 2階 ミーティングルーム、監視室、見学ロビー、学校用更衣室 地下1階 機械室 地下2階 ポンプ室、電気室 地下3階 自転車置場、受水槽

## (イ) 利用状況（平成30年度）

個 人 利 用						合計人数
大人	子ども	高齢者	障害者	幼児開放	計	
18,450	2,719	10,293	697	1,001	33,160	
団 体 利 用						合計人数
区事業		学 校		その他団体		
回数	人数	回数	人数	件数	人数	54,258
117	5,984	47	5,014	257	10,100	

## (4) 体育館

令和元年度予算 279,665千円

## ア 桐ヶ丘体育館

## (ア) 概要

施設名	体 育 館	弓 道 場
開設年月日	昭和41年2月1日	昭和43年12月1日
所在地	赤羽台3-17-57	体育館西側敷地内
構造規模	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階	鉄骨造モルタル塗 平屋建2棟
面積	敷地面積 11,109.00㎡ (弓道場含む) 延床面積 3,004.37㎡ (弓道場含む) 地階 1,247.14㎡ 1階 1,285.55㎡ 2階 352.21㎡ 器具倉庫 3.57㎡	敷地面積 355.50㎡ 床面積 115.90㎡
施設内容	1階 アリーナ(31m×29m) バスケットボール(2面)、バレーボール(2面)、卓球(14台)、バドミントン(6面)、体操、トレーニングルーム(145㎡) 地階 柔道場(66畳)、剣道場(115㎡)	和弓(射程距離 28m)(4) 洋弓(射程距離 30m)(4)
付帯設備	1階 放送室、役員室、器具庫、トイレ 2階 観覧席(固定席 最大500名) 地階 事務室、会議室、休憩室、更衣・シャワー室、トイレ、事務室、電気室、機械室、ボイラー室 器具 バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントン、マット(5) その他 放送装置(1)	和弓 巻藁台(2)、矢立台(2) 的(4) 洋弓 矢立台(2)、的(4) 姿鏡(1)、矢立(2) 夜間照明(1)

施設名	庭 球 場	
開設年月日	昭和43年10月1日	昭和53年1月12日
所在地	体育館西側敷地内	体育館西側敷地内
面積	敷地面積 2,763㎡	敷地面積 2,100㎡
構造規模	砂入り人工芝コート	ハードコート
施設内容	4面	2面 練習板1基
可能な競技種目	硬式テニス、ソフトテニス	硬式テニス、ソフトテニス
器具・設備	夜間照明(8)、審判台(4) ベンチ(8)、水飲場(2)	夜間照明(4)、審判台(2)、ベンチ(8) 水飲場(1)、器具庫(13.54㎡)

(イ) トレーニングルーム

- ・利用資格 高校生以上
- ・利用時間 9:00~21:15
- ・利用方法 当日「使用券」を購入する。

(ウ) 公開日

- ・目的 区民が個人でスポーツに楽しめることを目的に体育施設を公開する。
- ・種類 専門指導員の技術指導が受けられる指導公開日と余暇利用のための公開日がある。

	種目	公開日	公開時間	備考
指導公開日	バドミントン	火曜日	15:30~21:10	
	体操	金曜日	幼児 15:45~16:35 小学生 16:50~17:40	幼児は4~6歳
	剣道	火・木曜日	18:00~21:10	
	柔道	水・金曜日	18:00~21:10	
施設公開日	卓球	水曜日	12:30~21:10	
	和弓 洋弓	毎日	9:00~21:10	団体利用がない時のみ16歳以上利用可能

※公開日が祝日と重なった時には中止となる。

(エ) 利用状況(平成30年度)

利用者数 77,678人

(a) 種目別利用者数(団体貸切分)

種目	バスケットボール	バレーボール	バドミントン	卓球	体操	剣道
人数	718	1,366	741	136	428	598
種目	柔道	テニス	弓道	ダンス	その他	合計
人数	226	47,298	3,472	692	5,398	61,073

(b) 公開日等利用者数(個人利用者分)

種目	バドミントン	卓球	体操	剣道	柔道	和弓 洋弓	トレーニング	合計
公開日	火	水	金	火・木	水・金	毎日	毎日	
人数	1,395	1,884	1,901	1,205	332	565	9,323	16,605

イ 滝野川体育館

(ア) 概要

施設名	体育館
開設年月日	昭和61年10月1日
所在地	西ヶ原2-1-6
面積	敷地面積 6,384.820㎡ 延床面積 7,704.389㎡ 地階 1,560.858㎡ 1階 3,646.879㎡ 2階 2,132.231㎡ 3階 364.421㎡
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階
施設内容	1階 アリーナ(42m×36m)、バレーボール(3面)(男子9人制は2面)、バスケットボール(2面)、バドミントン(10面)、卓球(24台)、体操競技、エアロビクス、剣道、フットサル(2面) 2階 トレーニングルーム(318.7㎡)、体力測定室、プレイルーム(2重床板張り150.5㎡)、会議室(72.5㎡)、会議室(54.3㎡)、観覧席(固定482席、車椅子スペース有) 3階 弓道場(和弓射程距離28m)和弓5的 地階 第一武道場(板張り273.6㎡)、第二武道場(166畳)、剣道、なぎなた、柔道、空手、トレーニング
付帯設備	1階 放送室、役員室、選手控室、救急室、身障者控室、器具室(2)、倉庫(2)、事務室、応接室、更衣・シャワー室、EV、EVホール、トイレ、だれでもトイレ、洗面所、ベビーチェア、ベビーベッド、談話ロビー 2階 トレーナー室、休憩室、倉庫、洗面所、トイレ、アリーナ選手控室、観覧席、車椅子スペース、EV、EVホール 3階 更衣室、トイレ、機械室、EV、EVホール 地階 更衣・シャワー室、中央監視室、機械室、ボイラー室、電気室、発電機室、倉庫、EV、EVホール、トイレ 弓道器具(和弓) 弓矢100、巻藁台2、矢立台2、的5、飾幕1、姿鏡1、矢立2 夜間照明、放送装置、ソーラー給湯設備(12,000ℓ、40℃)

施設名	庭球場
開設年月日	昭和59年4月1日
所在地	体育館北側公園内
面積	敷地内 2,215.00㎡ 管理棟床面積 23.40㎡
構造規模	ハードコート
施設内容	3面
付帯設備	夜間照明8基、審判台3、水飲場2、管理棟1、観覧席(固定100人)

(イ) トレーニングルーム

- ・利用資格 高校生以上
- ・利用時間 9:00~21:15
- ・利用方法 当日「使用券」を購入する。

(ウ) 公開日

- ・目的 区民が個人でスポーツに楽しめることを目的に体育施設を公開する。
- ・種類 指導公開日と施設公開日の2種類。

	種目	公開日	公開時間	備考
指導公開日	バレーボール	金曜日	10:00~12:00	
	体操	火曜日	幼児 15:50~16:40 小学生 16:50~17:40	幼児は4~6歳
	剣道	水曜日	18:30~21:10	
	エアロビクス	水曜日	9:45~12:00 (2部入れ替え制)	
施設公開日	柔道	火曜日	18:30~21:10	
	バドミントン	水曜日	15:30~21:10	
	卓球	金曜日	15:30~21:10	
	和弓	火・木曜日	火曜日 12:30~21:10 木曜日 9:00~15:00	団体利用がない時のみ 16歳以上利用可能

※公開日が祝日と重なった時には中止となる。

(エ) 利用状況 (平成30年度)

利用者数 164,906人

(a) 種目別利用者数 (団体貸切分)

種目	バスケットボール	バレーボール	バドミントン	卓球	体操	剣道
人数	418	5,831	3,068	3,532	3,388	4,158
種目	柔道	テニス	弓道	ダンス	その他	合計
人数	338	27,263	2,964	5,450	39,519	95,929

## (b) 公開日等利用者数 (個人利用者分)

種 目	バドミントン	バレーボール	卓 球	体 操	剣 道
公開日	水曜日	金曜日	金曜日	火曜日	水曜日
人 数	4,530	748	4,029	7,288	817
種 目	柔 道	弓 道	トレーニング	エアロビクス	合 計
公開日	火曜日	火・木曜日	毎日	水曜日	
人 数	1,228	2,631	46,059	1,647	68,977

## ウ 赤羽体育館

## (ア) 概 要

開設年月日	平成29年2月1日
所 在 地	志茂3-46-16
面 積	敷地面積 3,962.53㎡ 建築面積 2,317.77㎡ 延床面積 8,494.57㎡ 地階 1,950.59㎡ 1階 2,443.23㎡ 2階 1,225.72㎡ 3階 2,081.30㎡ 4階 793.73㎡
構 造 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
施 設 内 容	1階 サブアリーナ(32.7m×22m)、バスケット(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(3面)、卓球(最大 12 台)、柔道(要畳敷設)2面、合気道・剣道・空手・なぎなた(2面)、少林寺拳法(4面)、トレーニングルームⅠ 2階 弓道場、トレーニングルームⅡ 3階 メインアリーナ(44.5m×34.3m)、バスケット(2面)、バレーボール(6人制×3面、9人制×2面)、バドミントン(8面)、卓球(最大 30 台)、フットサル(2面)、ハンドボール(1面) 4階 屋内ランニングコース、選手控席(198 席、車椅子スペース有) 地階 駐車場 (42 台、身障者用1台)
付 帯 設 備	1階 幼児体育室、多目的ルーム、エクササイズスタジオ、ゲストギャラリー、更衣室、医務室、身障者用更衣室、トイレ、だれでもトイレ、赤ちゃん休憩室、シャワー室、駐輪場、バイク置場、屋外トイレ 2階 スポーツ情報コーナー、クラブルーム、トイレ、多目的トイレ 3階 大会スタッフルーム、放送室、防災備蓄倉庫、トイレ、だれでもトイレ 4階 電気室、多目的トイレ 地階 防災備蓄倉庫、機械室

(イ) トレーニングルーム

- ・利用資格 高校生以上
- ・利用時間 9:00~21:15
- ・利用方法 当日「使用券」を購入する。

(ウ) 屋内ランニングコース

- ・利用資格 各施設の利用者の方のみ
- ・利用時間 9:00~21:30
- ・利用方法 個人利用は、当日「トレーニングルーム使用券」を購入する。

(エ) 利用状況（平成30年度）

利用者数 133,296人

(a) 種目別利用者数（団体貸切分）

種目等	バスケットボール	バレーボール	バドミントン	卓球	体操	弓道
人数	14,672	8,533	10,604	8,343	3,734	4,731
種目等	空手	ダンス	フットサル	合気道	その他	合計
人数	1,885	7,669	0	1,568	19,833	81,572

(b) 公開日等利用者数（個人利用者分）

種目	バドミントン	バスケットボール	卓球	フットサル	中高生卓球・バド
公開日	金曜日	火曜日	月曜日	木曜日	隔週水曜日
人数	3,381	4,976	2,052	0	168
種目	中高生バスケットボール	中高生フットサル	和弓	トレーニング	合計
公開日	隔週月・金曜日	隔週火曜日	毎日	毎日	
人数	261	0	1,978	37,728	50,544

※フットサル利用については平成30年4月から利用休止中。

(C) 親子公開日（幼児体育室）

種目	親子公開日
人数	1,180

(オ) 公開日

区民の余暇利用のため体育館施設の公開のみを行う。

区 分	種 目	公開日	時 間
一般公開 メインアリーナ	卓 球	月曜日	15:30~17:20 17:25~19:15 19:20~21:10
	バスケットボール	火曜日	
	フットサル	木曜日	
	バドミントン	金曜日	
弓道場	弓 道	休館、貸切除く	9:00~21:30
中高生公開 サブアリーナ	バスケットボール	A 月曜日	15:30~18:00
	卓球・バドミントン	週 水曜日	
	フットサル	B 火曜日	
	バスケットボール	週 金曜日	
親子公開 幼児体育室	ミニ跳び箱 ステップケンパマット トンネル、輪投げ	月・水・金曜日	9:00~15:00

※中高生公開はA週とB週を交互に実施。

※フットサル利用については平成30年4月から利用休止中。

## (5) 運動場

令和元年度予算 144,093千円

(北運動場、赤羽スポーツの森公園競技場、中央公園野球場・庭球場、新荒川大橋野球場・サッカー場、岩淵水門野球場、新河岸川庭球場、北ノ台スポーツ多目的広場、浮間子どもスポーツ広場、浮間舟渡庭球場の予算を含む)

## ア 北運動場

## (ア) 概要

開設年月日	昭和44年10月10日（平成9年9月28日 新施設開設）
所在地	神谷2-47-6(北運動公園内)
面積	建物延べ床面積 1,194.91㎡ 1階 451.25㎡ 2階 179.02㎡ 3階 564.64㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階建て
施設内容	フィールド サッカー(68×100m 大人用1面 少年用2面)、陸上競技等、ゲートボール等、砲丸投げ、走り幅跳び、3段跳ピット、砂場等 陸上トラック 1周300m×6コース、直線100m×6コース
付帯設備	フィールド 国旗掲揚塔(ポール3本)、クレイ舗装、ナイター設備(8基) 1階 玄関ホール、事務室、トイレ、身障者用トイレ、放送室、EV、ミーティングルーム、更衣・シャワー室、電気室、防災備蓄倉庫、ゴミ置場、器具倉庫 2階 EV、EVホール、EV機械室、トイレ、身障者用トイレ、防災倉庫 3階 観覧席、客席634席(一般628席、車椅子用6席)

## (イ) 利用状況(平成30年度)

## 種目別利用者数

種目等	団体貸切					公開日				合計
	会議室	陸上競技	サッカー	ゲートボール その他	計	大人	子ども	障害者	計	
件数	80	8	765	114	967	61	54	9	124	1,091
人数	2,030	2,378	48,481	7,988	60,877	1,118	1,784	9	2,911	63,788

## (6) 競技場

(運動場の予算に含まれている)

## ア 赤羽スポーツの森公園競技場

## (ア) 概要

開設年月日	平成22年5月1日
所在地	赤羽西5-2-27
面積	敷地面積 17,900㎡ 延床面積 1,347.23㎡
構造規模	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 地上3階建
施設内容	フィールド 面積 約10,420㎡(ロングパイルゴムチップ入り) サッカー(105m×68m) サッカー(大人(2)、少年(2))、フットサル(6)、 ゲートボール(4)、グラウンドゴルフ ふれあいホール 会議、集会、室内軽スポーツ
付帯設備	1階 事務室、審判控室、ミーティングルーム、更衣・シャワー室、ふれ あいホール(A115.70㎡、B43.55㎡)、ふれあいホール収納庫、 トイレ、だれでもトイレ、給湯コーナー、倉庫用器具庫、ホール、 廊下等、ランニングステーション 2階 トイレ、屋上芝生(約390㎡：約700人着座可能) 3階 選手控席(300席 車いすスペース)

## (イ) 利用状況(平成30年度)

## 種目別利用者数

種目等	サッカー		ゲートボール・ その他	ミーティ ング ルーム	ふれあい ホール	合 計
	一 般	少 年				
件数	670	260	52	71	703	1,756
人 数	49,452	14,867	2,300	918	15,466	83,003

大 人	子ども	65歳以上	障害者	合 計
6,501	2,666	1,622	344	11,133

## (7) 新荒川大橋サッカー場

(運動場の予算に含まれている)

## ア 概要

開設年月日	昭和54年12月15日
所在地	赤羽北1-22-22先
敷地面積	9,621㎡
使用できる面	1面(70m×100m)
付帯設備	サッカーゴール(一般用1組、ミニ用2組)

イ 利用状況（平成30年度）

	平日		土・日・祝日		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
一般	171	2,561	185	4,519	356	7,080
少年	9	117	90	9,832	99	9,949
計	180	2,678	275	14,351	455	17,029

(8) 多目的広場

ア 谷端プール多目的広場

(プールの予算に含まれている)

(ア) 概要

開設年月日	平成2年4月1日
所在地	滝野川7-42-1
敷地面積	1,225.88㎡
施設内容	ゲートボール(2)・輪投げ
付帯設備	審判台、水飲場、更衣室、 トイレ、管理棟

(イ) 利用状況（平成30年度）

	件数	人数
平日	97	1,510
土・日・祝日	10	109
合計	107	1,619

イ 北ノ台スポーツ多目的広場

(運動場の予算に含まれている)

(ア) 概要

開設年月日	平成12年7月23日
所在地	上十条5-14-4
敷地面積	4,925.02㎡
施設内容	体育館、第一スポーツ広場、第二スポーツ広場 ゲートボール、フットサル
付帯設備	ベンチ、管理棟、トイレ、フットサルゴール1組

(イ) 利用状況（平成30年度）

個人利用人数	856
--------	-----

貸切利用							
体育館		第一スポーツ広場		第二スポーツ広場		合計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
1,120	8,780	416	2,850	415	3,716	1,951	15,346

ウ 豊島北スポーツ多目的広場

令和元年度予算 6,314千円

(ア) 概要

開設年月日	平成24年10月1日
所在地	豊島5-3-13
敷地面積	7,103㎡
施設内容	グラウンド サッカー（一般・少年）1面又は野球（少年）1面
付帯設備	夜間照明（5）、更衣室、トイレ

(イ) 利用状況（平成30年度）

野球（少年）						サッカー（少年）					
平日		土・日・祝日		計		平日		土・日・祝日		計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
1	10	162	1,771	163	1,781	302	3,953	115	11,593	417	15,546
サッカー（一般）						合計		内少年利用			
平日		土・日・祝日		計		件数	人数	件数	人数		
201	2,613	80	1,094	281	3,707	861	21,034	580	17,327		

(9) 浮間子どもスポーツ広場

（運動場の予算に含まれている）

ア 概要

開設年月日	平成15年4月6日
所在地	浮間4-27-1
敷地面積	15,725.6㎡
施設内容	野球場2面 サッカー場1面（42m×60m フットサル2面使用可能、人工芝） フットサル場1面（20m×40m、人工芝） ゲートボール
付帯設備	ベンチ、管理棟、サッカーゴール1組、フットサルゴール3組

イ 利用状況（平成30年度）

野球（少年）						野球（一般）					
平日		土・日・祝日		計		平日		土・日・祝日		計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
250	6,385	512	9,725	762	16,110	3	480	0	0	3	480
野球・その他（グランドゴルフ）						サッカー・フットサル（少年）					
平日		土・日・祝日		計		平日		土・日・祝日		計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
117	2,340	0	0	117	2,340	667	10,846	628	26,817	1,295	37,663
フットサル（一般）						合計		内少年利用			
平日		土・日・祝日		計		件数	人数	件数	人数		
71	941	19	406	90	1,347	2,267	57,940	2,057	53,773		

(10) 中央公園サイクリングロード

(運動場の予算に含まれている)

ア 概要

開設年月日	昭和51年5月6日
所在地	十条台1-2-1
距離	1周607m×幅2.5m
自転車台数	39台（14～24インチ）

※利用は小・中学生および幼児（保護者同伴）に限る。

イ 利用状況（平成30年度）

平日	土・日・祝日	合計
664	4,034	4,698

(11) 国施設の区民開放

自衛隊十条駐屯地運動施設(体育館、テニスコート)の一部を開放している。

ア 利用状況（平成30年度）

体育館	テニスコート	合計
954	3,618	4,572

## 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

### 1. 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト 令和元年度予算 248,024千円

「トップアスリートのまち・北区」を区内外に広く発信していくため、シティプロモーションに重点を置いた事業を展開していく。

#### (1) 「ROUTE 2020~~08~~トレセン通り」関連事業

日本トップレベル競技者のトレーニング施設のある西が丘からJR赤羽駅及びJR十条駅に通じる通りに愛称名を設定した。この通りを「トップアスリートのまち・北区」のシンボルとして相応しい景観となるよう整備し、区の魅力として発信していく。

##### ① 通り愛称名の設定

平成27年1月 愛称名が「ROUTE 2020~~08~~トレセン通り」に決定

##### ② PR広告塔の設置

平成26年度 ルートの起点・終点となる赤羽駅西口と十条駅北口の駅前に「トップアスリートのまち・北区」をPRする広告塔を設置した。

平成28年度 デザインを更新した（東京家政大学との連携事業で学生に公募）。

##### ③ 公共施設の総合案内サインの設置

「トップアスリートのまち・北区」をテーマにデザインした公共施設の総合案内板を設置した。

平成26年度 十条駅北口に設置 平成27年度 赤羽駅西口に設置

##### ④ 愛称サインを用いた標識の設置

愛称名を浸透及び定着させ、通り周辺をトップアスリートのまちの拠点として全国に発信していくため、平成27年度に、愛称名のシンボルマーク（ロゴデザイン）を用いた標識を通り沿いに10か所設置し、平成27年9月13日（日）にPRイベントを実施した（参加者数360名）。

##### ⑤ フラッグ、看板及びポール型照明の設置

「トップアスリートのまち・北区」にふさわしい景観にするため、通り沿いに東京2020大会を想起するフラッグ、競技紹介の看板及びソーラータイプのポール型照明を設置していく。

平成30年2月 設計開始

平成31年2月 一部区間（姥ヶ橋から西が丘サッカー場交差点）に東京2020大会エンブレムのフラッグを44旗掲出

令和元年度 看板及び照明設置工事を開始（12月完了予定）

#### (2) アスリート手形モニュメントの設置

① 「ROUTE 2020~~08~~トレセン通り」に隣接する区立稲付西山公園に、北区ゆかりのアスリートの手形を添架したモニュメントを設置した。除幕セレモニー：平成29年4月22日（土）

② 手形モニュメントの台座に北区ゆかりのアスリートの手形を作製し取り付けしていく。

合計26名の手形設置可能（平成31年4月1日現在、17名の手形を設置）。

#### (3) 東京2020大会プロジェクトチーム（#ときおば）

北区の東京2020大会の気運を高めるため、東京家政大学及び東洋大学の学生とプロジェクトチーム（愛称名：#ときおば）を平成29年度に立ち上げ、活動をしている。

委嘱した学生数 平成29年度：7名 平成30年度：10名 令和元年度：6名

#### (4) 地域情報発信アプリの導入

「トップアスリートのまち・北区」を情報発信するため地域情報発信アプリを導入した。

平成30年12月：開発開始      平成31年4月：運用開始

(5) トップアスリート直伝教室

日本トップレベルの指導者及び選手から直接指導を受けるスポーツ教室を開催し、未来を担う子どもたちに夢と希望を与えるとともに、技術向上と東京2020大会開催の気運醸成を図る。

(平成30年度事業実績)

	サッカー	バスケットボール	バレーボール	卓球	タグラグビー	バドミントン
実施日	7月29日 (日)	9月22日 (土)	10月20日 (土)	2月2日 (土)	3月10日 (日)	3月30日 (土)
会場	赤羽スポーツの森公園 競技場	赤羽 体育館	赤羽 体育館	赤羽 体育館	赤羽スポーツの森公園 競技場	赤羽 体育館
参加者数	92人	41人	61人	67人	137人	72人

(6) アスリート就職支援「アスナビ」事業（JOC主催 北区・板橋区共催）

アスリートの練習拠点と区内企業が近い距離にある地理的優位性を活かし、アスリートの経済基盤と練習環境を結び付ける支援を行うとともに、産業の活性化に資する取組みとして実施する。

(7) 区内企業とパートナーシップ協定締結

平成29年度にアスリートを雇用する北区内企業が官民を超えたネットワークを構築し、スポーツを軸とした地域活力の向上及び東京2020大会の気運醸成を推進するため、パートナーシップ協定を締結した。

締結区内企業：城北信用金庫 日本製紙総合開発株（株）なとり 東京書籍株

(8) スポーツ大使

「トップアスリートのまち・北区」PRの旗手として、北区にゆかりのあるトップアスリートをスポーツ大使として任命し、さまざまな場面を通じて北区の魅力を発信していく。

- ・上田春佳氏（平成28年10月1日任命）  
2012年ロンドンオリンピック 競泳女子4×100mメドレーリレー銅メダル
- ・高橋勇市氏（平成28年10月1日任命）  
2004年アテネパラリンピック マラソン（視覚障害）金メダル
- ・石野枝里子氏（平成29年3月31日任命）  
2006年トリノオリンピック スピードスケート女子 チームパシュート4位

(9) スポーツコンダクター

区立学校や地域団体が企画するスポーツ指導や講演等を対象に、北区にゆかりのあるアスリートを紹介していく。世界の大舞台で活躍したアスリートが持つ経験や実績を背景に、スポーツの楽しさや素晴らしさを伝えていく。

(10) リレーションシップ協議会

区内関係団体の連携強化のもと、東京2020大会に取り組むためのリレーションシップ協議会を開催する。（日本スポーツ振興センター、東京都障害者総合スポーツセンター、北区体育協会、町会・自治会、商店街、観光・文化、教育関係機関等）

(11) 事前キャンプ誘致及び実施に向けた準備

東京2020大会を契機として、子どもたちの夢や希望、国際理解、障害理解などのレガシー創出や、地域の活性化・魅力発信につなげられるよう、区立のスポーツ施設を利用した各国・地域の選手

団の事前キャンプを誘致し、実施のための準備を進める。

※事前キャンプ：各国・各地域の選手団が、時差やコンディション調整を目的として任意に実施するトレーニング。

- |        |   |
|--------|---|
| 平成28年度 | 候補地掲載ガイドに区立スポーツ施設を掲載<br>・東京2020大会事前キャンプ候補地ガイド（東京2020大会組織委員会）<br>・東京都事前キャンプ候補地紹介用ホームページ（東京都） |
| 平成29年度 | 外国の選手団に対して事前キャンプ受入れ可能施設や北区の個性・魅力を紹介する外国語版のPR冊子を作成し、誘致活動を実施した。                               |
| 平成30年度 | ハンガリー柔道協会及びフェンシング連盟と「東京2020大会における事前キャンプ実施に係る覚書」を締結。平成30年11月26日（月）調印式実施                      |
| 令和元年度  | ハンガリーイベントの開催（予定）<br>事前キャンプ実施のための準備（協定締結、備品購入、滝野川体育館改修工事等）                                   |

## (12) 東京2020大会カウントダウンイベント

東京2020大会に向け気運醸成を図るため、節目の時期にアスリート等が参加する体験型スポーツイベントを開催する。過去に1000日前、2年前、500日前を開催し、令和元年夏頃には1年前記念イベントを開催する予定である。

### ①1000日前記念イベント

開催日：平成29年11月12日（日）  
会 場：赤羽体育館  
内 容：体験型のスポーツイベント、商店街による出店  
参加者：1,100名

### ②2年前記念イベント

開催日：平成30年7月29日（日）  
会 場：赤羽スポーツの森公園競技場及び「ROUTE2020~~08~~トレセン通り」周辺  
内 容：ウォーキング、サッカー教室、その他体験型イベント、商店街による出店  
参加者：650名

### ③500日前記念イベント（桜ウォーク2019とコラボレーション）

開催日：平成31年3月31日（日）  
会 場：赤羽スポーツの森公園競技場  
内 容：サッカー教室、女子サッカーのエキシビジョンマッチ、体験型イベントブース設置  
参加者：1,120名

## (13) 東京五輪音頭-2020-

東京2020組織委員会が制作した「東京五輪音頭-2020-」の普及啓発活動を進めていく。

### ① 東京五輪音頭-2020-」CD及びDVD貸出

貸出場所：東京オリンピック・パラリンピック担当課窓口、地域振興室（19室）、図書館（15館）

### ②「東京五輪音頭-2020-」講習会の実施

平成29年度 開催日：平成30年3月3日（土）  
会 場：赤羽体育館 参加者数：140名

平成30年度 開催日：平成30年7月8日（日）  
会 場：赤羽体育館 参加者数：145名

(14) 東京2020大会コミュニティライブサイト（※）又はパブリックビューイング

東京2020大会期間中に大会の雰囲気を経験できるように区主催のコミュニティライブサイト又はパブリックビューイング会場を設置することを検討・準備する。

コミュニティライブサイト：令和元年6月28日（金）までに東京2020組織委員会に申込みし、審査を経て年末に承認

パブリックビューイング：令和元年夏頃にガイドライン公表予定。

※競技中継のみを実施するパブリックビューイングの方式に加え、競技中継と催しを同時に区主催で開催するイベント。

(15) ラグビーワールドカップ2019日本大会パブリックビューイング

令和元年9月20日（金）に開幕するラグビーワールドカップ2019日本大会のパブリックビューイングの実施を検討・準備する。

(16) 聖火リレー

令和元年度に東京2020大会の聖火リレーのルート及びランナー選考方法が決定されるため、東京都とルートやランナーの選考方法、および演出等について調整していく。

2. 2020チャレンジアカデミー

令和元年度予算 3,186千円

東京都フェンシング協会及び日本車いすフェンシング協会と連携し、熟練したフェンシングコーチらの指導による通年のフェンシング教室・車いすフェンシング教室を平成27年4月から開始した。

高い技術力を持ったコーチ陣の指導により、北区から東京2020大会の日本代表選手輩出を目指す。

3. 来たKITAオリパラプロジェクト

令和元年度予算 5,759千円

東京2020大会開催に向け、世界の国の歴史、文化、食、言語等を学ぶ機会を提供し、ホスピタリティ精神の意識啓発とオリンピック・パラリンピックの気運醸成を図りつつ、おもてなしの心溢れるボランティアとして活躍できる人材の育成を進めていく。

4. キッズアスレティックス

令和元年度予算 1,968千円

オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした国際陸上競技連盟の世界共通の運動能力向上プログラムを実施し、身体運動の基礎能力を育成していく。令和元年度は、小学校12校において体験プログラムを実施する。

また、各小学校の体育教諭を対象に指導者育成講習会を開催し、小学校独自のプログラムを展開する。

5. オリンピアンスケート教室

令和元年度予算 1,069千円

ウィンタースポーツの代表的種目であるスケートに対する興味関心を喚起させ、新たなスポーツ人口を創出するとともに、子どもたちのバランス感覚や体幹機能を強化するなど、運動能力の向上を図ることなどを目的に、オリンピックや世界選手権で活躍したスケート選手による教室を開催する。

（平成30年度事業実績）

実施日：12月15日（土） 2月11日（月・祝）

会 場：東大和スケートセンター

参加者：延184人（小学生131人、保護者53人）

## 6. スポーツボランティアの育成

令和元年度予算 829千円

平成29年4月からスポーツボランティア登録制度を開始し、スポーツ現場のボランティアの確保に取り組むとともに、ボランティアニーズの受け皿として機能させ、スポーツを通じた市民活動・社会貢献活動の活性化を図っていく。(平成31年4月1日現在、登録人数 145名)

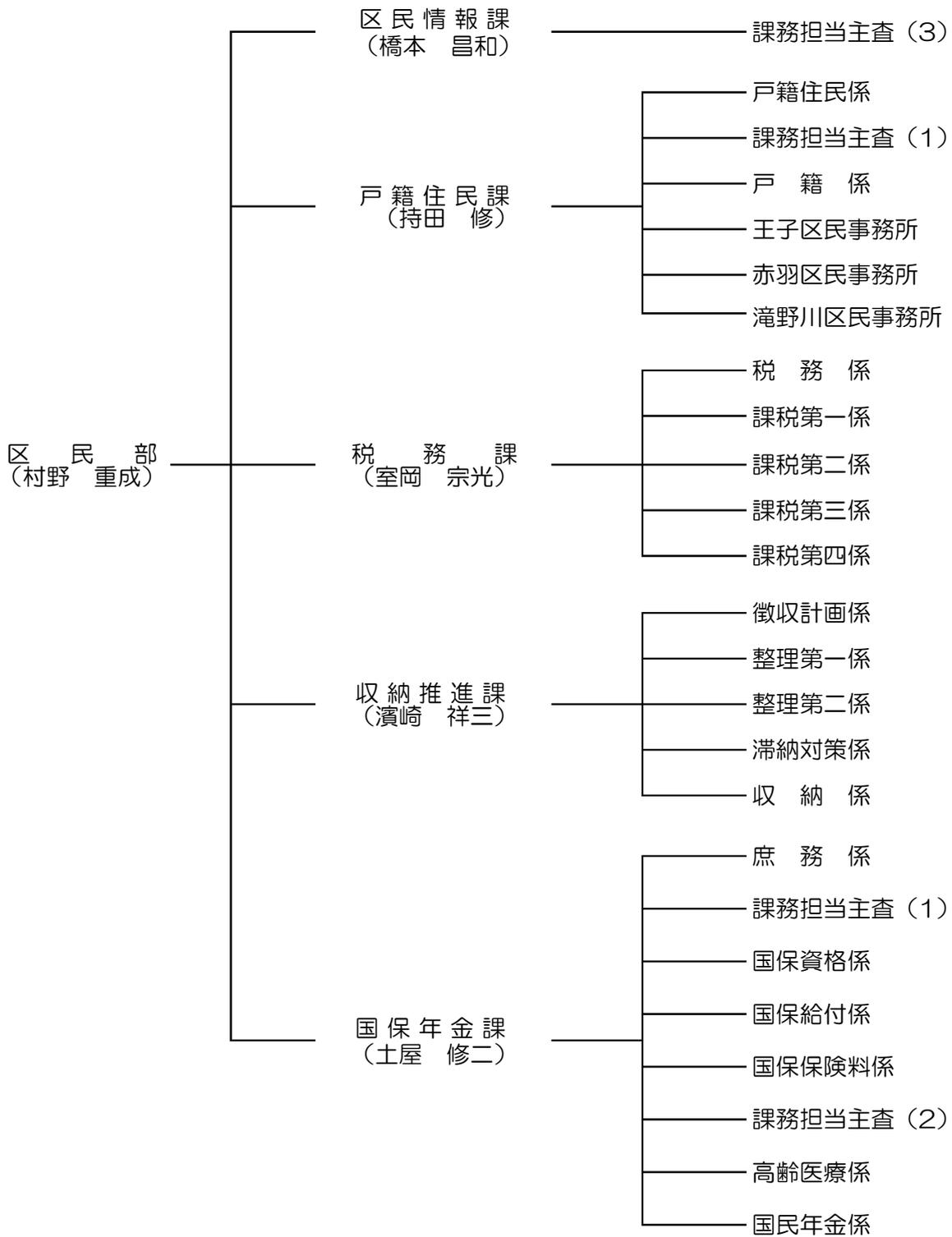
また、スポーツボランティア現場での対応スキルの向上を図るため、養成講座(年4回程度)を開催する。

区 民 部



# 区民部組織図

平成31年4月1日現在



# 区民部職員配置状況

平成31年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長・主査	係員	再任用	再雇用	備考
区民情報課	27	1	1	4	21			
戸籍住民課(計5係)	152		1	12	113	26		
戸籍住民係	24		1	3	17	3		
戸籍係	28			2	20	6		
王子区民事務所	54			4 (※1) 4	41 (※2) 46	9 (※3) 2		非常勤1名 (※1) 兼務4名 (※2) 兼務46名 (※3) 兼務2名
赤羽区民事務所	33			2	25	6		
滝野川区民事務所	13			1	10	2		
税務課(計5係)	53		1	6	46			
税務係	9		1	1	7			
課税第一係	14			2 (※1) (2)	12 (※2) (5)			(※1) 兼務(プレミアム付商品券担当課長主査) (※2) 兼務(プレミアム付商品券担当課)
課税第二係	10			1	9			
課税第三係	10			1	9			
課税第四係	10			1	9			
収納推進課(計5係)	40		1	5	29	5		
徴収計画係	8		1	1	5	1		
整理第一係	7			1	6			
整理第二係	7			1	6			
滞納対策係	6			1	5			非常勤1名
収納係	12			1	7	4		
国保年金課(計6係)	88		1	13	64	8	2	
庶務係	13		1	3	8	1		
国保資格係	14			1	11	1	1	
国保給付係	16			2	11	3		
国保保険料係	17			5	11		1	
高齢医療係	12			1	11			
国民年金係	16			1	12	3		
部	360	1	5	40	273	39	2	

# 分 掌 事 務

## 区 民 部

### 区民情報課

1. 情報システムの計画及び総合調整に関すること。
2. 情報システムの開発、評価及び情報技術の調査研究に関すること。
3. 電子計算組織による情報の処理及び記録管理に関すること。
4. 情報通信ネットワークの開発、運用及び管理に関すること。
5. その他の電子計算組織の運営及び管理に関すること。
6. 地域の情報化に関すること。
7. 情報セキュリティに関すること。
8. 部の庶務に関すること。
9. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
10. 部内他の課、係に属しないこと。

## 戸籍住民課

### 戸籍住民係

1. 戸籍に係る連絡調整に関すること。
2. 区民事務所に係る連絡調整に関すること。
3. 戸籍及び区民事務所に係る諸統計に関すること。ただし、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管法等」という。）に基づく事務並びに住民基本台帳に係る統計を除く。
4. 民事刑事事項に関すること。
5. 課内他の係に属しないこと。

### 戸籍係

1. 戸籍の届出受理に関すること。
2. 戸籍簿等の整備及び保管に関すること。
3. 埋火葬の許可に関すること。
4. 人口動態調査票の作成及び相続税法による通知に関すること。
5. 戸籍関係諸証明の交付に関すること。
6. 住民票記載事項通知及び戸籍の附票の作成に関すること。
7. 身分証明及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。
8. 区民葬儀券に関すること。

### 課務担当主査

1. 住民基本台帳に係る諸統計に関すること。
2. 住民記録等の事務に係る連絡調整に関すること。
3. 住民記録システムに関すること。
4. 住民基本台帳ネットワークシステム等の連絡調整に関すること。
5. 個人番号カードの交付事務等に係る連絡調整に関すること。
6. 住居表示に関すること。
7. 入管法等に基づく事務に係る統計及び連絡調整に関すること。

## 区民事務所（王子・赤羽・滝野川）

1. 住民基本台帳の作成、整理及び保管に関すること。
2. 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出の受理及び住民の実態調査に関すること。
3. 転入通知、戸籍の附票記載事項通知及び職権記載等通知に関すること。
4. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写しの交付及び記載事項証明に関すること。
5. 転出証明書の交付に関すること。
6. 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
7. 個人番号カードの交付等及び住民基本台帳カードに関すること。
8. 公的個人認証に関すること。
9. 印鑑登録及び印鑑証明に関すること。
10. 住居表示に関する届書の受理及び証明に関すること。
11. 戸籍の全部、個人及び一部事項証明書、戸籍の謄本及び抄本（除籍及び改製原戸籍を除く。）、身分証明書、戸籍の附票の写し並びに不在籍証明書の交付に関すること（東京都北区王子区民事務所（以下「王子区民事務所」という。）を除く。）。
12. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に基づく住居地届出に関すること。
13. 特例法に基づく特別永住許可に関する事及び特別永住者証明書の交付に関すること（王子区民事務所に限る。）。
14. 妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
15. 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録及び注射済票の交付に関すること。
16. 区税の証明及び収納に関する事（収納については王子区民事務所を除く。）。
17. 国民健康保険の届書の受理、被保険者証の発行及び保険料の収納に関する事。
18. 後期高齢者医療の被保険者証再発行届書の受理、負担区分等証明書の交付等及び保険料の収納に関する事（収納については王子区民事務所を除く。）。
19. 国民年金の届書の受理に関する事。
20. 介護保険の保険料の収納に関する事（王子区民事務所を除く。）。
21. 保育料の収納に関する事（王子区民事務所を除く。）。
22. 地価公示図書の閲覧に関する事。
23. 区営住宅使用料の収納に関する事（王子区民事務所を除く。）。
24. 区民住宅使用料の収納に関する事（王子区民事務所を除く。）。
25. 指定自転車置場登録手数料の収納に関する事（王子区民事務所を除く。）。
26. 自動車の臨時運行許可に関する事。
27. 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成元年6月東京都北区教育委員会規則第7号）第4条の規定により区民事務所長に委任された事務
28. その他区長が必要と認めた事項

## 税 務 課

### 税務係

1. 区税制に関すること。
2. 区税に係る連絡調整に関すること。
3. 税務統計に関すること。
4. 税務広報に関すること。ただし、納税に関することを除く。
5. 軽自動車税及び特別区たばこ税の賦課に関すること。
6. 区税の証明に関すること。
7. ふるさと納税に関すること。
8. 課内他の係に属しないこと。

### 課税第一係

1. 特別区民税賦課に係る企画及び調整に関すること。
2. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること（他の係に属するものを除く。）。

### 課税第二係

1. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること。  
（主として王子地区）

### 課税第三係

1. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること。  
（主として赤羽地区）

### 課税第四係

1. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること。  
（主として滝野川地区）

## 収納推進課

### 徴収計画係

1. 納税事務事業の企画及び調整に関すること。
2. 収納対策行動計画の立案及び調整に関すること（私債権に係る訴訟及び和解を含む。）。
3. 徴収の嘱託及び受託に関すること。
4. 不納欠損処理及び滞納処分の停止の総括に関すること。
5. 特定の税務調査の取りまとめに関すること。
6. 納税に係る税務広報に関すること。
7. 納付案内センターの運営に関すること。
8. 課内他の係に属しないこと。

### 整理第一係

1. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る滞納整理に関すること。
2. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る督促状及び催告書の処理に関すること。
4. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る差押財産の換価処分に関すること。

### 整理第二係

1. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る滞納整理に関すること。
2. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る督促状及び催告書の処理に関すること。
4. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る差押財産の換価処分に関すること。

### 滞納対策係

1. 特定事案及び特別徴収に係る滞納整理に関すること。
2. 特定事案及び特別徴収に係る徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 特定事案及び特別徴収に係る督促状及び催告書の処理に関すること。
4. 特定事案及び特別徴収に係る差押財産の換価処分に関すること。
5. 主に区外の滞納整理に関すること。
6. 主に区外の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
7. 主に区外の督促状及び催告書の処理に関すること。
8. 主に区外の差押財産の換価処分に関すること。
9. 公債権の強制徴収の受託に関すること。
10. 徴収金に係る有価証券の受託に関すること。

### 収納係

1. 区税調定の総括に関すること。
2. 収入統計に関すること。
3. 収納管理に関すること。

4. 口座振替納税に関する事。
5. 特別区民税及び軽自動車税の過誤納金の還付及び充当に関する事。
6. 特別区民税及び軽自動車税の過誤納還付金の支払に関する事。
7. 納税貯蓄組合に関する事。
8. 特別区税における電子収納に関する事。

## 国保年金課

### 庶務係

1. 国民健康保険特別会計に関する事。
2. 国民健康保険の企画、普及及び統計に関する事。
3. 国民健康保険運営協議会に関する事。
4. 国民健康保険団体連合会に関する事。
5. 国民健康保険の保健事業に関する事。
6. 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
7. 課内他の係に属しない事。

### 国保資格係

1. 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関する事。
2. 国民健康保険被保険者証に関する事。
3. 国民健康保険保険料の賦課に関する事。
4. 国民健康保険保険料の減免に関する事。
5. 国民健康保険保険料の還付に関する事。
6. 国民健康保険保険料の口座振替に関する事。

### 国保給付係

1. 医療給付に関する事。
2. 一部負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
3. 第三者行為に係る求償事務に関する事。
4. 診療報酬に関する事。
5. 高額療養費貸付金に関する事。

### 国保保険料係

1. 国民健康保険保険料その他徴収金の収納及び集計に関する事。
2. 国民健康保険保険料の充当に関する事。
3. 国民健康保険保険料その他徴収金の滞納整理に関する事。
4. 国民健康保険の被保険者実態調査に関する事。
5. 国民健康保険保険料の徴収の嘱託及び受託に関する事。

### 高齢医療係

1. 後期高齢者医療に関する事（東京都後期高齢者医療広域連合が所管する事務は除く。）。
2. 旧老人保健法の医療に関する事。

## 国民年金係

1. 国民年金の企画及び普及に関すること。
2. 拠出制国民年金の統計及び報告に関すること。
3. 国民年金の相談及び指導に関すること。
4. 国民年金被保険者の資格得喪及び諸届の受理並びに送達に関すること。
5. 国民年金保険料の免除に関すること。
6. 国民年金の受給に関すること。
7. 福祉年金に関すること。

## 課務担当主査

1. 国民健康保険保険料の滞納処分及び差押財産の換価処分に関すること。
2. 国民健康保険保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 国民健康保険徴収指導員に関すること。

## 課務担当主査

1. 特定健診及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。

# 区民部

## 区民情報課

### 1. 内部情報系システム運営

令和元年度予算 938,131千円

#### (1) 情報系ネットワークと内部情報系システム

情報系ネットワーク（庁内LAN）は、平成16年2月に本庁舎で運用開始して、平成20年度には全ての整備が完了している。情報系ネットワークは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）に接続している。情報系ネットワーク基盤上で、内部情報系システムとして、グループウェア（掲示板・電子メール・スケジュール機能等）、庶務事務システム、文書総合管理システム、財務会計システムを運用している。

平成28年度に、自治体セキュリティ強化対策事業においてLGWAN接続とインターネット接続の分離を行い、平成29年度に、東京都が構築する自治体セキュリティクラウドに接続するためのネットワークの構築及びインターネット環境からLGWAN環境へのファイル持込み時にウィルス等を除去する機能（無害化）を構築し、また、内部情報系システムのサーバ及びネットワーク機器の更改を実施した。平成30年度は、財務会計システムのサーバ機器更改を実施した。令和元年度は、現行端末のOSであるWindows7のサポート終了に伴い、Windows10端末への入れ替えを予定している。

#### (2) 情報セキュリティ

区が保有する情報及び情報を取り扱う環境の機密性、完全性及び可用性を確保維持するための統一かつ基本的な方針である「北区情報セキュリティポリシー」（平成16年3月策定）に基づき、情報セキュリティ対策を組織的に講じ、区民の財産である情報資産や区民のプライバシー等を守りながら、安定的かつ継続的な行政サービス及び正確な情報の提供を図っている。

区の情報セキュリティ管理は、最高情報統括責任者（CIO）である副区長を委員長、教育長及び各部長を委員とする、北区情報セキュリティ委員会を最高意思決定機関として実施している。また、平成27年度からは最高情報セキュリティ責任者（CISO）を設置し、その情報セキュリティ対策に関し実務上の指揮を執るものとして区民部長の職にあるものを充てている。なお、委員会の事務局は、区民情報課のほか、総務課と教育政策課の3課で担当している。

<主な取り組み>

##### ① 情報セキュリティ監査

各組織の情報セキュリティ体制を点検して改善を図るとともに職員の意識を向上させるため、平成17年度から外部監査人による助言型セキュリティ監査を実施している。平成30年度は、5課を対象に実施し、令和元年度は、平成30年度被監査組織の監査結果に基づくフォローアップを行うとともに、新たに5課を対象に監査を実施する予定である。

##### ② 情報資産台帳整備・点検

情報セキュリティ対策の基盤となる情報資産台帳については、全組織毎年度見直しを行っている。そのうち、毎年一定数の組織について、情報資産台帳の実地点検を行って内容を確

認し、助言等の指導を平成 24 年度から 26 年度まで 20 課を対象に行ってきた。平成 27 年度は、組織間の相互チェックやチェックリストによる自己点検等について 2 組織に対して試行等を行い、所管課で自己点検が行えるようチェックリストを作成した。平成 28 年度は全組織からチェックリスト実施後の情報資産台帳を提出させた。平成 29 年度はガイドラインや台帳の様式を見直し、事務の負担軽減を図った。

③ 情報セキュリティ研修

職員の情報セキュリティに関する基本的な知識や対応の習得、意識向上を図るための研修を、新規採用者、昇任者、転入者、情報セキュリティ担当者を対象に実施している。平成 28 年度はマイナンバー取扱い窓口職員も対象に実施した。平成 29 年度からは 5 年以上情報セキュリティ研修を受講していない職員向けに基礎的な情報セキュリティ研修を実施している。

④ 生体認証システム

情報系ネットワーク利用時の個人個人の認証の利便性を高め、認証情報の紛失、盗難、置き忘れや提供に伴うなりすまし等の発生を防止し、運用者が安全性と可用性を確保するため、生体認証技術の一つである指紋認証システムを、平成 18 年 12 月から特別区で初めて導入し運用している。

⑤ 情報漏えい防止システム

情報資産の業務目的外の持ち出しによる情報漏えいを防止するため、平成 19 年 7 月から情報セキュリティ管理者（課長等）の管理する i-key を使用しなければデータ持ち出しができない情報漏えい防止システムを情報系ネットワークに接続する PC に導入している。

⑥ 情報セキュリティ関係規定の見直し整備

認証方法、機器、インターネット、メールなど ICT 技術の急速な進展や業務運営状況の変化にあわせ、情報セキュリティポリシーをはじめとする情報セキュリティ規定全体の見直しを平成 27 年度に行い、平成 28 年度は北区情報セキュリティ実施手順を見直した。

平成 30 年度は自治体セキュリティ強化対策事業に伴う情報セキュリティ規定全体の見直しを実施した。

(3) 電子申請

区に対する各種申請や届出をインターネットで行える電子申請サービスを、平成 17 年 1 月から東京都と都内区市町村が参加する東京電子自治体共同運営協議会で共同運営している。

<利用状況>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手続数	20 手続	25 手続	25 手続
申請件数	1,922 件	2,021 件	2,740 件
利用登録者数	15,313 件	16,560 件	16,149 件

(4) 北区情報化基本計画 2015

北区の情報化施策を総合的に推進するため、平成 26 年度に「北区情報化基本計画 2015」を策定した。これにより、今後の情報化を進めるための基本的な方向性と施策メニュー及び当面の重点事業を明らかにし、ICT 技術の急速な変化や情報セキュリティ対策の重要性の増大など、情報化を取り巻く社会環境の変化への対応を進めている。

平成 30 年度・令和元年度の 2 か年で北区情報化基本計画 2015 の改定を行っている。

## 2 住民情報系システム運営

令和元年度予算1,810,496千円

### (1) 基幹系情報システム<稼働中の基幹系システムの一覧表は次ページに記載>

平成19～21年度に、ホストコンピュータを利用したシステムからオープン系のマルチベンダー方式のシステムに再構築した基幹系情報システムは、住民記録、税等の情報を中心に相互に連携する業務システムにより構成されている。

平成29年度は、平成25年度及び26年度に更改したサーバ機器等について、次の更改(令和元、2年度)に向けた検討を行い、システム更改についてRFIを実施した。

平成30年度は、令和元年度に更改となるサーバ機器等の設計を行い、システム更改は、公募によるプロポーザルを実施し、基幹系システム更改開発業務委託の新ベンダが決定した。

令和元年度は、基盤系システム及び福祉系システムサーバを仮想基盤に集約するための構築を実施する。また、基幹系システム更改では、要件定義等各設計作業及び構築作業を実施する。

### (2) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便性向上と行政の効率化のため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通で本人確認ができるシステムとして総務省が構築し、平成14年度から全国で稼働している。区民情報課は、ハードウェアの賃借、ソフトウェアの保守等を担当している。

平成30年度は、住基ネット市町村機器整備概要に基づく第三回標準機器更改及びサーバ機器、端末機器、操作者認証装置等の更改を実施した。

### (3) 施設予約システム

北とぴあ予約管理システムをベースに、他の区民施設や体育施設を対象に加えた総合予約システムとして平成4年度に稼働した情報システムであり、平成14年度のインターネット予約機能追加等を経て、平成21年度から現在のパッケージシステムを使用している。

平成29年度は、令和元年度の端末のリース期限及び端末OSのサポート終了を見据えた更改及び、携帯サーバのOSアップグレード等のスケジュールを策定した。また、利用料金改定等のシステム改修を実施した。

平成30年度は、暗号化通信を行うための機器のリース期間満了に際し機器更改を実施した。

令和元年度は、施設予約窓口の端末及びルータの更改作業、携帯サーバ(携帯電話(旧式)からの接続に利用するためのサーバ)の廃止作業を実施する。

#### <施設予約システムの対象施設>

- ① スポーツ施設(体育館、運動場)
- ② 会館施設(北とぴあ、滝野川会館、赤羽会館)
- ③ 文化センター施設(中央公園文化センター、赤羽文化センター、滝野川文化センター)
- ④ 学校施設(教室、校庭等)

### (4) 証明書コンビニ交付システム

平成28年度に個人番号カードに搭載されている公的個人認証(JPKI)サービスを利用し、コンビニエンスストア設置のキオスク端末(マルチコピー機)にて各種証明書を発行する、証明書コンビニ交付システムの開発を行った(平成29年3月1日からサービスを開始)。

令和元年度は、改元対応、税法改正に伴う帳票出力項目の追加等の改修作業を実施する。

基幹系システム一覧（前ページ 2（1）関係）

システム名		概要	稼働時期 (更改時期)
住民 記録	住民記録システム	各種届出、住民票等の発行、照会、DV等の情報管理、統計等の住民記録に関する業務	H21年1月 (H26年1月)
	印鑑登録システム	印鑑登録・廃止、証明書発行、照会、統計等の印鑑登録に関する業務	
税	住民税システム	課税対象者の管理、課税資料の管理、賦課更正、事業所の管理等の住民税賦課に関する業務	H21年1月 (H26年1月)
	軽自動車税システム	車両管理、所有者・使用者管理、賦課、照会等の軽自動車税に関する業務	H21年3月 (H26年1月)
国保 年金	国民健康保険システム	資格管理、保険証の発行、保険料賦課、療養費の給付等の国民健康保険に関する業務	H21年1月 (H26年1月)
	国民年金システム	異動、免除、給付等に係る国民年金に関する業務	H21年4月 (H26年12月)
介護	介護保険システム	資格管理、保険料賦課、受給者管理、給付実績管理等の介護保険及び総合事業に関する業務	H21年4月 (H26年12月)
共通 収納	収納システム	調定、消込、督促、納付書再発行等の国民健康保険、税、介護保険の収納に関する業務	H21年1月 (H26年1月)
	滞納整理システム	滞納情報管理、催告、分納、財産処分等の国民健康保険、税、介護保険の滞納整理に関する業務	
教育	学校教育システム	学齢簿、就学援助等の学校教育に関する業務	H21年4月 (H26年12月)
福祉	生活保護	保護の開始・変更・停止・廃止、保護費の支給、医療介護、統計等の生活保護に関する業務	H22年1月 (H26年12月)
	児童福祉	児童手当、児童扶養手当等の児童に関する手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成等の児童福祉に関する業務	H21年6月 (H26年12月)
	高齢福祉	定期訪問、各種給付事業、施設入所等の高齢福祉に関する業務	H21年4月 (H26年12月)
	障害福祉	手帳、手当、医療、各種給付事業等の障害福祉に関する業務	H21年6月 (H26年12月)
	福祉共通	民生委員、医療機関情報等の福祉共通機能	H21年4月 (H26年12月)
共通	基盤系システム	職員認証、ポータル、SSO（シングルサインオン）、連携機能、セキュリティ、ファイルサーバ、時刻同期、ストレージ、個人状況照会、その他共通機能等	H21年1月 (H25年1月及び H26年1月)
	総合証明書交付システム	窓口における住民票、印鑑証明、住民税及び軽自動車税に係る証明書の発行（平成30年9月29日利用停止）	H24年2月
	証明書コンビニ交付システム	コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書の発行	H29年3月

## (参考資料)

＜端末設置台数一覧＞

平成31年4月1日現在

部	P C			プリンタ		
	情報系 ネットワーク	基幹系 情報システム	計	情報系 ネットワーク	基幹系 情報システム	計
政策経営部	43	0	43	6	0	6
総務部	148	1	149	19	1	20
危機管理室	38	0	38	3	0	3
地域振興部	118	3	121	27	3	30
区民部	274	266	540	27	53	80
生活環境部	99	0	99	12	0	12
健康福祉部	446	167	613	36	29	65
北区保健所	64	2	66	8	2	10
まちづくり部	91	1	92	11	1	12
土木部	94	1	95	8	1	9
教育振興部	1,503	7	1,510	72	2	74
子ども未来部	421	22	443	60	4	64
会計管理室	18	0	18	3	0	3
監査事務局	8	0	8	1	0	1
選挙管理委員会事務局	17	1	18	2	1	3
区議会事務局	18	0	18	2	0	2
合 計	3,400	471	3,871	297	97	394

### 3 基幹系情報システム番号制度改修

令和元年度予算 60,035千円

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために導入された社会基盤、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）に対応するため基幹系情報システムの番号制度対応改修を行う。また、基幹系情報システムに属さない特定システムの番号制度対応改修を支援する。

番号制度においては、より高いセキュリティ水準が要求されるため、それを充たすための対応を検討し、実施していく。

平成26年度は、システム専門部会を中心に、優先的に対応が必要な共通基盤、住民記録及び税・共通収納システムについて改修を進めた。

平成27年度は、前年度に引き続き、共通基盤、住民記録及び税・共通収納システムに加えて、国民健康保険、生活保護、児童福祉・高齢福祉・障害福祉、介護保険の各システムの改修を実施した。あわせて、中間サーバー接続に向けたネットワーク構築に着手した。また、マイナンバーカード交付のため、統合端末増設、統合端末へのタッチパネル導入を実施した。

平成28年度は、前年度までの番号制度対応改修を踏まえ、中間サーバー連携のための改修及び連携テストを実施した。

平成29年度は、各業務システムの副本登録のセットアップデータを作成した。また、中間サーバー連携の運用を11月13日から本格開始した。

平成30年度は、情報連携するためのデータ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修及びマイナンバーカード等の記載事項充実に係る旧氏併記対応に伴うシステム改修を実施した。

令和元年度は、データ標準レイアウト改版に伴う対応、マイナンバーカード等の記載事項充実に係る旧氏併記対応に伴うシステム改修を引き続き実施する。

# 戸籍住民課

〔戸籍住民係・戸籍係〕

## 1 戸籍事務

戸籍事務費 令和元年度予算 81,847千円

戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録公証する制度である。

戸籍法等に基づき各種届書の受理、戸籍簿への記載及び諸証明の発行等のサービスを行っている。

平成17年度より電算化の準備を始め、平成18年度より2カ年度にわたり戸籍システムを開発し、平成19年11月から現在戸籍・除籍・平成改製原戸籍と戸籍システムを段階的に稼働した。

戸籍法は平成20年5月に一部改正され、誰でも証明書の交付請求ができるという公開制度を個人情報保護の観点から見直し、交付請求ができる場合を制限した。

また、証明書の交付請求及び各届出における本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図るとともに不正請求者に対する制裁措置を過料から罰金刑へと強化した。

## 2 戸籍附票事務

戸籍附票事務費 令和元年度予算 785千円

附票制度は、人の身分関係の登録である戸籍と人の居住関係の記録である住民票とを相互に関連させ、同一人に関する住民基本台帳の記録の正確性を確保するための制度である。

平成2年11月から附票事務は、基幹系コンピュータの住基システムによる事務処理を行っていたが、現在は独立した戸籍システムを使用して事務処理を行っている。

(1) 戸籍数、戸籍人口 (平成31年3月31日現在)

戸 籍 数	戸 籍 人 口 数
152,965戸籍	343,541人

## (2) 届出事件数

届 書 別	件 数
出 生	3,746
国 籍 留 保	52
認 知	53
養 子 縁 組	225
養 子 離 縁	42
婚 姻	4,262
離 婚	947
法77条の2・75条の2	342
親 権 ・ 後 見 等	23
死 亡	6,098
失 踪	9
復氏・婚姻関係終了	18
入 籍	445
分 籍	122
帰 化	69
国 籍 の 得 喪 等	41
氏 の 変 更	46
名 の 変 更	13
戸籍訂正・更正	240
転 籍	1,937
追 完	10
そ の 他	37
不 受 理 申 出	128
計	18,905

※各表の期間は

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## (3) 火葬許可証交付件数

区 分	火葬許可証交付	改葬許可証交付
件 数	3,781 件 (291)	150 件

注 ( ) 内の数字は、区民葬儀券発行枚数

## (4) その他

区 分	件 数
人 口 動 態 調 査	9,148
民 刑 関 係 通 知	3,854
身 上 調 査 回 答	368
計	13,370

## (5) 住民基本台帳関係 (附票)

種 類	件 数
法 9 条 2 項 通 知 (住所地への通知)	12,878
法 1 9 条 1 項 通 知 (住所地からの通知)	34,835
法 1 9 条 3 項 通 知 (附票記載事項通知)	3,205
法 1 7 条 の 2 通 知 (在外選挙登録・抹消)	140
そ の 他 (戸籍照合通知等)	245
計	51,303

(6) 戸籍関係謄抄本発行件数及び金額

所管別	種別	戸籍関係手数料				住民基本台帳関係手数料	
		戸(除)籍謄抄本等証	受理・記載等証	身分・不在籍等証	計	附票の写し	
戸籍係	有料(件)	74,668	4,337	2,561	81,566	7,515	
	公用(件)	28,872	51	16	28,939	15,824	
	金額(円)	44,416,800	1,563,100	768,300	46,748,200	2,254,500	
	無料(件)	5,134			5,134		
区民事務所分(内訳は下表参照)	有料(件)	18,792	0	1,119	19,911	944	
	金額(円)	8,456,400	0	335,700	8,792,100	283,200	
	無料(件)	2,192			2,192		
計	有料(件)	93,460	4,337	3,680	101,477	8,459	
	公用(件)	28,872	51	16	28,939	15,824	
	金額(円)	52,873,200	1,563,100	1,104,000	55,540,300	2,537,700	
	無料(件)	7,326			7,326		

※各表の期間は  
平成30年4月1日～平成31年3月31日

(7) 戸籍関係謄抄本等発行件数及び金額の区民事務所・分室別内訳

区民事務所・分室別	種別	戸籍関係手数料						住民基本台帳関係手数料		合計		戸籍謄抄本等免除・無料取扱件数(年金等)		
		戸(除)籍謄抄本等証		受理・記載等証		身分・不在籍等証		計		附票の写し				
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
王子区民事務所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十条分室		570	256,500			27	8,100	597	264,600	20	6,000	617	270,600	70
豊島分室		594	267,300			34	10,200	628	277,500	49	14,700	677	292,200	89
赤羽区民事務所		12,238	5,507,100	0	0	744	223,200	12,982	5,730,300	650	195,000	13,632	5,925,300	1,347
浮間分室		582	261,900			34	10,200	616	272,100	22	6,600	638	278,700	88
桐ヶ丘分室		219	98,550			12	3,600	231	102,150	2	600	233	102,750	44
神谷分室		364	163,800			23	6,900	387	170,700	14	4,200	401	174,900	52
滝野川区民事務所		3,062	1,377,900	0	0	167	50,100	3,229	1,428,000	139	41,700	3,368	1,469,700	378
滝野川西分室		630	283,500			35	10,500	665	294,000	16	4,800	681	298,800	71
東田端分室		533	239,850			43	12,900	576	252,750	32	9,600	608	262,350	53
計		18,792	8,456,400	0	0	1,119	335,700	19,911	8,792,100	944	283,200	20,855	9,075,300	2,192

## 〔区民事務所（王子・赤羽・滝野川）〕

住居表示管理費	令和元年度予算	21,667千円
区民事務所管理費	令和元年度予算	21,706千円
住民基本台帳事務費	令和元年度予算	68,588千円
個人番号カード交付等事務費	令和元年度予算	51,691千円

昭和22年に設置された出張所に代わって、平成13年4月1日からは、区民事務所（3カ所）と区民事務所分室（7カ所）の体制になったが、区民事務所の機能強化のため、平成30年9月末をもって分室を廃止した。

平成24年7月9日には、外国人に関する業務を外国人登録係から引き継いでいる。

また、人口増加に伴って区民事務所の混雑解消が課題となっており、その一環として、平成29年2月13日に赤羽区民事務所の事務処理スペースの拡充とワンフロア化を図るため、赤羽駅南口高架下にある面積の広い旧赤羽エコー広場館の場所へ移転した。

平成29年3月1日からは、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できる証明書交付サービス（コンビニ交付）を開始した。

王子・赤羽区民事務所の開設形態を見直し、平成30年7月2日から夜間窓口の終了時間を19時に変更した。平成30年10月からは、毎週日曜に開設していた窓口を原則第2・第4の隔週開設に変更するとともに、これまで王子区民事務所で月1回開設していた日曜異動系窓口を交通利便性の高い赤羽区民事務所に変更した。さらに、赤羽区民事務所にて、毎月原則第3火曜の午後5時から午後7時まで異動系窓口の延長開設を開始した。

王子・赤羽区民事務所では、平日午前8時30分から午後5時まで、外国人住民を含めた転出入、転居、世帯変更などの届出や印鑑登録等の手続き、国民健康保険等の加入手続きのほか、住民票の写しや印鑑証明等の証明発行事務、個人番号に関する事務、区税及び国民健康保険料などの公金収納（王子区民事務所での収納業務の取扱いは平成30年9月末で終了。）などの通常業務を行っている。平日午後5時から午後7時まで及び原則第2・第4日曜の午前9時から午後5時までは、通常業務のうちの証明発行事務、公金収納業務等を行っている。

加えて、王子区民事務所では、平日午前8時30分から午後5時まで、特別永住者証明書の申請等経由事務及び住居表示付定等事務を行っている。

滝野川区民事務所では、平日のみ午前8時30分から午後5時まで、通常業務を行っている。

そのほか、窓口サービスの補完・充実策として、一部のコンビニエンスストアで住民票の取り次ぎサービス業務を行っている。

### 1 住民基本台帳事務

住民基本台帳事務は住民基本台帳法に基づいて、住民からの住所の異動の届出及び市町村間の通知により住民基本台帳を作成して、住民に関して正確な記録を行っている。これにより住民の居住関係の公証を行うとともに、国民健康保険、選挙人名簿の登録、義務教育、子育て支援などの各種行政事務の基礎となっている。

(1) 世帯数

H30.4.1	H31.4.1	前年比較
194,282 世帯	197,385 世帯	+3,103 世帯

(2) 人口

H30.4.1	H31.4.1	前年比較
349,056 人	352,289 人	+3,233 人

(3) 平成30年4月から平成31年3月までの人口の主な増減内訳

転入	出生	その他増	増計
28,339 人	2,831 人	4,808 人	35,978 人
転出	死亡	その他減	減計
26,030 人	3,777 人	2,938 人	32,745 人

平成15年8月25日から、住民基本台帳ネットワークシステムが第二次稼働し、住民票の写しの広域交付、転入、転出の特例処理、また、希望の区民に対して住民基本台帳カードの交付を各区民事務所において開始したが、平成28年1月1日からは、社会保障・税番号制度における個人番号カードに切り替わった。

住民基本台帳法は平成20年5月に一部改正され、誰でも証明書の交付請求ができる交付制度を見直し、交付請求ができる場合を制限した。また、証明書の交付請求及び各届出における本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図るとともに不正請求者に対する制裁措置を過料から罰金刑へと強化した。

平成24年7月9日から改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となった。日本人と同様に住民票を作成し、教育、医療、福祉等各種行政サービスの円滑な提供を図り、外国人住民の利便の増進及び行政の効率化を推進している。

## 2 印鑑登録証明事務

北区印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び印鑑証明事務を行っている。

印鑑証明書は不動産の登記や自動車の登録、公正証書の作成等の場合に法令の規定に基づきその提出を義務づけられている他、身分証明、売買契約時などに用いられ、区民の活発な経済活動に深く寄与している。

## 3 公的個人認証サービス（電子証明書）

平成16年1月29日、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の施行に伴い、電子申請の基盤となる公的個人認証サービスを王子区民事務所において開始した。電子証明書の発行主体は東京都で、申請、交付は住民登録をしている区市町村が窓口になっていたが、平成28年1月1日から発行主体は地方公共団体情報システム機構となったため、赤羽区民事務所及び滝野川区民事務所においても公的個人認証サービスを開始した。

#### 4 住居表示実施及び管理状況

合理的な住居表示制度の確立により、住民の福祉向上に貢献するため、昭和39年6月施行の赤羽地区を最初に、昭和51年5月施行の田端地区で、北区全域の住居表示を完了した。

住居表示実施後は、さらに公共の利便を図るため、住居表示街区案内板を区内の適所に設置した。

住居表示の届出関係については、建物を新築・改築等した場合の新築届・住居番号変更申請書等を各区民事務所で受け付けている。

なお、国際化対策として、「街区表示板」をローマ字併記のものに順次取り替え、また、「街区案内板」を平成12年度以降の板面交換時に英語、中国語、ハングルを併記したものへと取り替えている。

#### 5 自動車臨時運行許可事務

道路運送車両法及びこれに基づく政令の定めにより、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の臨時運行の許可（試運転、販売もしくは引き渡しのための回送、または新規登録及び車体検査を受ける場合等）に関する事務を行っている。

#### 6 個人番号カード交付等事務

平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、個人番号の付番及び通知カードの交付などの業務を開始した。

通知カードは平成27年11月7日から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）によって世帯主宛に順次配送された。平成28年1月1日から個人番号カードの作成が始まり、2月1日から予約を受け付け交付している。個人番号カードの交付は、王子区民事務所のある第二庁舎4階に特設会場を設けて、平日の月・火・木曜日は、午前9時から午後7時まで、平日の水・金曜日と月2回日曜日は、午前9時から午後5時まで交付窓口を開設している。赤羽区民事務所及び滝野川区民事務所については、平日の午前9時から午後5時まで交付窓口を開設している。

また、マイナンバーカードの利便性が高まっていく中、区民の申請をサポートするため、平成29年10月からマイナンバーカードの申請補助サービスを開始した。マイナンバーカードの交付率向上のため、戸籍住民課が主催する区主催型申請補助サービスや10名以上のグループからの依頼型申請補助サービスを継続実施する。

東京都北区役所 区民事務所一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
王子区民事務所	〒114-8508 北区王子本町1-2-11 北区役所第二庁舎1階	(3908)8745
赤羽区民事務所	〒115-0045 北区赤羽1-1-38 赤羽駅南口高架下	(5948)9541
滝野川区民事務所	〒114-8534 北区西ヶ原1-23-3 滝野川会館内	(3910)0141

(1) 住民基本台帳による世帯数及び人口（平成31年4月1日現在）

	世帯数	人 口			対前年比較増減（▲減）			
		男	女	合計	世帯数	人 口		
						男	女	合計
王子区民事務所	66,441	57,851	58,816	116,667	1,127	721	892	1,613
赤羽区民事務所	73,779	67,810	68,750	136,560	1,075	276	309	585
滝野川区民事務所	57,165	49,259	49,803	99,062	901	512	523	1,035
合 計	197,385	174,920	177,369	352,289	3,103	1,509	1,724	3,233

(2) 住民基本台帳届出・通知関係事務件数（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	転 入	出 生	職権記載	職権回復	転出取消	帰 化	国籍取得	在留資格取得
王子区民事務所	19,025	899	1	9	146	29	1	179
赤羽区民事務所	7,225	1,080	2	0	54	12	1	31
滝野川区民事務所	1,784	843	1	2	15	12	1	4
計	28,034	2,822	4	11	215	53	3	214

	転 居	世帯分離	世帯合併	世帯変更	世帯主変更	戸籍異動	職権修正	修 正
王子区民事務所	4,690	326	537	12	1,404	2,283	11,369	1,387
赤羽区民事務所	2,636	112	147	11	981	1,644	650	186
滝野川区民事務所	428	44	50	1	473	1,549	314	100
計	7,754	482	734	24	2,858	5,476	12,333	1,673

	転 出	死 亡	職権消除	国籍喪失	失踪宣告	転入通知受理	合 計
王子区民事務所	14,746	1,357	1,431	0	1	20,618	80,450
赤羽区民事務所	6,159	1,380	13	0	2	120	22,446
滝野川区民事務所	1,435	1,039	7	0	0	116	8,218
計	22,340	3,776	1,451	0	3	20,854	111,114

(3) 諸証明関係交付件数及び金額(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

	関覧		住民票の写し								上段(本人請求)@300 中段(本人以外請求)@500 下段		諸証明			
	@100		@1000		窓口(郵送含む)		広域交付		取次店		コンビニ交付 @200円		小計		上段(本人請求)@300 中段(本人以外請求)@500 下段	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区 民務所	0	0	95,397	28,619,100	167	50,100	619	185,700			96,183	28,854,900	2,460	738,000		
	2,035	203,500	19,104	9,552,000	0	0	0	0			19,104	9,552,000	390	195,000		
	111	111,000	114,501	38,171,100	167	50,100	619	185,700			115,287	38,406,900	2,850	933,000		
十条分室			2,080	624,000							2,080	624,000	107	32,100		
			9	4,500							9	4,500	1	500		
			2,089	628,500							2,089	628,500	108	32,600		
豊島分室			2,369	710,700							2,369	710,700	88	26,400		
			198	99,000							198	99,000	16	8,000		
			2,567	809,700							2,567	809,700	104	34,400		
赤羽区 民務所	0	0	58,626	17,587,800	122	36,600	370	111,000			59,118	17,735,400	1,919	575,700		
	748	74,800	167	83,500	0	0	0	0			167	83,500	29	14,500		
	22	22,000	58,793	17,671,300	122	36,600	370	111,000			59,285	17,818,900	1,948	590,200		
浮間分室			2,520	756,000							2,520	756,000	87	26,100		
			12	6,000							12	6,000	0	0		
			2,532	762,000							2,532	762,000	87	26,100		
桐ヶ丘分室			1,783	534,900							1,783	534,900	47	14,100		
			0	0							0	0	0	0		
			1,783	534,900							1,783	534,900	47	14,100		
神谷分室			1,549	464,700							1,549	464,700	69	20,700		
			6	3,000							6	3,000	0	0		
			1,555	467,700							1,555	467,700	69	20,700		
滝野川 区民務所	1	100	12,136	3,640,800	24	7,200	806	241,800			12,966	3,889,800	559	167,700		
	0	0	48	24,000	0	0	0	0			48	24,000	0	0		
	0	0	12,184	3,664,800	24	7,200	806	241,800			13,014	3,913,800	559	167,700		
滝野川西 分室			2,204	661,200							2,204	661,200	101	30,300		
			21	10,500							21	10,500	0	0		
			2,225	671,700							2,225	671,700	101	30,300		
東田端分室			1,705	511,500							1,705	511,500	65	19,500		
			12	6,000							12	6,000	0	0		
			1,717	517,500							1,717	517,500	65	19,500		
コンビニ										9,579	1,915,800	9,579	1,915,800			
										9,579	1,915,800	9,579	1,915,800			
										9,579	1,915,800	9,579	1,915,800			
合計	1	100	180,369	54,110,700	313	93,900	1,795	538,500	9,579	1,915,800	192,056	56,658,900	5,502	1,650,600		
	2,783	278,300	19,577	9,788,500	0	0	0	0			19,577	9,788,500	436	218,000		
	133	133,000	199,946	63,899,200	313	93,900	1,795	538,500	9,579	1,915,800	211,633	66,447,400	5,938	1,868,600		

	通知カード再交付 @500円		個人番号カード再交付 @800円		電子証明 (公的個人認証)@200円		印鑑登録証交付 @300円		印鑑登録証明 (窓口交付)@300円 (コンビニ交付)@200円		自動車臨時運行許可 @750円		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区 民務所	1,471	735,500	279	223,200	239	47,800	8,778	2,633,400	38,407	11,522,100	413	309,750	169,870	55,126,150
十条分室									1,475	442,500			3,672	1,103,600
豊島分室									1,631	489,300			4,302	1,333,400
赤羽区 民務所	740	370,000	98	78,400	91	18,200	4,703	1,410,900	29,243	8,772,900	293	219,750	97,171	29,376,050
浮間分室									1,404	421,200			4,023	1,209,300
桐ヶ丘分室									520	156,000			2,350	705,000
神谷分室									1,083	324,900			2,707	813,300
滝野川 区民務所	163	81,500	20	16,000	20	4,000	1,208	362,400	9,151	2,745,300	41	30,750	24,177	7,321,550
滝野川西 分室									1,555	466,500			3,881	1,168,500
東田端分室									1,019	305,700			2,801	842,700
コンビニ									3,966	793,200			13,545	2,709,000
合計	2,374	1,187,000	397	317,600	350	70,000	14,689	4,406,700	89,454	26,439,600	747	560,250	328,499	101,708,550

- (備考) 1.個人番号カードについては、平成28年1月4日から王子・赤羽・滝野川区民務所において開始。  
 2.電子証明書(公的個人認証)については、平成16年1月29日から王子区民務所において開始、平成28年1月4日からは赤羽区民務所、滝野川区民務所においても開始。  
 3.平成18年4月1日手数料条例一部改正  
 4.平成27年10月5日手数料条例一部改正  
 5.平成28年1月1日手数料条例一部改正  
 6.平成29年3月1日手数料条例一部改正

※3	関覧	転記1件につき@100
	住民票の写し	本人以外の申請@500
	印鑑登録証交付	@300
※4	通知カード再交付	@500
※5	個人番号カード再交付	@800
※6	住民票の写し(コンビニ交付)	多機能端末機による交付@200
	印鑑証明書(コンビニ交付)	多機能端末機による交付@200

## (4) 夜間開設・日曜開庁日数

	夜間開設日数	日曜開庁日数
王子区民事務所	244	39
赤羽区民事務所	244	39

## (5) 夜間・日曜取扱い件数

	夜間	日曜	合計
王子区民事務所	7,602	6,786	14,388
赤羽区民事務所	20,139	9,298	29,437
合計	27,741	16,084	43,825

## (6) 住民票等の公用・免除件数

	公 用			免 除 無 料		合計
	閲覧	住民票の写し	諸証明	住民票の写し	諸証明	
王子区民事務所	4,210	1,553	3	5,823	3	11,592
十 条 分 室		8	0	195	1	204
豊 島 分 室		14	0	206	1	221
赤羽区民事務所	12,729	579	2	2,582	5	15,897
浮 間 分 室		1	0	186	1	188
桐 ヶ 丘 分 室		0	0	123	0	123
神 谷 分 室		4	0	118	0	122
滝野川区民事務所	12,928	27	0	818	2	13,775
滝野川西分室		1	0	168	0	169
東田端分室		1	0	100	0	101
合計	29,867	2,188	5	10,319	13	42,392

## (7) 住民票の写し交付取次件数 (内数 取扱い場所別)

	ローソン	ニューデイズ	合計
王子区民事務所	369	250	619
赤羽区民事務所	184	186	370
滝野川区民事務所	377	429	806
合計	930	865	1,795

※「取次」とは、コンビニでの住民票取り次ぎを指します。

## (8) 王子区民事務所郵送取扱 (内数 公用含む)

	件 数
住民票の写し	32,610
諸 証 明	347
小 計	32,957
転 出 証 明	951
合 計	33,908

※各表の期間は

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## (9) 印鑑登録関係事務件数

	印鑑登録数 平成31.4.1現在	事 務 件 数					合計
		登録	回復	廃止・亡失	修正	引替交付	
王子区民事務所	64,809	8,794	65	8,065	8	0	16,932
赤羽区民事務所	74,777	4,713	31	4,793	6	0	9,543
滝野川区民事務所	51,461	1,208	10	1,876	6	0	3,100
合計	191,047	14,715	106	14,734	20	0	29,575

(10) 特別区民税等収納関係(収納)件数・金額 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	特別区民税		軽自動車税		国民健康保険料		介護保険料		後期高齢医療保険料		保育料	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区民事務所	101	4,550,298	5	28,800	43	916,463	6	44,016	0	0	0	0
十分系室	229	7,424,000	18	53,800	157	3,824,291	49	401,888	63	787,500	0	0
豊島分室	126	2,339,600	16	57,600	151	2,503,968	51	369,216	46	300,300	0	0
赤羽区民事務所	2,524	81,001,402	87	408,600	3,016	69,609,869	1,002	7,323,105	706	9,212,600	8	129,400
浮間分室	148	2,929,500	20	105,700	116	2,220,207	43	224,971	52	167,200	0	0
桐ヶ丘分室	138	2,255,220	12	51,700	154	2,422,763	65	412,387	52	306,800	0	0
神谷分室	105	2,668,900	8	32,400	100	1,785,785	78	561,650	42	314,700	0	0
滝野川区民事務所	350	11,509,600	30	160,500	452	9,034,538	194	1,522,833	143	1,863,500	7	167,300
滝野川西分室	156	6,492,000	11	55,800	157	3,875,601	48	368,852	46	1,482,600	0	0
東田端分室	66	1,741,700	5	26,900	48	972,498	32	247,205	25	222,600	0	0
合計	3,943	122,912,220	212	981,800	4,394	97,165,983	1,568	11,476,123	1,175	14,657,800	15	296,700

	住宅使用料		畜犬登録		犬注射済票		指定自転車置場登録		標識弁償金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区民事務所	0	0	160	435,200	560	307,160	11	52,410	0	0	886	6,334,347
十分系室	0	0	10	25,800	126	69,300	15	58,590	0	0	667	12,645,169
豊島分室	0	0	10	28,600	171	94,050	0	0	0	0	571	5,693,334
赤羽区民事務所	4	145,100	169	467,800	975	535,410	145	626,910	1	1,800	8,637	169,461,996
浮間分室	12	374,900	11	31,600	156	85,800	0	0	0	0	558	6,139,878
桐ヶ丘分室	0	0	8	18,400	138	75,900	4	15,420	0	0	571	5,558,590
神谷分室	0	0	1	3,000	54	29,700	2	7,200	0	0	390	5,403,335
滝野川区民事務所	0	0	67	182,800	535	293,830	89	333,150	0	0	1,867	25,068,051
滝野川西分室	0	0	27	71,200	349	191,740	1	4,110	0	0	795	12,541,903
東田端分室	1	29,900	25	72,200	304	167,200	0	0	0	0	506	3,480,203
合計	17	549,900	488	1,336,600	3,368	1,850,090	267	1,097,790	1	1,800	15,448	252,326,806

他所管事務の区民事務所における取り扱い件数

- ・ 戸籍関係(戸籍謄抄本等) 19,911件  
(P101参照)
- ・ 戸籍の附票の写し 944件  
(P101参照)
- ・ 税証明 67,738件  
(P116参照)

(11) 母子手帳交付件数

	件数
王子区民事務所	211
十条分室	20
豊島分室	14
赤羽区民事務所	500
浮間分室	30
桐ヶ丘分室	4
神谷分室	5
滝野川区民事務所	88
滝野川西分室	46
東田端分室	38
合計	956

(12) 国保・年金の加入等届出件数

	国保加入等届	年金加入等届	合計
王子区民事務所	1,600	18	1,618
赤羽区民事務所	3,814	1,143	4,957
滝野川区民事務所	942	218	1,160
合計	6,356	1,379	7,735

(13) 自動車臨時運行許可件数

	普通	軽自	二輪	合計
王子区民事務所	344	43	26	413
赤羽区民事務所	240	35	18	293
滝野川区民事務所	28	5	8	41
合計	612	83	52	747

(14) 地価公示図書の閲覧件数

	閲覧
王子区民事務所	0
赤羽区民事務所	3
滝野川区民事務所	0
合計	3

※各表の期間は

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(15) 住居表示 新築届、住居番号付定・変更申請、廃止申請、名称変更届 件数一覧  
 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

地区	届出別	新築	付定・変更	廃止	名称変更
王子	子	243	2	3	51
赤羽	羽	272	5	1	47
滝野川	野川	300	2	2	53
合計	計	815	9	6	151

(16) 住居表示変更証明種類別件数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	町名地番変更証明	住居表示実施による変更証明	住居表示変更証明	合計
王子区民事務所	8	106	23	137
赤羽区民事務所	1	10	6	17
滝野川区民事務所	0	6	1	7
合計	9	122	30	161

(17) 地区別住居表示街区案内板設置数 (平成31年3月31日現在)

	設置数		30年度中の増減				
	29年度	30年度	新設	撤去	建替	盤面取替	移設
王子	36	35	0	1	0	1	0
赤羽	35	35	0	0	0	2	1
滝野川	45	46	1	0	0	0	0
合計	116	116	1	1	0	3	1

(18) 個人番号カード交付件数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

	交付件数
王子区民事務所	7,665
赤羽区民事務所	2,833
滝野川区民事務所	556
合計	11,054

# 税 務 課

地方税法、北区特別区税条例、その他の法令等に基づき、区の歳入の根幹をなす特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税）及び個人都民税の賦課事務を行っている。

特別区民税・都民税の賦課事務に関しては、税制改正等による制度の複雑化に対応するために、例年職員を各種の課税事務研修に参加させるなど、精度の高い事務執行に努めている。

軽自動車税については、二輪・四輪全般の賦課を行っている。このうち、原動機付自転車（原付バイク）等については、区で登録（ナンバープレート交付）及び廃車事務を行っている。

その他、特別区民税・都民税に関する課税・非課税証明書及び納税証明書の発行及び軽自動車税に関する納税証明書（主に車検用の納税証明書）の発行を行っている。

また、ふるさと納税を活用した「北区応援サポーター寄附金」の受付並びに受領証明書の発行及びパンフレットの作成などの事務を行っている。

## 1 賦課事務費

令和元年度予算 157,490千円

### (1) 特別区民税・都民税

#### ① 特別区民税調定額（現年度分）

（単位：百万円）

年 度	区 分	普通徴収	特別徴収	合 計
平成30年度		6,391	20,641	27,032
29年度		6,530	19,896	26,426

#### ② 特別区民税納税義務者数（現年度分）

（単位：人）

年 度	賦課区分	均等割のみ		均等割+所得割		合 計
		均等割のみ	均等割+所得割	均等割のみ	均等割+所得割	
平成30年度	普通徴収	4,217	52,724	56,941		56,941
	給与特別徴収	1,517	115,800	117,317		117,317
	年金特別徴収	1,882	15,796	17,678		17,678
	合 計	7,616	184,320	191,936		191,936
29年度	普通徴収	3,968	52,316	56,284		56,284
	給与特別徴収	1,435	112,021	113,456		113,456
	年金特別徴収	1,807	16,074	17,881		17,881
	合 計	7,210	180,411	187,621		187,621

#### ③ 課税区分

区 分	納税義務者	
	区内に住所を有する者	区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者
均 等 割	○	○
所 得 割	○	

④ 税 率

区 分		納める税	
		特別区民税	都 民 税
均等割	本則	3,000円	1,000円
	特例(平成26年度～令和5年度)	3,500円	1,500円
所 得 割		6%	4%

※均等割の税率については、東日本大震災を踏まえ、区の防災・減災事業の財源に充てるため、平成26年度から10年間は特例税率を適用する。

⑤ 徴収方法と納期

ア 普通徴収・・・・・・・・(納期) 6、8、10月、及び翌年1月の4期

イ 特別徴収(給与)・・・(納期) 6月から翌年5月までの12回

(年金)・・・(納期) 4、6、8、10、12月、及び翌年2月の6回

⑥ 申告等件数(当初賦課分)

(単位:件)

区分 賦課年度	住民税申告	所得税申告	給与支払報告書	公的年金報告書
令和元 (平成31)年度 (うち電子申告)	12,803	68,804 (31,648)	274,565 (125,189)	128,084 (127,963)
平成30年度 (うち電子申告)	13,231	68,241 (29,328)	271,694 (119,239)	129,912 (129,082)
29年度 (うち電子申告)	14,189	65,067 (27,321)	263,051 (108,035)	131,216 (130,782)

※令和元(平成31)年度は速報値

⑦ 特別区民税・都民税納税通知書等発付件数(当初発付分)

(単位:件)

区 分 賦課年度	普通徴収	特別徴収	合 計
平成30年度	67,144	45,069	112,213
29年度	67,014	44,340	111,354

(2) 軽自動車税

- ① 納税義務者 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者で、4月1日現在区内に定置場がある者
- ② 税 率 年額2,000円から12,900円まで車種により異なる
1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車

区 分		税 率
原動機付 自 転 車	50cc 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	3,600円
	雪 上 車	3,600円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円
	そ の 他	5,900円
二輪小型自動車 250cc 超		6,000円

2. 軽自動車

区 分			税 率			
			旧税率(※1)	新税率	重課税率(※2)	
			平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	新規検査から13年経過した車両	
軽 自 動 車	三輪	660cc 以下	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪 以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	

※1. 新規検査から13年経過するまでは旧税率を適用。

※2. 環境に配慮した燃料（電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用）を使用した車両並びに被けん引車は対象外。

【グリーン化特例（軽課）について】 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規検査を受けた軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、令和元（平成31）年度分について軽課を適用。

区 分			税 率			
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽 自 動 車	三輪	660cc 以下	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪 以上	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円	

- ③ 徴収方法 普通徴収  
 ④ 納期限 5月末日  
 ⑤ 原動機付自転車等登録状況

(単位：台)

年度 車種	平成28年度			29年度			30年度
	当初	登録	廃車	当初	登録	廃車	当初
50cc以下	7,650	1,055	1,508	7,188	963	1,552	6,571
50cc超90cc以下	725	78	131	674	71	123	617
90cc超125cc以下	3,632	717	658	3,687	613	701	3,584
ミニカー	169	73	38	200	71	65	205
小型特殊自動車	348	19	28	340	34	46	323
合計	12,524	1,942	2,363	12,089	1,752	2,487	11,300

※「当初」には、課税保留等は含まない。

### (3) 特別区たばこ税

- ① 納税義務者 製造たばこの製造者、卸売販売業者、特定販売業者  
 ※特定販売業者とは、自ら輸入をしたたばこの販売を業として行う者
- ② 税率 5,692円(1,000本当り)  
 旧3級品の税率の特例 4,000円(1,000本当り)  
 ※令和元年10月1日からは一般品の税率を適用  
 ※旧3級品とは「わかば」「エコー」「ゴールデンバット」「しんせい」「ウルマ」「バイオレット」の6品目
- ③ 徴収方法 申告納付
- ④ 納期限 販売月の翌月末日

### (4) 北区応援サポーター寄附金

- ① 制度の内容 「子ども\*みらい応援」「高齢者・障害者\*いきいき応援」「地域・産業\*にぎわい応援」「教育・文化\*きらめき応援」「みどり・環境\*うるおい応援」「まちづくり\*あんしん応援」「北区\*まるごと応援」「北区役所新庁舎建設」の8つのメニューから用途を選んで寄附ができる。  
 なお、寄附を行った方は、ふるさと納税制度により寄附金控除を受けることができる。

#### ② 実績

年分	件数・金額	件数	内訳		金額(千円)	内訳	
			区内	区外		区内	区外
平成30年分		43	13	30	2,326	346	1,980
29年分		54	15	39	2,262	500	1,762
28年分		49	12	37	3,705	420	3,285

- ③ 寄附金積立 北区応援サポーター基金に積み立てられる。

(5) 納税・課税等証明書

- ① 手数料額 1通につき、300円（コンビニ交付の場合、1通200円）  
 ② 申請理由 特別区民税証明については、都営住宅収入報告、年金裁定請求、児童手当受給申請、高等学校就学支援金申請、金融機関融資や扶養家族認定等に利用するためであった。

また、軽自動車税証明については、主に継続検査（車検）用であった。

③ 平成30年度税証明交付実績 (単位：件)

交付場所	特別区民税		軽自動車税		合計		総合計	交付率 (%)	
	有料	免除	有料	無料	有料計	免除・無料計			
税 務 課	19,464	86	12	481	19,476	567	20,043	22.2	
コンビニ交付	2,611				2,611		2,611	2.9	
区民事務所・分室	王子区民事務所	25,471	30	4	49	25,475	79	25,554	28.3
	十条分室	1,319	0	1	3	1,320	3	1,323	1.5
	豊島分室	2,193	0	0	24	2,193	24	2,217	2.5
	赤羽区民事務所	25,086	14	3	265	25,089	279	25,368	28.1
	浮間分室	2,718	2	1	50	2,719	52	2,771	3.1
	桐ヶ丘分室	3,102	15	0	19	3,102	34	3,136	3.5
	神谷分室	1,392	2	1	23	1,393	25	1,418	1.6
	滝野川区民事務所	3,297	1	1	60	3,298	61	3,359	3.7
	滝野川西分室	1,434	0	0	8	1,434	8	1,442	1.6
	東田端分室	1,137	0	1	12	1,138	12	1,150	1.3
区民事務所・分室計	67,149	64	12	513	67,161	577	67,738	74.9	
総 合 計	89,224	150	24	994	89,248	1,144	90,392	100	

※コンビニ交付は、課税（非課税）証明書（有料）のみ取得可能。

## 収 納 推 進 課

地方税法、国税徴収法、その他の法令などに基づき、特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税）及び個人都民税の徴収事務を行っている。また、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料のうち、徴収困難な一部の滞納事案を引き受け、区税と併せて滞納処分などを実施している。そのほか、窓口における収納事務のほか、過誤納金の還付事務、自主納付・期限内納付意識の啓発活動への支援を行っている。

滞納者の生活実態を踏まえた納付相談の実施、効果的な収納対策の推進のほか、納付の利便性の向上などを通し、税収の確保と負担の公平性の確保を図り、区民から信頼される税務行政の実現を目指している。

また、区が保有する債権全体の収納率向上を図るため設置された「区税等収納対策本部」（事務局は収納推進課）での検討を踏まえ、納付案内センターやワンストップ納付相談など組織横断的な収納対策に取り組んでいる。

さらに、東京都北区債権管理条例を平成29年4月施行し、区の債権について適切な管理を行うことを規定し、事実上徴収見込みのない私債権についての債権放棄の条件を明確化した。

### 1 徴収事務費

令和元年度予算 123,879千円

#### (1) 収納管理

特別区民税・都民税及び軽自動車税の納付方法には、区や金融機関の窓口、コンビニエンスストアなどで納付する方法のほか、金融機関での口座振替による方法などがある。これら収納された税額を管理し、調定を行い、会計管理室に報告している。

納付場所別納付件数（各年度3月31日現在）

（単位：件、％）

		金融機関	口座振替	区民事務所 ・分室	収 納 推 進 課	コンビニ	その他 (手書納付書等)	合 計
29 年度	件数	445,863	47,604	6,258	7,465	155,280	24,027	686,497
	割合	64.95	6.93	0.91	1.09	22.62	3.50	100.00
30 年度	件数	521,115	46,183	4,697	7,064	153,153	23,518	755,730
	割合	68.96	6.11	0.62	0.93	20.27	3.11	100.00

※コンビニには、モバイルレジ（携帯電話などを使用した納付）の件数を含む。

※区民事務所・分室には、みずほ銀行派出収納分を含む。

#### (2) 口座振替

税の納め忘れや納付に行く手間をなくし、納税義務者の利便性の向上を図るとともに、区税の安定的な収入の確保を図るため、金融機関の預貯金口座から自動引き落としにより納税することができる口座振替を推奨している。

加入者及び納税率は下記のとおり（各年度3月31日現在）

区 分	平成29年度	平成30年度
加 入 者 数	23,318人	22,402人
普通徴収分の収入額に 対する口座振替納税率	38.66%	34.87%

### (3) 滞納整理

納税義務者が納期限までに納付しない場合に、次のような手順で税収の確保を行っている。

- ア 督促状、催告書などの送付、納付案内センターによる納付の確認や職員による訪問催告を実施。
- イ 滞納者が提示する収支状況などの資料に基づき、早期完納に向けた納付計画の相談、納付交渉を実施。
- ウ 同時に滞納者の銀行口座や生命保険契約、不動産・有価証券・自動車保有状況などの財産調査を実施。納付相談や交渉が成立しない場合、発見した財産の差押えを執行。
- エ 調査により財産などが発見できない場合は、滞納者居宅の搜索を実施し、生活実態の把握や動産などの差押えを執行。
- オ 差押え後の納付交渉によっても解決の見込みがない場合は、差押財産の換価・公売（動産はインターネットにより公売）を執行。
- カ その他、破産事件に対する交付要求など法令等で定める徴収手続きを執行。

平成30年度の実績は下記のとおり（実績数値は、区民税・都民税ベース）

#### ① 夜間・休日相談の実績

実施日	相談件数	当日納付金額	納付約束額
6月24日（休日）	41件	58千円	6,602千円
8月6日・7日（夜間）	22件	1千円	1,039千円
9月23日（ワンストップ）	42件	182千円	5,405千円
11月11日（休日）	21件	42千円	1,305千円
12月2日・9日（ワンストップ）	171件	1,072千円	17,738千円
2月3日（休日）	57件	493千円	4,765千円
3月10日（ワンストップ）	75件	483千円	7,211千円

※電話による相談も含む。

#### ② 債権等差押の実績

区分	差押件数	滞納本税額	換価・公売件数	換価額
預金等	3,059	470,348千円	3,815	215,738千円
不動産	16	3,487千円	0	0千円
その他	6	4,122千円	0	0千円

#### ③ 動産差押の実績

区分	差押数	解除	公売	公売延期
件数	2	0	2	0

解除・・・全額納付があった場合、差押を解除し所有者へ返却する。

公売延期・・・納付約束など完納が見込まれる場合、公売を一時的に延期する。

④ 搜索実施の実績

実施回数	対象滞納案件	滞納本税額	搜索後納付額
7回	9件	5,408千円	1,961千円

⑤ インターネット公売（動産公売）の実績

区 分	公売対象	落札数	落札後辞退	換価額
	2	2	0	234千円

落札後辞退・・・落札者が買受を辞退したもの。原則として再度公売に付す。

⑥ 交付要求の実績

件 数	滞納本税額	配当件数	配 当 額
122	20,537千円	21	736千円

⑦ 区外転出者実態調査

実態把握に時間を要する区外転出者の滞納整理をより効果的に推進することを目的として、平成26年度より、区外転出者の実態調査を法務大臣から債権管理回収業者の許可を受けた事業者へ委託している。

実施結果	(人)	割合 (%)	効果額	(件)	金額 (千円)
居住確認	163	40.8	納付	144	14,564
非居住の確認	77	19.2	執行停止	29	4,986
居住等の実態不明	160	40.0	修正申告 (減額)	4	430
合計人数	400	100.0	合計額	177	19,980

(4) 納付案内センター

区税などの滞納防止を目的として、主に現年分滞納者に対する電話及び訪問による納付案内を業務委託により実施している。

① 電話による実績（平成30年4月～平成31年3月）

対象税目等	納付案内		納付約束	
	架電件数	通話件数	件 数	金額 (千円)
区民税・都民税	20,810	5,288	2,842	111,123
軽自動車税	1,670	451	267	1,503
国民健康保険料	24,376	5,873	3,359	71,363
後期高齢者医療保険料	3,367	1,298	412	9,417
介護保険料	3,736	1,192	512	6,680
保育料	469	109	82	2,201
学童クラブ育成料	905	163	118	970
奨学金貸付返還金	201	37	5	45
合 計	55,534	14,411	7,597	203,302

② 訪問による実績（平成30年4月～平成31年3月）

対象税目等	訪問件数	面会件数	納付約束	
			件数	金額(千円)
区民税・都民税	18,790	3,312	875	33,971
国民健康保険料	24,413	5,524	947	16,206
後期高齢者医療保険料	735	246	62	803
介護保険料	1,082	337	128	1,853
合計	45,020	9,419	2,012	52,833

③ その他の実績（平成30年4月～平成31年3月）

区分	区民税・都民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
電話番号判明（電話・訪問）	644	1,073	97	154
不在連絡票投函（訪問時）	2,699	1,657	186	300
居住なし確認（訪問時）	367	837	11	24
職員引継（電話、訪問）	32	31	30	17

(5) 私債権調査回収業務委託（平成31年3月末現在回収実績）

	件数	債権額(円)	納付額(円)	解決額(円)	回収額 解決別内訳(件・円)			
					訴訟提起前	全額納付	分納中	訴訟提起後
29年度委託分	5	4,455,400	1,468,200	1,452,000	訴訟提起前	全額納付	0	0
						分納中	5	1,468,200
					訴訟提起後	全額納付	0	0
						分納中	0	0
30年度委託分	17	9,378,852	1,104,000	3,981,000	訴訟提起前	全額納付	2	838,000
						分納中	6	266,000
					訴訟提起後	全額納付	0	0
						分納中	0	0
合計	22	13,834,252	2,572,200	5,433,000			13	2,572,200
金額ベース			18.6%	39.3%	経費(円)		1,190,607	
合意	一括納付	分割合意	一括・分割合計	30年度予算(円)		3,008,000		
件数	2	8	10	※回収額には、29年度に解決した分納納付金額を含む。				
件数ベース	9.1%	36.4%	45.5%					

※解決額＝一括納付額＋分納約束額

2 過誤納還付金

令和元年度予算 102,000千円

更正、重複納付などにより過誤納となり、還付すべき区税徴収金が発生した場合、口座入金や送金払などで速やかに返還している。ただし、他に納付すべき区税徴収金がある場合はそれに充当している。

① 過誤納還付金過去5年の推移

年 度	金 額 (円)	前年比 (%)	件 数	前年比 (%)
25年度	88,413,690	97.9	5,550	99.2
26年度	104,525,479	118.2	5,575	100.5
27年度	102,067,770	97.6	5,530	99.2
28年度	96,030,446	94.1	5,211	94.2
29年度	70,864,387	73.4	4,571	87.7

3 納税貯蓄組合連合会補助金 令和元年度予算 985千円

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納を目指す人々の自主的な団体で、納税貯蓄組合法に基づき、その活動に対して補助金を交付している。また、納税貯蓄組合主催の中学生の「税についての作文」募集事業を支援し、租税教育の推進と納税意識の高揚を図っている。

① 納税貯蓄組合連合会組合員数（平成31年3月31日現在）

種 別	組 合 数	組 合 員 数	備 考
地域別組合	23	1,078	商店街等
業種別組合	11	775	浴場、税理士等
窓口組合	24	529	銀行、信用金庫等
計	58	2,382	

② 中学生の「税についての作文」募集事業

ア 平成30年度受賞者

北区長賞 小坂 美蒼乃（滝野川紅葉中学校2年）「助け合うための税金」  
 北区教育長賞 若林 芽衣（田端中学校3年）「税金と教育」

イ 応募数

30年度：1,688名 29年度：1,605名 28年度：1,553名

4 歳入実績

① 平成29年度特別区民税 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率 (%)
特別区民税	27,280,606	26,529,191	97.2
現年課税分	26,534,375	26,183,176	98.7
現年度分	26,426,073	26,094,460	98.7
普通徴収	6,529,816	6,239,258	95.6
特別徴収	19,896,257	19,855,202	99.8
過年度分	108,302	88,716	81.9
滞納繰越分	746,231	346,015	46.4

② 平成29年度軽自動車税 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率 (%)
軽自動車税	129,021	120,051	93.0
現年課税分	120,905	117,229	97.0
滞納繰越分	8,116	2,822	34.8

③ 平成29年度特別区たばこ税 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率 (%)
特別区たばこ税	2,135,306	2,135,306	100.0

## 5 収納率の推移

① 特別区民税 (収納率：%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別区民税	93.6	95.0	95.9	96.8	97.2
現年課税分	98.0	98.1	98.3	98.7	98.7
現年度分	98.0	98.1	98.4	98.7	98.7
普通徴収	93.6	94.0	94.5	95.3	95.6
特別徴収	100.0	99.9	99.9	100.0	99.8
過年度分	84.5	82.2	82.0	84.0	81.9
滞納繰越分	34.5	38.4	43.6	47.6	46.4

② 軽自動車税 (収納率：%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
軽自動車税	89.7	91.1	92.2	92.8	93.0
現年課税分	96.9	96.7	97.2	96.5	97.0
滞納繰越分	28.3	22.1	29.2	26.9	34.8

③ 特別区たばこ税 (収納率：%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別区たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

# 国保年金課

## [国民健康保険]

国民健康保険法、東京都北区国民健康保険条例等に基づき、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に関して必要な保険給付を行っている。

平成30年度の制度改正により、東京都が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に交付し、区市町村は納付金を東京都に納付することとなった。

### 1 国民健康保険事業現況

#### (1) 加入状況

(平成31年3月31日現在)

	一般被保険者		退職被保険者等		計		介護保険第2号被保険者(再掲)	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
国保加入数	58,562 <sup>世帯</sup>	80,135 <sup>人</sup>	80 <sup>世帯</sup>	122 <sup>人</sup>	58,642 <sup>世帯</sup>	80,257 <sup>人</sup>	22,530 <sup>世帯</sup>	25,638 <sup>人</sup>
区の総数					197,385 <sup>世帯</sup>	352,289 <sup>人</sup>		
加入率	29.67%	22.75%	0.04%	0.03%	29.71%	22.78%	11.41%	7.28%
1世帯当たり被保険者数					1.37 <sup>人</sup>			

※「区の総数」は、平成31年4月1日現在。

※一般被保険者の世帯数には、混合世帯(34世帯)が含まれている。

#### (2) 世帯・被保険者の異動状況

	平成30年3月31日 現在	異動状況		平成31年3月31日 現在
		資格取得	資格喪失	
世帯数	59,985 <sup>世帯</sup>	16,255 <sup>世帯</sup>	17,598 <sup>世帯</sup>	58,642 <sup>世帯</sup>
被保険者数	83,526 <sup>人</sup>	22,008 <sup>人</sup>	25,277 <sup>人</sup>	80,257 <sup>人</sup>

## 2 保険料

平成29年度までは、各区市町村が保険給付費等を基に、保険料を算定する仕組みが原則だったが、平成30年度の制度改正により、東京都が算定する納付金を基に、各区市町村が保険料を算定する仕組みに改められた。

### (1) 国民健康保険事業費納付金

東京都が、保険給付に必要な費用から東京都に交付される交付金等を差し引き、各区市町村の被保険者数・所得・医療費指数を反映し納付金を算定する。

確定係数に基づく納付金額（北区）

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
一般被保険者分	8,069,641,183円	2,361,751,576円	784,371,236円
退職被保険者分	4,575,464円	1,328,447円	

### (2) 賦課方式

所得割額の算定は、平成23年度以降引き続き総所得金額から算定する方法（旧ただし書き方式）を採用している。

- ① 前年の総所得及び株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額を算定基礎額（賦課のもととなる所得金額）として賦課している。
- ② {加入者（介護分は該当者）全員の算定基礎額 × 所得割保険料率} + {均等割額 × 加入者（介護分は該当者）数}
- ③ 6月に前年の所得金額が確定後、保険料を賦課する（年額を10期割）。

### (3) 保険料率及び賦課限度額

平成29年度まで、特別区は同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となる統一保険料方式を採用してきた。平成30年度からは、特別区の基準保険料率を参考に、各区独自の対応も可という運用となった。

制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象としたうえで、特別区独自の激変緩和措置として、今年度は、そのうち納付金分を95%として保険料率を算定した。

	所得割保険料率	均等割額	賦課限度額
基礎賦課額（医療分）	7.25%	39,900円	610,000円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	2.24%	12,300円	190,000円
介護納付金賦課額（介護分）	1.40%	15,600円	160,000円

※所得割額：世帯の加入者（介護分は該当者）全員の「算定基礎額」の合計額に所得割保険料率を乗じて算定。

※均等割額：被保険者1人当たりの年額。

※賦課限度額：1世帯当たりの年額上限額。

※介護納付金賦課額（介護分）は、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が該当。

(4) 保険料均等割額の減額

前年の総所得金額が一定の基準以下の世帯は、その所得により保険料の均等割額を7割、5割、2割の割合で減額している。

減額割合と対象となる所得金額

減額割合	前年中の世帯の所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円＋(28万円×国保加入者数)以下
2割	33万円＋(51万円×国保加入者数)以下

※国保加入者数には、後期高齢者医療制度に切り替わる前に国保に加入し、引き続き同一世帯に属する旧国保加入者を含む。

(5) 後期高齢者医療制度適用に伴う被扶養者の保険料軽減措置

75歳以上の方が健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が新たに国民健康保険に加入となる場合、所得割額を免除し、均等割額を5割減額している。

(6) 倒産・解雇、雇い止めなど、非自発的な離職に対する軽減措置

平成22年4月から、倒産や解雇などで職を失った方のうち特定受給資格者に該当する方及び雇い止めなどで職を失った方のうち特定理由離職者に該当する方を対象に、申請により国民健康保険に関する軽減措置を実施している。

- ① 国民健康保険料の算定は、軽減申請により前年の給与所得をその30/100とみなして行う。
- ② 高額療養費、高額介護合算療養費等の所得区分は、前年(4月から7月までの診療分は前々年)の給与所得をその30/100とみなした区分を自己負担限度額として適用している。

(7) 保険料調定額(年度当初賦課・現年分)

		一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
医療分	1世帯当たり	121,138円	108,514円	121,128円
	1人当たり	89,120円	76,795円	89,110円
支援金分	1世帯当たり	37,417円	33,522円	37,414円
	1人当たり	27,527円	23,723円	27,524円
介護分	1世帯当たり	32,772円	26,753円	32,757円
	1人当たり	28,855円	22,637円	28,839円

※政策減額前の調定額(過年度分調定額を含まず)。

## (8) 納付場所別納付件数 (各年度3月31日現在)

(単位：件、%)

		金融機関	区民事務所・分室	国保年金課	納付案内センター	コンビニ	口座振替	年金特徴	合計
H29年度	件数	40,724	6,950	13,262	245	186,396	182,454	33,264	463,295
	割合	8.79	1.50	2.86	0.05	40.24	39.38	7.18	100.00
H30年度	件数	38,370	4,457	12,113	274	185,740	176,218	32,345	449,517
	割合	8.54	0.99	2.69	0.06	41.32	39.20	7.20	100.00

※コンビニには、モバイルレジ（携帯電話などを使用した納付）の件数を含む。

※区民事務所・分室には、会計課窓口（みずほ銀行派出）収納分を含む。

## (9) 保険料収納率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分	84.58%	84.65%	84.52%
滞納繰越分	34.45%	33.85%	32.95%

## (10) 差押件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
差押件数(年間)	135件	156件	140件
差押金額(年間)	42,160千円	38,688千円	28,512千円

## 3 保険給付 (平成29年度の事業年報)

平成30年度の制度改正により、保険給付に必要な経費は東京都から交付されることとなった。

## (1) 療養の給付 (薬剤支給を含む)

		件数	保険者負担額	1件当たりの負担額
一般被保険者	未就学児 (0歳~6歳)	37,930件	345,105,922円	9,098円
	7~69歳	867,956件	12,959,425,995円	14,931円
	70~74歳 (一般)	342,526件	6,572,399,131円	19,188円
	70~74歳 (現役並所得)	34,520件	500,940,612円	14,512円
退職被保険者	未就学児 (0~6歳)	0件	0円	0円
	7~64歳	15,041件	250,370,139円	16,646円

(2) 療養費、移送費、高額療養費

		件数	保険者負担額	1件当たり負担額
療養費	一般被保険者	45,266件	346,627,928円	7,658円
	退職被保険者	634件	4,527,064円	7,140円
移送費	一般被保険者	0件	0円	0円
	退職被保険者	0件	0円	0円
高額療養費	一般被保険者	52,396件	2,934,400,997円	56,004円
	退職被保険者	443件	45,634,416円	103,012円

(3) 高額介護合算療養費

	保険者負担額
一般被保険者	8,751,410円
退職被保険者	0円

(4) その他の給付

	件数	給付額
出産育児一時金	378件	158,760,000円
葬祭費	473件	33,145,000円
結核・精神医療給付金	25,488件	30,372,956円

4 保健事業

令和元年度予算 379,900千円

平成30年3月に策定した、第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、各種保健事業を実施する。

(1) 特定健康診査

- ① 実施方法 外部委託（北区医師会）・個別方式（区内実施医療機関）
- ② 対象者 40歳～74歳の北区国民健康保険被保険者
- ③ 健診項目 基本項目：問診、身長・体重・BMI・腹囲測定、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査  
 詳細項目\*：貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFR）  
 北区追加項目：血液一般検査、尿潜血、血清クレアチニン検査（eGFR）、血清尿酸、血清アルブミン（65歳以上）、心電図検査\*  
 ※医師が必要と判断した場合
- ④ 実施期間 6月1日～8月31日

平成30年度特定健康診査実績

	受診券発送数	受診者数	受診率
40～64 歳	27,419 人	9,359 人	34.1%
65～74 歳	29,637 人	16,004 人	54.0%
計	57,056 人	25,363 人	44.5%

(2) 特定保健指導

- ① 実施方法 外部委託
- ② 対象者 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方
- ③ 支援方法 動機づけ支援（面接による支援と3か月後または、6か月後の評価）  
積極的支援（面接による支援を行った後、3か月以上の継続的な支援と3か月後または、6か月後の評価）
- ④ 実施時期 特定健康診査終了後、概ね2か月後から実施

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

- ① 実施方法 外部委託
- ② 対象者 特定健康診査の結果が事業対象基準該当者で、医療機関受診歴・服薬歴の無い方
- ③ 支援方法 医療機関への受診勧奨（通知・電話）及び保健指導（面接・電話・文書等による6か月間の指導）を実施する
- ④ 実施期間 保健指導（5月1日～1月31日）  
医療機関への受診勧奨（1月1日～2月29日）

5 保健施設 令和元年度予算 215千円

国民健康保険法第82条第1項等に基づき、北区国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を目的として、かんぼの宿、東京染井温泉Sakura、国保温泉センターの利用料金軽減事業を実施する。

※国保温泉センターは、東京都国民健康保険団体連合会が利用提携しており、国民健康保険被保険者のみを対象としている。

6 残薬調整事業補助 令和元年度予算 1,500千円

国民健康保険の被保険者の適正服薬の習慣を促し、被保険者の健康づくりに寄与することを目的として、一般社団法人北区薬剤師会が実施する薬局薬剤師による残薬調整事業に対し、その実施に係る経費の一部を補助する。

## [後期高齢者医療]

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき広域連合の認定を受けた方）を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて創設された。この制度の運営は、東京都内62区市町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合が行う。広域連合では被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付などを行い、区では各種届出や相談、保険証の引渡しや保険料の徴収などを行う。

### 1 被保険者数

平成31年3月31日現在 44,144人  
(うち障害認定者数170人)

### 2 費用の負担

財源構成…公費（約5割）、後期高齢者支援金（約4割）、  
後期高齢者からの保険料（約1割）  
公費の内訳は、国：都道府県：区市町村＝4：1：1  
支援金は、国保・被用者保険の加入者数に応じて各医療保険者が負担

### 3 保険料

保険料は個人単位で賦課され、一人ひとりが納付義務者となる。

	所得割額	均等割額	賦課限度額
保 険 料	※賦課のもととなる所得金額×所得割率 8.80%	43,300 円	620,000 円

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 330,000 円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

### 4 保険料収納率の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年度分	98.86%	98.91%	98.86%	98.70%	98.75%
滞納繰越分	48.99%	52.61%	44.71%	41.40%	45.01%

### 5 葬祭費

令和元年度予算 175,314千円

被保険者の葬儀執行者に対して、葬祭費（@70,000円）の支給を行う。

## 6 後期高齢者健康診査

令和元年度予算 311,706千円

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の健康の保持増進を目的として健康診査を実施する。

- (1) 実施方法 北区医師会に委託・個別方式（区内実施医療機関）
- (2) 健診項目 基本項目：問診、身長・体重・BMI、理学的検査、血圧測定、尿検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査  
北区追加項目：血液一般検査、尿潜血、血清クレアチニン検査（eGFR）、血清尿酸、胸部X線直接撮影、血清アルブミン、心電図検査※  
※医師が必要と判断した場合
- (3) 実施期間 令和元年9月7日～10月31日

平成30年度 後期高齢者健康診査実績（後期高齢者医療制度被保険者）

	受診券発送数	受診者数	受診率
※後期高齢者医療制度被保険者	42,198人	23,195人	55.0%

※後期高齢者医療制度被保険者・・・次の①及び②の方

- ① 75歳以上の方
- ② 65～74歳で、一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入している方

## [国民年金]

令和元年度予算 年金事務費総額 6,910千円

国民年金制度は、老齢、障害や死亡といった事故によって、国民生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持・向上に役立てることを目的としており、その事業の設置運営主体は国である。

区は、住民の安定した老後生活の維持・向上等のため、国からの法定受託事務として各種届出の受理等の事務、年金給付の申請・受付事務等を行い、国との連携・協力の下に住民の年金受給権確保を図っている。

### 1 国民年金事業現況

#### (1) 被保険者数

(平成31年3月31日現在)

第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	計	区の総人口数	区の総人口数に対する比
42,781人	715人	18,501人	61,997人	352,289人	17.5%

※「区の総人口数」は、平成31年4月1日現在。

#### (2) 被保険者異動状況

30.3.31 現在被保険者数	増 減				31.3.31 現在被保険者数
	資格取得	転入	転出	資格喪失	
61,799人	19,079人	6,238人	5,029人	20,090人	61,997人

#### (3) 保険料免除等被保険者数

(平成31年3月31日現在)

法定免除	申請免除	学生納付特例	納付猶予
3,215人	5,462人	4,442人	1,157人

## 2 国民年金保険料

### (1) 保険料

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構が行っている。

令和元年度（平成31年度）の国民年金保険料は定額保険料が月額 16,410 円、付加保険料は月額 400 円である。

### (2) 保険料の免除・学生納付特例制度・納付猶予制度

#### ① 法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人、障害基礎年金や障害等級1・2級の障害厚生（共済）年金等の受給者が届け出るとその期間の保険料が納付免除される。

#### ② 申請免除

保険料を納めることが困難なとき、申請して保険料の全額または一部免除が受けられる。（本人・世帯主・配偶者の審査対象年度の所得により判定される。）

#### ③ 産前産後期間免除（平成31年4月1日施行）

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）の保険料が申請により免除される。多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除される。なお、産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものと扱われる。

#### ④ 学生納付特例制度

学生は、本人の前年所得が基準額以下の場合に、保険料の納付（2年経過で時効により納付不可）猶予（10年以内納付）される制度である。

#### ⑤ 納付猶予制度

保険料の納付が困難な場合で、世帯主の所得状況により保険料免除に該当しない50歳未満の人を対象として、申請により本人と配偶者の審査対象年度の所得が基準額以下の場合、保険料の納付（2年経過で時効により納付不可）猶予（10年以内納付）される制度である。平成28年7月に対象年齢が30歳未満の人から50歳未満の人に拡大された。

## 3 年金の給付

### (1) 拠出制年金

#### ① 老齢年金（旧法）

国民年金の保険料を納付した期間（昭和61年4月以降の第2号被保険者期間を除く）と免除された期間を合わせた期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65歳に達したときに支給される。

#### ② 通算老齢年金（旧法）

大正15（1926）年4月1日以前生まれの人で、複数の年金制度に加入し、それぞれの加入期間が1年以上あるが、その制度から老齢年金を受けられない等の場合、各制度の加入期間を通算することにより受給資格要件を満たしたときに、それぞれの加入期間に応じて支給される。

#### ③ 老齢基礎年金（新法）

原則として、保険料を納付した期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳に達した時に支給される。

④ 障害年金（旧法）

障害認定日が昭和61年3月31日以前である人が、一定の条件に該当するときに支給される。

⑤ 障害基礎年金（新法）

初診日が20歳前である時、または国民年金の被保険者期間中あるいは国内居住の60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない期間に初診日がある病気・けがによって一定の条件に該当するときに支給される。ただし、納付要件がある。

⑥ 遺族基礎年金（新法）

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満了した人などが死亡したときに、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給される。ただし、死亡した人の納付月数（免除期間を含む）が、定められた期間以上であることが必要である。また、「子」の年齢制限がある。

⑦ 寡婦年金（新法）

国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が、10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまで支給される。

(2) 福祉年金（無拠出制年金）

① 老齢福祉年金

昭和36年4月の国民年金発足時にすでに高齢(明治44年4月1日以前に生まれた人)であったため、老齢年金及び通算老齢年金の受給資格を満たせない人に支給される（無拠出であるため、所得制限がある）。

② 障害基礎年金（旧障害福祉年金）

20歳前に初診日のある病気・けがで障害を負った人（旧障害福祉年金裁定替え）、国民年金制度発足（昭和36年4月1日）前に初診日のある病気・けがで障害を負った人に支給される（無拠出であるため、所得制限がある）。

(3) 一時金

① 死亡一時金（新法）

3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けずに死亡したときに、その遺族に支給される。

② 特別一時金（旧法）

障害年金等の受給権者であって、昭和61年4月1日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人は、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給される。

(4) その他

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられなかった人が、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金の1級・2級の状態に該当した場合、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、福祉的措置として特別障害給付金が支給される。

#### 4 年金生活者支援給付金

令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税率 10%への引き上げに伴い、公的年金と他の所得を合わせても（前年所得額）、老齢基礎年金満額以下の者や所得が一定基準以下の障害基礎年金、又は遺族基礎年金の受給者に対し、年金に上乘せして支給し、経済的な支援を図るものである（令和元年 10 月 1 日施行）。

##### （1）老齢年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 65 歳以上で老齢基礎年金を受給していること
- ② 同一世帯の世帯員全員が区民税非課税であること
- ③ 前年の公的年金等の収入金額と他の所得額との合計額が、779,300 円（老齢基礎年金満額相当）以下であること

##### （2）補足的な老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の所得要件を満たさない場合でも、下記の所得額までの者に、老齢年金生活者支援給付金の受給者と所得総額が逆転しないよう補足的な給付を行う。

なお、以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 65 歳以上で老齢基礎年金を受給していること
- ② 同一世帯の世帯員全員が区民税非課税であること
- ③ 前年の公的年金等の収入金額と他の所得額との合計額が、779,300 円を超え 879,300 円以下であること

##### （3）障害年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 障害基礎年金を受給していること
  - ② 前年所得が、4,621,000 円以下であること
- ※ 障害基礎年金は非課税収入のため、所得とはみなさない。  
※ 所得基準額は、20 歳前障害基礎年金支給停止の所得基準額と同額に設定されている。  
なお、扶養親族等の数に応じて増額する。

##### （4）遺族年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 遺族基礎年金を受給していること
  - ② 前年所得が、4,621,000 円以下であること
- ※ 遺族基礎年金は非課税収入のため、所得とはみなさない。なお、扶養親族等の数に応じて増額する。

## 5 年金受給状況

### (1) 拠出・無拠出年金

(平成30年3月31日現在)

種 別		受 給 権 者 数
拠 出	老 齡 年 金	1,526 人
	通 算 老 齡 年 金	1,161 人
	老 齡 基 礎 年 金	77,453 人
	障 害 年 金	103 人
	障 害 基 礎 年 金	1,946 人
	遺 族 基 礎 年 金	434 人
	寡 婦 年 金	24 人
	小 計	82,647 人
無 拠 出	老 齡 福 祉 年 金	4 人
	障 害 基 礎 年 金	2,586 人
	小 計	2,590 人
合 計		85,237 人

### (2) 一時金受給状況

(平成31年3月31日現在)

種 別	受 給 権 者 数
死 亡 一 時 金	10 人
特 別 一 時 金	0 人
合 計	10 人

### (3) その他

(平成30年12月31日現在)

種 別	受 給 権 者 数
特 別 障 害 給 付 金	17 人

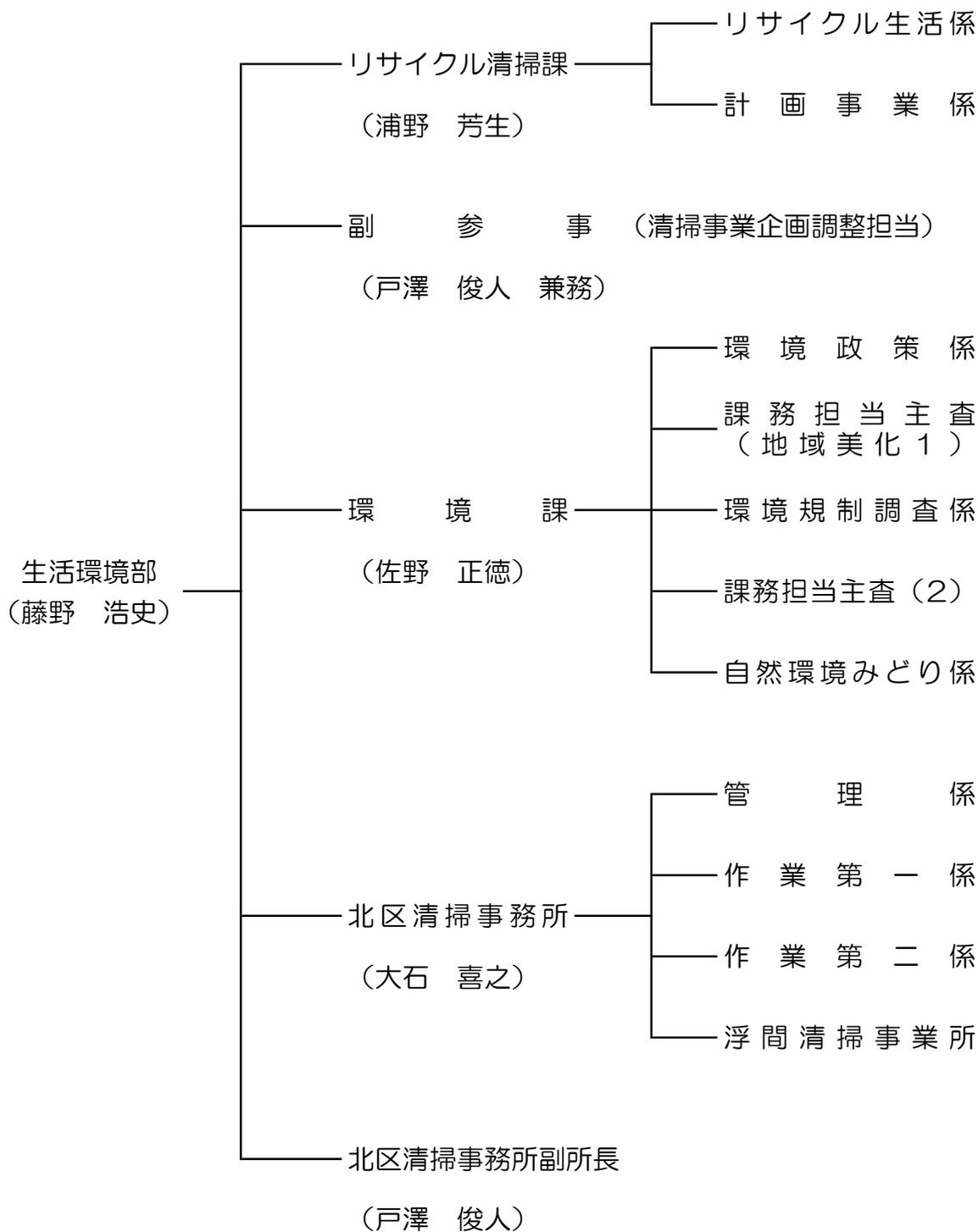
(白 紙)

生 活 環 境 部



# 生活環境部組織図

平成31年4月1日現在



# 生活環境部職員配置状況

平成31年4月1日現在

	係名	部長	課長	係長 /主査	技能長	係員	再任用	再雇用	計	備考
リサイクル清掃課	リサイクル生活係	1	2 ※(1)	2		5	1		10	※兼務副参事（北区清掃事務所副所長）
	計画事業係			1	※(2)	7	1		9	※兼務技能長（北区清掃事務所作業第一係）
	計2係	1	1	3	0	12	2	0	19	エコー広場館4館指定管理者制度導入
環 境 課	環境政策係		1	2		8			11	
	環境規制調査係			3		7			10	
	自然環境みどり係			1 ※(1)		5	1		7	※兼務1名（営繕課）
	計3係		1	6	0	20	1	0	28	
北区清掃事務所	管理係		2	1		5	1		9	
	作業第一係			1 ※(1)	11	50	10		72	※浮間清掃事業所長が清掃主査を兼務
	作業第二係			1	5	40	3		49	
	浮間清掃事業所			1	1	5	3		10	
	計4係		2	4	17	100	17	0	140	
部	計3課	1	4	13	17	132	20	0	187	

# 分 掌 事 務

## 生 活 環 境 部

### リサイクル清掃課

#### リサイクル生活係

1. リサイクル活動推進組織の運営及び連絡調整に関すること。
2. リサイクル活動拠点の整備計画及び運営に関すること。
3. 環境教育及び啓発事業に関すること。
4. 資源循環推進審議会に関すること。
5. 有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券に関すること。
6. 部の庶務に関すること。
7. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
8. 部内他の課、係に属しないこと。

#### 計画事業係

1. ごみ減量化の推進に関すること。
2. 資源リサイクル事業の推進に関すること。
3. 集合住宅等の資源保管場所に関すること。
4. 清掃事業の企画調整・統計に関すること。
5. 一般廃棄物処理計画に関すること。
6. 分別収集計画に関すること。
7. 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。
8. 清掃事務所との連絡調整に関すること。
9. 一般廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可及び指導に関すること。
10. 一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定等に関すること。
11. 浄化槽の届出及び指導に関すること。
12. 浄化槽清掃業に関すること。
13. 事業用大規模建築物等の排出指導に関すること。

### 副参事（清掃事業企画調整担当）

1. 不燃ごみ船舶輸送及び北清掃工場建替えに伴う関係機関との調整・協議に関すること。

## 環 境 課

### 環境政策係

1. 環境基本計画に関すること。
2. 環境保全に関する普及・啓発及び企画調整に関すること。
3. 環境情報の収集及び提供に関すること。
4. 環境マネジメントシステムの運用に関すること。
5. 環境審議会に関すること。
6. 温暖化対策に関する計画及び調整に関すること。
7. 新エネルギー機器等の助成に関すること。
8. 温室効果ガスの排出量に関すること。
9. 温暖化対策の啓発に関すること。
10. 低公害車の普及促進に関すること。
11. 課内他の係に属しないこと。

### 環境規制調査係

1. 公害に係る調査及び対応に関すること。
2. 公害に係る法令及び例規に基づく届出及び認可に関すること。
3. 公害の発生源に対する規制及び指導に関すること。
4. 公害の事務に係る統計、報告及び連絡調整に関すること。
5. 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。

### 自然環境みどり係

1. 緑化事業の計画及び推進に関すること。
2. 樹木及び樹林の保護に関すること。
3. みどりの基金に関すること。
4. こどもエコクラブに関すること。
5. 野生生物の調査、啓発及び対策に関すること。
6. あき地の管理適正化に関すること。
7. 緑化の啓発並びにみどりの協力員及び美化ボランティアに関すること。
8. 環境啓発施設の管理及び運営に関すること。
9. 環境大学事業に関すること。

### 課務担当主査（地域美化）

1. 路上喫煙の防止に関すること。
2. 地域美化に関すること。

## 北区清掃事務所

### 管理係

1. 所の管理及び運営に関すること。
2. 浮間清掃事業所に関すること。
3. 廃棄物処理手数料に関すること。
4. 文書管理、予算及び決算に関すること。
5. 契約に関すること。
6. 物品管理に関すること。
7. 安全衛生委員会に関すること。
8. 庶務に関すること。
9. 前各号のほか、他の係に属しないこと。

### 作業第一係

1. 作業第一係、作業第二係及び浮間清掃事業所の作業の調整に関すること。
2. 主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物（動物死体を含む。）の収集、運搬及び処分に関すること。
3. 主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物排出量の算定に関すること。
4. 主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。
5. 主に王子地区及び赤羽地区の再利用及び資源化の推進に関すること。
6. 主に王子地区及び赤羽地区の作業の統計に関すること。
7. 主に王子地区及び赤羽地区の連絡車、指導車及び軽小型自動車の運営管理及び修理に関すること。
8. 主に王子地区及び赤羽地区の自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。
9. 主に王子地区及び赤羽地区の作業用自動車並びに連絡車、指導車及び軽小型自動車の事故の防止に関すること。
10. 大規模建築物の廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所に関すること。
11. ごみの船舶中継所の運営管理に関すること。
12. ごみの船舶中継所の機材の管理に関すること。
13. ごみの船舶中継所の作業の統計に関すること。

### 作業第二係

1. 主に滝野川地区の廃棄物（動物死体を含む。）の収集、運搬及び処分に関すること。
2. 主に滝野川地区の廃棄物排出量の算定に関すること。
3. 主に滝野川地区の廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。
4. 主に滝野川地区の再利用及び資源化の推進に関すること。

5. 主に滝野川地区の作業の統計に関すること。
6. 主に滝野川地区の連絡車、指導車及び軽小型自動車の運営管理及び修理に関すること。
7. 主に滝野川地区の自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。
8. 主に滝野川地区の作業用自動車並びに連絡車、指導車及び軽小型自動車の事故の防止に関すること。
9. 清掃協力会に関すること。

#### 浮間清掃事業所

1. 作業用自動車の運営管理に関すること。
2. 自動車事故及び作業実施上の事故処理に関すること。
3. 作業用自動車及び作業用具の修理に関すること。
4. 自動車運行作業の統計に関すること。

# 生活環境部

## リサイクル清掃課

リサイクル事業と清掃事業の連携による効率的な事業執行を進めるとともに、北区一般廃棄物処理基本計画2015に基づき、区民・事業者・区の三者による協働でゴミ減量を図り、低炭素社会にも配慮した循環型社会の構築に取り組む。

### 1 北区一般廃棄物処理基本計画の策定 令和元年度予算 12,565千円

平成27年3月に策定した現行の一般廃棄物処理基本計画は、策定から5年が経過するため、北区資源循環推進審議会の答申「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」(平成31年1月)を踏まえて現行の計画を改定し、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」を策定する。

### 2 エコ広場館の運営 令和元年度予算 42,241千円

地域のリサイクル活動を推進するための拠点施設として「富士見橋エコ広場館」、「北ノ台エコ広場館」、「滝野川西エコ広場館」、「赤羽エコ広場館」の4館を運営している。

各館は、区民が自主的に設立したNPO法人「北区リサイクラー活動機構」を指定管理者(18年度～)として、区との協働でリサイクル生活文化の振興を図り、北区の目指す区民参加型の循環型社会構築に向けた推進活動や新しいリサイクル事業に取り組んでいる。

具体的な事業として、施設管理、リサイクルに関する講座の開催、リサイクル情報紙「かわら版」の発行、古布・衣類の資源回収、フリーマーケットの開催、資源のリサイクル、食の循環事業(甘楽町有機野菜の販売等)を行っている。また、びん、缶、ペットボトル、紙パック、食品用発泡トレイ、廃食油、ペットボトルキャップ等の資源回収の拠点になっている。

名称	富士見橋 エコ広場館	北ノ台 エコ広場館	滝野川西 エコ広場館	赤羽 エコ広場館
開設日	平成6年1月21日	平成8年3月2日	平成8年6月3日	平成20年3月12日
所在地	田端5-16-1	上十条5-14-4	滝野川6-21-25 (滝野川西区民センター2階)	赤羽1-67-62
延面積	536.60㎡ (敷地面積 863.98㎡)	317.85㎡	70.40㎡	560.59㎡ (敷地面積 300.00㎡)

※赤羽エコ広場館は上記所在地にて平成29年4月1日からリニューアルオープンした。

### 3 リサイクル啓発事業 令和元年度予算 11,151千円

ごみの減量化・資源化推進のため、区民の意識改革につながる廃棄物情報の提供、リサイクルに関する情報発信など様々な普及活動を行っている。

具体的には、区民向けに「家庭ごみ・資源の分け方出し方」冊子を作成し、区内転入者等へ配布するとともに、5年ごとにポストイングによる全戸配布を行っており、令和元年度は全戸配布の予定である。希望者には点字版・音声テープ版の配付も行っている。

子どもに対する啓発活動としては、リサイクル施設等を見学するエコエコツアーの開催や環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内小学校等の環境学習で活用している。

また、東京家政大学との連携事業として、リデュースクッキングレシピの作成及び調理実習会を行い、食品ロス削減の啓発に向けた取り組みを行っている。

#### 4 びん・缶回収事業

令和元年度予算 262,109千円

びん・缶回収事業（ステーション回収）は、平成4年3月にモデル事業として、東田端出張所管内町会連合会・浮間出張所管内町会連合会の2地区で開始した。その後、平成4年度2地区、平成5年度5地区、平成6年度に残り10地区と順次対象地区を拡げ、平成6年12月からは区内全域で実施している。

回収方法は、各町会自治会から選出された地域リサイクラー約180人を中心に、地域内から選ばれた管理者の協力を得て、回収場所（ステーション約5,400カ所）のコンテナの保管や設置をしていただき、回収運搬及び処理は区が委託した業者が行っている。回収した資源の売り払い金は、各連合町会を単位に、回収量に応じてそれぞれ還元している。

回収実績 平成30年4月1日～平成31年3月31日

品 目	回 収 量 (kg)
びん	2,602,000
スチール缶	500,543
アルミ缶	357,903
計	3,460,446

#### 5 ペットボトル回収事業

令和元年度予算 146,430千円

ペットボトルの回収は、平成9年4月に500mlボトルの販売を契機に東京都が暫定的な事業としてコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の店頭を回収拠点に23区一斉に回収が開始された。その後、平成20年度のサーマルリサイクル事業の本格的な導入を前にペットボトル回収の事業拡大を図り、びん・缶と同様に平成19年6月から、資源回収ステーションで分別回収を行っている。分別回収の普及定着により、平成27年2月行政が実施していた店頭回収は23区一斉に廃止した。

回収したペットボトルは、一部はペットボトルのまま、残りは中間処理後に売却して区の歳入とし、事業費の一部に充当している。

回収実績 平成30年4月1日～平成31年3月31日

品 名	回 収 量 (kg)
ペットボトル	1,350,610

#### 6 拠点回収事業

令和元年度予算 6,084千円

##### (1) 紙パック

平成3年8月から区の施設などに設置している「サンクルポスト（回収容器）」38カ所及びスーパー店頭の独自回収容器や地域住民が設置するコンテナの11カ所の合計49カ所で拠点回収を行っている。

##### (2) 食品用発泡トレイ

平成21年8月から区の施設などにピンク色の「発泡トレイ用サンクルポスト」を31カ所設置し回収を行っている。なお、トレイは白色・色付を問わず回収し再生している。

### (3) 乾電池

平成5年1月から水銀含有による有害性を理由にサンクルポストによる拠点回収を行ってきた。平成7年以降、国産乾電池に水銀が使用されていないことが確認され、近年水銀入り乾電池の排出が極めて少なくなったことから、現在は北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、リサイクル清掃課の3カ所で窓口受付により回収を行っている。なお、水銀入りでない通常の乾電池は不燃ごみで回収している。

### (4) 廃食油

平成21年5月からエコー広場館4カ所で家庭から出る廃食油の回収を開始した。平成22年4月に回収場所を拡充し、現在はエコー広場館3館（赤羽除く）、赤羽区民事務所、清掃事務所など7カ所で回収を行っている。平成24・25年度は、指定管理事業として実施し、平成26年度から区の直接委託契約に変更した。回収した廃食油はリサイクル石鹸の原材料としてリサイクルされる。

### (5) 古布・衣類

指定管理者（北区リサイクラー活動機構）への委託事業としてエコー広場館3館（赤羽除く）、赤羽区民事務所、区役所第2庁舎、赤羽会館、浮間地域振興室、東十条地域振興室、北区清掃事務所の9カ所で回収している。

回収実績 平成30年4月1日～平成31年3月31日

品 名	回 収 量 (kg)
紙 パ ッ ク	16,970
発泡トレイ	2,200
水銀入り乾電池	0 <sup>*1</sup>
廃食油	2,360
古布・衣類 <sup>*2</sup>	103,620

※1 平成30年度窓口で受付した水銀入り乾電池はない。

※2 古布・衣類は指定管理者の事業として実施しているため拠点回収事業費には含まれない。

## 7 集団回収支援事業

令和元年度予算 44,853千円

集団回収とは、区民が自主的に行っている紙、缶、びん、布類の資源回収活動であり、区は集団回収支援事業として実施団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。

集団回収支援事業は、平成4年7月に東京都から移管された事業である。

北区では、住民によるリサイクル活動を推進することを目的とし、区内全域で集団回収の拡充を図っている。現在はマンション等の建築時や集団回収を行っていない集合住宅等に事業説明を行うほか、活動の周知・PRを目的とした「のぼり旗」と「周知用標示板」を作成し配付している。

集団回収団体の構成員の高齢化により、報告事務や回収活動が負担となっている。そのため、平成28年度より、集団回収団体の活動を支援することを目的に「集団回収事業者認定制度」を開始し、6事業者を認定した。

回収実績 平成30年4月1日～平成31年3月31日 (実施団体数30年度 391団体)

品 目		回 収 量 (kg)
紙類	新聞紙	2,907,878
	雑誌	1,554,513
	段ボール	1,423,695
	その他	724
	小計	5,886,810
金属類		57,897
びん類		0
布類		100,632
計		6,045,339

8 有料ごみ処理券取扱事業 令和元年度予算 23,150千円

有料ごみ処理券は、有料粗大ごみ処理券と事業系有料ごみ処理券の2種類があり、区内及び隣接区の各コンビニ・2つのスーパー・34の商店等で販売している。

(1) 有料粗大ごみ処理券

家庭から出るごみで一辺が30センチ以上のもの(家電リサイクル法及びパソコンリサイクルの対象物を除く)を廃棄するときに使用する。

(2) 事業系有料ごみ処理券

小規模な事業者で事業系一般廃棄物(可燃・不燃ごみ、古紙に限る)を自ら処理することが困難、かつ、北区が許可する一般廃棄物処理業者(収集運搬業者)に委託することが困難な場合に、北区の収集に出すときに使用する。

(3) 区が行う業務

有料ごみ処理券取扱所委託契約、廃棄物処理手数料の収納、取扱手数料の支出、有料ごみ処理券の印刷・配送手続き等を行っている。

有料ごみ処理券の種類

券種	価格
有料粗大ごみ処理券A	1枚 200円
有料粗大ごみ処理券B	1枚 300円
事業系有料ごみ処理券70ℓ	1セット 5枚綴 2,660円
事業系有料ごみ処理券45ℓ	1セット10枚綴 3,420円
事業系有料ごみ処理券20ℓ	1セット10枚綴 1,520円
事業系有料ごみ処理券10ℓ	1セット10枚綴 760円

【参考】粗大ごみの廃棄物処理手数料

10kgまで：400円、20kgまで：800円、30kgまで：1,200円、50kgまで：2,000円、70kgまで：2,800円

※ただし、品目ごとに手数料を指定しているため上記は目安となります。

販売実績 平成30年4月1日～平成31年3月31日

券種	販売数	販売金額
有料粗大ごみ処理券A	494,813枚	98,962,600円
有料粗大ごみ処理券B	164,379枚	49,313,700円
事業系有料ごみ処理券70ℓ	4,331セット	11,520,460円
事業系有料ごみ処理券45ℓ	25,836セット	88,359,120円
事業系有料ごみ処理券20ℓ	9,727セット	14,785,040円
事業系有料ごみ処理券10ℓ	7,455セット	5,665,800円
合計		268,606,720円

- 9 在宅医療廃棄物（使用済み注射針）適正処理促進事業 令和元年度予算 1,022千円  
 使用済み注射針は感染性廃棄物であり、収集時の事故や管理上の危険があるため、医師会等関係団体と協議のうえ、専用容器で薬剤師会が回収を行い区が事業費を補助している。近年、在宅医療の普及と分別周知の結果、回収量は増加傾向にある。

なお、平成27年度から、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」を活用することで、事業費の1/2の補助金を確保できることから、薬剤師会への事業費補助割合を1/2から3/4に変更した。東京都の補助期間は平成29年度で終了したが、平成30年度以降も薬剤師会への事業費補助は継続して行う。

【対象経費】

- ① 注射針回収容器及び封印シールの購入費
- ② 注射針処分委託経費
- ③ その他区が必要と認めたもの

	平成30年度
購入容器数	7,400個
回収容器数	7,415個

- 10 一般廃棄物処理業の許可 令和元年度予算 116千円  
 一般廃棄物処理業の許可は、区の処理（収集）が困難である場合に、区が定める一般廃棄物処理計画に適合し、関係法令等で定める諸条件を満たした処理能力を有する事業者に、許可を与えて一般廃棄物を処理させるものである。

許可事務は、平成25年度から事務の効率化を図るため、申請・許可事務は東京二十三区清掃協議会で共同処理し、区は申請事項の決定、指導及び処分等の事務を担当している。

なお、許可関係手数料は権限を有する区に納付される。

平成31年4月1日現在 北区許可業者数 収集・運搬業274業者、処分業1業者

- 11 事業用大規模建築物等の排出指導 令和元年度予算 334千円  
 区内事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を進めるため、事業用途床面積3,000㎡以上の事業用建築物所有者に対して、廃棄物管理責任者の届出、再利用計画書の提出を義務付けている。

その後、再利用計画書に基づき、適宜、建築物への立入検査、廃棄物減量と再利用推進に関する指導・助言を行っている。また、廃棄物管理責任者に対して、講習会（年2回程度）を実施し

ている。

なお、延床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物所有者に対しても、上記に準じて指導・助言を行っている。

平成31年4月1日現在	事業用建築物対象件数（1,000㎡以上、3,000㎡未満）	245件
	事業用大規模建築物対象件数（3,000㎡以上）	250件

## 環 境 課

省資源・省エネルギー型社会への転換、自然環境の保全、区民との協働を視点とした、「北区環境基本計画」を平成17年6月に策定し、同年10月29日には「元気環境共生都市宣言～健康とみどりのまち北区をめざして～」を宣言した。また、環境保全への取り組みの実効性を高めるため、平成18年3月に「東京都北区環境基本条例」を制定した。

北区を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成25～26年度の2カ年で「北区環境基本計画」の改定を行い、平成27年1月に「北区環境基本計画2015」を策定した。「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」を北区の望ましい環境像とし、これを実現するための10年間の長期目標を「持続可能な環境共生都市の実現に向け、地域のきずなづくりを推進する」と定め、取り組みを進めていくこととした。

### 1 環境マネジメントシステム 令和元年度予算 3,220千円

#### (1) 北区環境マネジメントシステムの運用

北区は、平成14年12月にISO14001の認証を取得したが、平成21年5月にはエコアクション21に移行して認証を取得し、環境負荷低減と環境貢献に、事業者として組織を挙げ取り組んでいる。平成29年度には、「第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を事業者として策定し、目標をより明確化させた。令和元年5月にエコアクション21の更新登録を行い、引き続き、環境マネジメントシステムの運用に取り組んでいく。

#### (2) 温室効果ガスの排出量と省エネ対策の報告

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が改正され、北区も一事業者として、平成22年度から毎年、温室効果ガス排出量等と省エネ対策を報告することが義務づけられた。

引き続きこの制度に基づき、北区の各区有施設のエネルギー使用量等の情報を収集・分析し、国及び都へ報告するとともに、その結果を活用して、教育委員会も含めた区有施設からの温室効果ガスの排出削減に全庁で取り組んでいく。

### 2 環境大学事業 令和元年度予算 44,752千円

#### (1) 環境大学

環境意識の向上を目的とし、環境問題を基礎から学ぶための各講座を実施している。

平成28年度まではお茶の水女子大学、東京家政大学の2校と連携して講座等を実施していた。平成29年度からは連携大学を東京家政大学に一本化して実施している。

平成30年度実績 幼児とその家族向け環境学習講座：12回260名、小学校環境学習講座：10回256名、中高生向け環境学習講座：4回120名、社会人・大学生向け環境学習指導者養成講座：6回51名、企業等連携講座：2回34名、小学校へ環境学習教材の提供

## (2) みどりと環境の情報館

みどりと環境に関する情報の発信拠点として、平成21年5月旧豊島東小学校跡地に「みどりと環境の情報館(愛称:エコベルデ)」を開館した(平成30年度の来館者数は4,202名)。

豊島五丁目団地周辺の土壌汚染対策やリスク管理状況のパネル展示などを常設するとともに、園芸や自然に関する区民向け講習会を開催している。平成30年度は25回を開催し、610名が参加した。

平成30年度から、施設運営の効率化とともに、有効活用を図るため、みどりと環境の情報館、自然ふれあい情報館の2施設の運営を一本化して環境に関するノウハウのある民間事業者に委託している。さらに両施設と環境大学事業との連携を深めることにより、事業効果を高めていく。

## (3) 自然ふれあい情報館

平成6年4月から清水坂公園内に「自然ふれあい情報館」を運営している(平成30年度の来館者数は50,372名)。現在は自然観察園を含め、民間委託により施設の管理や環境教育等を行っている。情報館では一般展示のほか、多くの区民に自然の大切さと素晴らしさを知ってもらうための各種教室を実施しており、平成30年度は計13回開催し、426名が参加した。

平成16年度からは、環境学習リーダーの養成講座を実施している。平成30年度は計19回開催し、92名の参加者があった。

また、自然観察園の一角にある田圃では、隣接する西が丘小学校の児童を対象に、田植えから稲刈りまでの農作業を実体験する稲作体験学習を毎年実施している。

## 3 野生生物対策

令和元年度予算 3,402千円

### (1) 河川生物生息調査

昭和59年度から毎年実施している河川生物生息調査において、平成30年度は、荒川・隅田川・新河岸川・石神井川の4河川で、35魚種を確認した。

### (2) カラス・ハクビシン対策

カラス(30年度は巢の撤去7件)やハクビシン(30年度は11頭捕獲)等を捕獲し、区民生活に与える被害を未然に防いだ。

## 4 みどりの保護・育成事業

令和元年度予算 22,760千円

「東京都北区みどりの条例」に基づく保護樹木等の指定、維持管理助成、緑化計画書に基づく緑化指導、生垣造成助成などを実施している。

### (1) 保護樹木等の指定・維持管理助成

「東京都北区みどりの条例」に基づき、保護樹木等の指定を行っている。また、「東京都北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱」に基づき、保護樹木等の管理に要する費用の一部を助成している。

ア. 指定・助成基準

保護樹木等	保護樹木等指定基準	助成額	助成限度額（超えた分は所有者負担）
保護樹木	幹回り1.5m以上 高さ15m以上	維持管理に 要する経費 の1/2	剪定（5年に1回）…1本当り70,000円 施肥害虫防除等…1本当り年額20,000円
保護樹林	面積300㎡以上	//	1カ所当り年額㎡当り40円で算定した額 または100,000円のいずれか少ない額
保護生垣	高さ1m以上 延長30m以上	//	1カ所当り年額20,000円

イ. 平成30年度保護樹木等指定実績

項目	指定	解除	累計
保護樹木指定	2本	6本	434本
保護樹林指定	0カ所	0カ所	14カ所
保護生垣指定	1カ所	0カ所	39カ所

(2) 生垣の造成助成

「北区生垣造成助成金交付要綱」に基づき、区内の道路に面した部分の総延長が1m以上あり、樹木の高さが1m以上ある生垣を造成する者に対し、1m当り8,000円（モデル地区は12,000円）を、ブロック塀等の撤去については1m当り5,000円を施工費の一部として助成している。

平成30年度実績 助成額 619,000円  
 生垣造成 4件 58m  
 ブロック塀撤去 2件 31m

(3) 建築物緑化助成

「北区都市建築物緑化促進事業助成金交付要綱」に基づき、区内で屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化を行う建築物の所有者に対し、費用の一部を助成している。

助成基準

屋上緑化：屋上に3㎡以上。1㎡あたり20,000円で算出した額または総経費の1/2のいずれか少ない額。100万円が上限。

ベランダ緑化：ベランダに1㎡以上。1㎡あたり20,000円で算出した額または総経費の1/2のいずれか少ない額。20万円が上限。

壁面緑化：建物の壁面を緑化。1㎡あたり5,000円。20万円が上限。

(4) 平成30年度各種助成実績

助成の種類	件数等	金額
保護樹木等	47件	4,009,000円
特別保全樹林	1件	324,511円
生垣造成助成	4件 58m	464,000円
ブロック塀撤去助成	2件 31m	155,000円
屋上緑化助成	0件 0㎡	0円
ベランダ助成	0件 0㎡	0円
壁面緑化	0件 0㎡	0円

(5) みどりの協定

「東京都北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱」に基づき、緑あふれる街並みをつくるため、区民・事業所に対して苗木等の供給等の助成を行っている。

平成30年度実績

住民によるみどりの協定	3カ所
事業所等とのみどりの協定	1カ所
緑化推進モデル地区	4カ所
平成30年度 苗木等配付金額	1,491,746円

(6) 緑化計画書の認定

「東京都北区みどりの条例」第20条に基づき、敷地面積300㎡以上の開発行為等を行う事業者から、緑化計画書の提出を受け、基準に適合した計画を認定している。

平成30年度緑化計画書受付件数 87件

(7) 区民植木市

緑化推進事業の一環として、植木市を開催している。

第87回 区民植木市

開催年月日	会場	みどりの相談件数
平成30年4月20～22日	飛鳥山公園	129件

5 緑の基本計画の改定

令和元年度予算 8,437千円

昭和59年に策定した「北区緑の基本構想」及び都市緑地保全法（平成16年に都市緑地法に名称変更）に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「北区緑の基本計画」を昭和62年に策定した。当該計画は10年ごとに改定しており、令和元年度は、平成30年度に実施した「北区緑の実態調査」の調査結果をふまえ、「北区緑の基本計画」を改定する。

6 花のあるまち推進事業

令和元年度予算 13,791千円

駅前広場や公園、区道などを区民との協働により、季節感あふれる草花でいっぱいにするため、「東京都北区美化ボランティア制度実施要綱」に基づき、ボランティア活動団体（88団体）を支

援（花苗、用具の供給、標示板の掲示、傷害保険料の負担等）している。

平成30年度美化ボランティア活動か所数（1団体複数か所あり）

道路 20カ所 公園等 62カ所 駅前広場等 11カ所

## 7 地球温暖化対策

令和元年度予算 3,521千円

### （1）環境活動自己診断

区立の小学校5年生を対象とした「小学生の環境活動自己診断」事業を平成10年度から実施している。平成30年度は区立小学校5年生1,674名とその家族が参加した。

### （2）エコアクション21企業向け認証取得支援

平成20年度から、北区内の中小事業者を対象に、中小規模の事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムであり、規模の小さな事業者の場合はISO14001より少ない費用で認証取得できる、エコアクション21の認証取得支援を行っている。

### （3）建物所有者・管理者等による建物・設備の省エネ化・新エネ導入の推進事業

分譲マンションの管理組合など、建物所有者・管理者等を対象に省エネ診断及び省エネ化・新エネ導入提案を実施し、助成制度を活用した対策を推進する。また、それらの効果検証結果を反映させて平成27年度に作成した「マンション省エネガイドブック」の改訂版を活用して導入効果を分かり易く伝え、集合住宅等の建物・設備の省エネ化・新エネ導入をより一層推進する。

平成30年度実績

省エネコンサルタント派遣 7件

マンション省エネセミナー 2回開催 参加者合計 29名

### （4）北区 eco かるたの普及とかるた大会の開催

平成27年度に環境学習の教材として、楽しみながら、環境配慮や具体的環境行動につながることを目指すものとして、区内小学生から標語を募集し、解説を入れた「北区 eco かるた」を作成した。学校等の学習関連施設に無償配付のほか、有償で一般販売も行っている。

また、作成した「北区 eco かるた」を普及させ、より一層事業の目的を達成するため、小学生を対象に「第4回 北区 eco かるた大会」を開催した。

開催年月日：平成31年2月3日（日）

参加人数：89人（低学年の部 55人、高学年の部 34人）

対象：区内在住・在学の小学生（事前申込制・先着100名）

### （5）省エネ道場の開催

「北区 eco かるた」を活用したかるた遊びと広く環境について学ぶための講座を組み合わせた「省エネ道場」を平成28年度から開催している。平成30年度は全8回の講座に計179名の参加があった。

平成29年度からは、新たに段位認定制度を導入し、知識向上のより一層の促進を図っている。

8 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成事業 令和元年度予算 30,218千円

区内で発生する温室効果ガスの排出量を削減するため、新エネルギー・省エネルギー機器等を導入する者に対し、その費用の一部を助成する制度を平成20年6月から実施している。

平成27年度から、区内業者による機器等の設置等を行う場合の助成額加算を導入し（中小企業者等、分譲住宅の管理組合等を対象とした助成を除く。）、平成28年度より、新たに「住宅用蓄電システム」、「窓の断熱改修」について助成を開始した。

平成29年度からは、太陽光発電システムの助成上限額を増額し（中小企業者等、分譲住宅の管理組合等を対象とした助成を除く。）、新たに「HEMS」について助成を開始した。

平成30年度実績

機器等の種類		件数	
一般向け対象機器等	太陽光発電システム	区外業者施工	16
		区内業者施工	0
	太陽熱温水器・ソーラーシステム	区外業者施工	0
		区内業者施工	0
	高効率給湯器	区外業者施工	11
		区内業者施工	0
	家庭用燃料電池装置	区外業者施工	28
		区内業者施工	100
	高反射率塗料	区外業者施工	32
		区内業者施工	14
	住宅用蓄電システム	区外業者施工	10
		区内業者施工	0
	窓の断熱改修	区外業者施工	7
		区内業者施工	0
H E M S	区外業者施工	7	
	区内業者施工	0	
中小企業者等		15	
分譲住宅の管理組合等		22	
合計		262	

9 地域美化推進事業 令和元年度予算 55,139千円

(1) 地域美化・路上喫煙対策推進事業

ポイ捨てゴミのない清潔で快適な環境を目指して区内36地区（町会・自治会）を美化推進モデル地区に指定し、平成20年12月1日に施行された「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」とあわせ、ピンカンや吸い殻のポイ捨て、歩行喫煙の禁止等の周知啓発の美化推進キャンペーンを実施している。

また、鉄道駅周辺での巡回指導のほか、歩行（乗り物での移動を含む。）喫煙やポイ捨てなどを区内全域で禁止していることを周知・啓発するため、チラシやステッカー等の配布、路面シートの貼付、横断幕や電柱広告等の設置等を行っている。

平成30年度実績

キャンペーン	7回 参加者 延476人
チラシ	町会自治会、事業所等へ13,807枚配付
路面シート	581枚貼付（内148枚貼替）
横断幕	47枚取付（内新規4枚）

### （2）指定喫煙場所の環境改善

「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」に基づき、JR王子・赤羽・田端駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定したうえ、禁止地区内に指定喫煙場所を設置しているが、指定喫煙場所から流れるたばこの煙やにおい、健康への影響について苦情が寄せられているため、環境改善に関する整備案を作成し、道路管理者等関係機関と環境改善に向けて協議を行った。

令和元年度は、引き続き関係機関等と協議を行いつつ、区内主要駅の指定喫煙場所等5ヶ所に喫煙場所を区切るためのパーテーションを設置し、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備する。

### （3）あき地の管理の適正化

「あき地の管理の適正化に関する条例」に基づき、雑草（かん木を含む）が繁茂したまま放置され、近隣住民の生活環境を著しく損なうようになっている未利用地の所有者や管理者に対し、適正な管理をするよう指導し、協力を求めている（平成30年度の相談件数 127件）。

平成30年度実績

区分	所有者		私有地		計	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
管理代行件数	0	0	1	169.00	1	169.00
勧告書送付	0	0	0	0	0	0
措置命令書送付	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	169.00	1	169.00

## 10 大気水質等及び騒音振動調査対策

令和元年度予算 20,957千円

### （1）環境保全調査

毎年、大気質、水質、騒音・振動の測定を行っている。平成30年度は、国土交通省が検討を進めている羽田空港の国際線増便に向けた飛行経路見直し等による機能強化について、現時点の北区における航空機による騒音影響を把握するため航空機騒音実態調査を実施した。

	測定事項	測定項目	測定場所	期間
大 気 質	大気汚染常時測定	NO <sub>2</sub> 、NO、O <sub>x</sub> 、風向、 風速、浮遊粒子状物質	区役所 (第1庁舎測定室)	通 年
		NO <sub>2</sub> 、NO、浮遊粒子状物質	なでしこ小	
		微小粒子状物質 (PM2.5)	区役所 (滝野川分庁舎屋上)	
	自動車排出ガス 調査	NO <sub>2</sub> 簡易測定	主要交差点9カ所 沿道9カ所 区役所1カ所	6月 11月
	有害大気汚染物質 調査	金属成分：As、Ni、Hg、Mn 揮発性有機化合物※1：ベンゼン、 トリクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン、ジクロロメタン、ア クリロニトリル、塩化ビニルモノ マー、クロロホルム、1,2-ジクロ ロエタン、1,3-ブタジエン	区役所	年6回
			としま若葉小	年1回
NO <sub>2</sub> 濃度分布 調査	NO <sub>2</sub> 簡易測定	区内10カ所	月1回	
ダイオキシン類 調査	ダイオキシン類	区役所 なでしこ小	年6回	
水 質	河川水質調査	pH、DO、BOD、COD、SS、Cl <sup>-</sup> 、 リン酸性リン、アンモニア性窒素、 全窒素、全リン、透視度、気温、 水温、色相、臭気、 大腸菌群数(石神井川のみ)	荒川、隅田川、新河岸川、 石神井川、浮間ヶ池、 赤羽自然観察公園(池) 計6地点	河川：月1回 池：隔月1回 (隅田川水系浄化対 策連絡協議会、石神井 川流域環境協議会に よる同時採水調査年 2回を含む)※2
騒 音 ・ 振 動	新幹線騒音振動 調査	騒音・振動・速度	新幹線の沿線3カ所 (田端、東十条、浮間)	年1回
	道路交通騒音振動 調査	騒音・振動	環状七号線、環状八号線、 北本通り、明治通りの沿線7カ所	11月～12月
	自動車騒音 常時監視	騒音	一般国道17号、環状八号線、 白山小台線	10月～11月

※1 常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称のことをいう。略称は、VOC。

※2 隅田川水系浄化対策連絡協議会・・・昭和53年4月設立。関係9区加入。

石神井川流域環境協議会・・・平成元年5月設立。関係3区、2市加入。

## (2) 光化学スモッグ緊急時の措置

「北区光化学スモッグ緊急時の措置要領」に基づき、光化学スモッグ注意報などを防災行政無線等によりお知らせしている。

平成30年度における注意報発令日数は、都内で9日、北区に係る地域(区西部地域)では4日であった。光化学スモッグによると思われる健康被害の届出は、都内全域で0件であった。

### (3) 低公害車の普及・促進

庁有車は全体（152台）の28%（42台）が低公害車となっている。

低公害車（庁有車）車種別一覧表

ハイブリッド自動車 (計12台)	小型・普通乗用自動車	6台
	軽貨物自動車	1台
	普通貨物自動車	5台
天然ガス自動車 (計28台)	普通貨物自動車	3台
	普通乗合自動車	3台
	小型・普通乗用自動車	0台
	軽貨物自動車	10台
	小型貨物自動車	12台
電気自動車	軽貨物自動車	2台

(平成29年度 自動車環境管理実績報告より)

#### 1.1 工場指導

令和元年度予算 8,545千円

工場等の公害防止対策について指導を実施している。また、区民から、騒音・振動・悪臭等の苦情の申し立てがあった場合は、その事実を調査し、改善指導を行っている。

##### (1) 公害防止のための規制・指導

区民の生活環境を守るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（略称：環境確保条例）や騒音規制法、振動規制法等に基づく規制や指導を行っている。

##### ア. 環境確保条例等の施行事務（①②は別表1のとおり）

- ① 工場の設置又は変更の認可及び届出の受理並びに公害防止指導
- ② 指定作業場（20台以上の自動車駐車場、洗たく施設、ガソリンスタンド、めん類製造場等）の設置又は変更等の届出の受理及び公害防止指導
- ③ 指定建設作業の規制及び公害防止指導
- ④ 石綿含有建築物解体等工事に係る届出受理及び公害防止指導（別表3のとおり）
- ⑤ 日常生活に伴う公害の防止及び指導

##### イ. 騒音規制法・振動規制法の施行事務（別表1のとおり）

- ① 特定施設（金属加工機械、空気圧縮機、送風機、印刷機械等）の届出の受理及び騒音・振動防止の指導
- ② 特定建設作業（くい打機、さく岩機、空気圧縮機等を使用する作業）の届出の受理及び騒音・振動防止の指導

##### (2) 公害台帳管理システムの運用による相談・指導対応

公害防止に関連する届出書・報告書等を電子データで管理し、効率的かつ迅速な相談対応を行うため、平成27年度に公害台帳管理システムを導入し運用している。令和元年度は、環境確保条例の改正等に対応するため、システムの改修を行う。

(別表1) 平成30年度 環境確保条例・騒音規制法・振動規制法による公害規制事務件数

項 目		件 数	
環境確保条例	工場	設置認可申請	6
		変更認可申請	11
		廃止届(行政廃止含)	28
		氏名等変更届・承継届	40
	指定作業場	設置届	13
		変更届	5
		廃止届(行政廃止含)	12
		氏名等変更届・承継届	44
騒音規制法	特定施設	設置届	7
		変更届	6
		廃止届(行政廃止含)	3
		氏名等変更届・承継届	28
	特定建設作業実施届	301	
振動規制法	特定施設	設置届	3
		変更届	5
		廃止届(行政廃止含)	2
		氏名等変更届・承継届	21
	特定建設作業実施届	190	
電気供給に関する証明		0	
その他公害関係諸証明		3	

(別表2) 平成30年度 現象別苦情・陳情受付件数

発生源	種類	種類									計
		ばい煙	粉じん	有害が 入	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌 汚染	その他	
工場		0	2	0	3	0	6	0	0	0	11
指定作業場		2	1	0	0	0	3	0	0	1	7
建設作業		0	27	0	4	0	69	34	0	3	137
一般		7	2	0	18	0	40	5	0	0	72
合計		9	32	0	25	0	118	39	0	4	227

※1件で複数の種類の苦情・陳情が寄せられたものについては、主な種類に計上。

(別表3) 平成30年度 石綿含有建築物解体等工事に係る届出

法届出	47
条例届出	46

12 豊島地区ダイオキシン類土壌汚染について

令和元年度予算 7,350千円

平成16年12月に豊島四丁目の日本油脂(株)工場跡地等でダイオキシン類による土壌汚染が見つ

かったとの発表が日本油脂㈱からあった。

発見場所が豊島五丁目団地と同じ日産化学工業㈱の工場跡地であったため、団地周辺の区施設で確認調査を行ったところ、旧豊島東小学校、豊島東保育園園庭、東豊島公園から、環境基準値を上回るダイオキシン類が検出された。そこで直ちに、危機管理室に豊島地区ダイオキシン対策本部を設置し、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策を進めるための詳細調査を実施した。

この調査結果と都市再生機構が実施した団地内での調査結果をもとに、平成17年12月東京都知事に、法律に基づく対策地域の指定要請を行った。東京都は平成18年3月6日に区の3施設を対策地域に指定し、平成18年12月には対策計画を策定した。

区は対策実施者として、「公害防止事業費事業者負担法」に基づき、北区環境審議会に費用負担計画の策定について諮問した。平成19年1月31日の審議会の答申を受け、区は費用負担計画を決定した。平成19年2月1日、日産化学工業㈱を費用を負担する事業者として定め事業者負担金の額を決定した処分を同社に対して通知した。平成19年4月10日には、区が請求した18年度対策費用（豊島東保育園の園庭ダイオキシン対策工事費の4分の3）が日産化学工業㈱から支払われた。なお、国からは、「環境監視調査等補助金交付要綱（平成13年3月13日制定）」に基づき対策費用の4分の1のうち55%の補助があった。

旧豊島東小学校及び東豊島公園のダイオキシン対策工事については平成20年3月に完了。平成19年度対策費用については、平成18年度同様4分の3が、日産化学工業㈱より支払われた。

平成19年7月25日、日産化学工業㈱は、上記処分等に対して、北区を相手取り、東京地方裁判所に取消し請求の訴えを起こした。東京地方裁判所は、平成23年7月7日、上記処分等を取り消す判決をなした。北区は、同年7月19日、同判決を不服として控訴したが平成24年9月27日、東京高等裁判所は控訴を棄却する判決をなした。その後、同判決が確定し、上記処分等が取り消されたことに伴い、区は日産化学工業㈱が区に納付した負担金を同社に返還するとともに、還付加算金等を同社に支払った。

区では、訴訟の結果を受けて、対策事業に係る費用を負担させる事業者を再度定めるため、環境審議会に費用負担計画について諮問し、同審議会は専門部会を設置し検討を進め、平成26年6月11日に区長に答申した。これに基づき、区長は、汚染の原因を旧王子工場における苛性ソーダの生産のための食塩電解工程から発生するダイオキシン類の排出であること、当該工程を有する工場を操業することにより、ダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者が、苛性ソーダの生産量（生産量が不明の場合は生産能力）による按分により費用を負担すべきとする費用負担計画を平成26年6月13日に策定し、費用負担計画に基づき、平成26年7月8日、日産化学工業㈱及びJX日鉱日石金属㈱に対し、費用負担決定処分を行った。

この処分に対し、JX日鉱日石金属㈱は、平成26年9月4日付の異議申立書を区長に提出し、区長は、平成26年12月24日、異議申立てを棄却する決定を行った。

また、費用負担決定処分の取消しを求めて、東京地方裁判所に上記2社がそれぞれ別に訴訟を提起し、平成27年1月5日には日産化学工業㈱の訴状、また、平成27年2月9日にはJX日鉱日石金属㈱の訴状が区に送達された。現在、2社の弁論が併合されたうえで、訴訟が継続中である。

なお、平成20年度からリスク管理のためのダイオキシン類調査を実施しており、令和元年度も引き続きダイオキシン類のモニタリング調査を行う。

## 北区清掃事務所

令和元年度予算 1,401,984千円

北区清掃事務所では、ごみの収集・運搬、廃棄物の減量・再利用の推進や指導、有料ごみ処理券の販売、清掃協力会に関すること、事業者・住民への指導・苦情処理等を行っている。なお、不燃ごみの船舶中継作業のため堀船清掃作業所を、清掃車両の管理・運営のため浮間清掃事業所を設けている。

名称	北区清掃事務所	堀船清掃作業所 (H31.4月休止管理)	浮間清掃事業所 (浮間分室併設)
所在地	北区豊島8-4-3	北区堀船3-3-1	北区浮間5-13-1
建物構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄骨2階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	1,532.76㎡	1,890.67㎡	2,500.03㎡
建物面積	1,274.35㎡	179.62㎡	1,379.20㎡
竣工年月	昭和42年3月	昭和62年3月	平成11年11月

名称	滝野川清掃庁舎	滝野川分室 (H19.4月閉鎖管理)
所在地	北区東田端2-18-15	北区滝野川1-25-5
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	636.60㎡	301.33㎡
建物面積	679.42㎡	408.39㎡
竣工年月	昭和58年3月	昭和41年3月

### 1 令和元年度作業計画

種別	回数	計画日量	作業計画自動車		搬入先	
可燃ごみ	週2回	201.4 t	40台	大型ダンプ車 1 新大型特殊車 1 新中型特殊車 1 小型プレス車 21 小型特殊車 7 軽小型ダンプ車 9	北清掃工場 179.1 t 板橋清掃工場 14.8 t 豊島清掃工場 7.5 t	
(注) 不燃ごみ	月2回	7.6 t	14台 (2)	新中型特殊車 (1) 小型プレス車 (1) 軽小型ダンプ車 14	中防不燃ごみ処理センター 0.7 t 資源化施設 6.9 t	
作業補助	—	可燃狭小対策	6台	軽小型ダンプ車 6	—	
粗大ごみ (委託)	申込制 (月~土)	9.0 t	6台	大型プレス車 1 小型ダンプ車 4 軽小型貨物車 1	中防粗大ごみ破碎処理施設 7.0 t 資源業者 2.0 t	
古紙 (委託)	週1回	34.0 t	10台	平ボディ車 6 軽小型貨物車 4	資源業者 34.0 t	
合計		252.0 t	76台			

(注) 可燃ごみ収集と併用している車両台数は ( ) 書きとする。

## 2 平成30年度作業実績

### (1) ごみ・資源収集量

平成30年4月1日～平成31年3月31日

可燃ごみ	不燃ごみ	資源（古紙）	粗大ごみ	合計
62,030 t	2,213 t (うち資源化量497 t)	6,365 t	2,346 t (うち資源化量594 t)	72,954 t

※ トン未満は四捨五入

### (2) 主な粗大ごみの収集状況

平成30年4月1日～平成31年3月31日

品 目		個 数	品 目		個 数
電 気 ・ ガ ス ・ 石 油 器 具 類	電気掃除機	6,680	家 具 ・ 寝 具	ふとん	36,661
	ビデオデッキ	2,327		箱物家具	29,707
	プリンター	4,822		いす・座いす	20,415
	電子レンジ	4,085		衣装箱	11,513
	扇風機	5,289		敷物	9,443
	ガステーブル	2,188		テーブル	7,351
	こたつ	1,635		ソファ	3,116
	照明器具	4,931		自転車	6,383
	ファンヒーター	1,946		スーツケース	5,282
	ストーブ	2,121		たたみ	1,335
			そ の 他	ゴルフ用品	1,749
				スキー板	767
				その他	108,812
				合 計	278,558

### (3) 動物死体処理

平成30年4月1日～平成31年3月31日

区 分		種 別			処 理 内 容	
処理区分	処理頭数	猫	犬	その他	収 容	持 込
有 料 (うち減免頭数)	480 (155)	321 (111)	44 (1)	115 (43)	459	21
都管理	120	86	0	34	106	14
合 計	600	407	44	149	565	35

(注1) 処理区分「有料」は、飼い主等から依頼された動物と、一般家庭から依頼のあった飼い主が判明しない動物。なお、飼い主が判明しない動物は減免。

(注2) 処理区分「都管理」は、東京都が管理する道路河川等で飼い主が判明しない動物。

(注3) 種別「その他」の主なものは、鳥類、うさぎ、ねずみ等。



—令和元年5月— 事務事業の概要と現況  
(地域振興部・区民部・生活環境部)

令和元年5月発行

刊行物登録番号  
31-1-017

東京都北区地域振興部地域振興課  
発行 東京都北区王子一丁目11番1号  
北とぴあ10階  
電話 5390-0092